令和4年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会 説 明 資 料

◎ 議案補充説明

(1)議案第100号「工事請負契約の変更について(主要地方道四日市鈴鹿環状線 (花ノ木橋(仮称))道路改良(橋梁上部工)工事)」 ・・・・・ 資料 議案補充説明

◎ 所管事項説明

(1)「令和4年版県政レポート(案)」について(関係分) ・・・・・資料1
 (2)「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」 最終案について(関係分) ・・・・資料2
 (3) 三重県住生活基本計画(最終案)について ・・・・資料3
 (4) 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る融資金融機関との直接協定(案)について ・・・・資料4
 (5) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正について ・・・・資料5
 (6) 県営住宅入居時の連帯保証人の要件緩和について ・・・・

令和4年6月23日

県 土 整 備 部

資料 議案補充説明

(1) 議案第100号「工事請負契約の変更について(主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋 (仮称)) 道路改良(橋梁上部工)工事)」

議案番号 第 1	議案番号第 100号 工事請負契約の変更について				
工事名	主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋(仮称))道路改良(橋梁上部工)工事				
施工場所	四日市市釆女町地内				
契約金額	変更前 853,710,000 円(消費税等含む) 変更後 839,479,300 円(消費税等含む)				
請 負 者 住所氏名	宇野重工株式会社				
契約工期	令和2年12月21日~令和4年10月26日				

丁事内容

橋長 L=139.5m 幅員 W=6.5(11.0)~9.5(14.0)m 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=513.5t 鋼橋架設工(トラッククレーンベント架設) W=511.7t 床版工 V=514 m³ 橋梁付属物工 N=1 式

変更埋田

本工事で設置・撤去する予定であった仮設道路について、本橋梁の架設に伴う河川工事で使用するため、 本工事で撤去する必要がなくなったことにより、減額を 行うものである。

契約方法 随意契約

【議案 第100号】

位 置 図



主要地方道四日市鈴鹿環状線(花ノ木橋(仮称))道路改良(橋梁上部工)工事 橋長 L=139.5m 幅員 W=6.5(11.0)~9.5(14.0)m 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋)N=1橋



資料1

(1)「令和4年版県政レポート(案)」について(関係分)

施策 1 1 3 (災害

災害に強い県土づくり

【主担当部局:県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路*等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度				
進展度	А			
*	(進んだ)			

【*進展度:A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

評価結果

・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等も活用し対策を進めた結果、「主指標」 について目標を達成できました。

主指標				
	令和元年度	2年度	3 ⊈	F度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
自然災害への対策が講 じられている人家数(累		243, 200 戸	244, 200 戸	1. 00
計)	242, 300 戸	243, 200 戸	244, 400 戸	1.00
目標項目の説明				
目標項目 の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数			数

副指標				
	令和元年度	2 年度	3 €	手 度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
洪水浸水想定区域図作成		129 河川	153 河川	1. 00
河川数(累計)	109 河川	142 河川	546 河川	1. 00

要配慮者利用施設、避難所 の保全施設数(累計)		303 施設	307 施設	1. 00
	302 施設	304 施設	309 施設	1. 00
緊急輸送道路上の橋梁の		86. 0%	90. 0%	1. 00
耐震補強進捗率	84. 0%	88. 2%	91. 8%	1.00

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	39, 662	51, 359	42, 929
概算人件費		2, 769	2, 690
(配置人員)		(304人)	(293 人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、 県民の皆さんの生命と財産を守るため、通常予算に加え「防災・減災、国土強靱化のための5か年 加速化対策」予算を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進 めています。一方、対策が必要な箇所はまだ多数存在しているため、あらゆる関係者が協働して流 域全体で行う持続可能な治水対策として「流域治水*」の全体像を示した流域治水プロジェクトを令 和3年度までに県内全ての水系(80水系)において策定しました。防災・減災対策の必要性がます ます高まっており、ハード・ソフトの両面からさらなる推進が求められています。
- ②ソフト対策としては、210 河川を目標としていた洪水浸水想定区域図の作成において、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」予算を活用することで、全ての県管理河川(全 546 河川)での作成が完了しました。また、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害警戒基準雨量の見直しを進めました。これらは、県民の皆さんが主体的な避難行動をとるための情報として、多くの方によりわかりやすく伝えることが求められています。
- ③河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害などが助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めました。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しましたが、対策が必要な箇所はまだ多数存在します。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めました。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路について、 橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り 組むことが求められています。

- ⑥豪雨や台風等による山地災害の復旧を進めるとともに、山地災害危険地区(新規着手 20 箇所含む) において災害の未然防止を図る治山事業を実施しました。また、土砂流出防止機能等が低下した保 安林内の森林整備を進めました。引き続き、山地災害防止に向けて効率的な治山対策を着実に進め ていく必要があります。
- ⑦漁港海岸堤防等については、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、 地震・津波・高潮への対策や長寿命化対策を進めました。引き続き防災・減災対策の取組を計画的 に進めていく必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策1-3:災害に強い県土づくり

主指標 自然災害への対策が講じられている人家数

(指標の考え方)

河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

(令和3年度実績値)

令和3年度は1,000戸増加を目標値としていましたが、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」予算も活用することにより、目標値を上回る1200戸の増加を達成できました。

	自然災害	整備指標
河川事業	洪水浸水	河川延長
砂防事業	土砂災害	土砂災害危険箇所数
海岸事業	高潮浸水	海岸延長
治山事業	山腹崩壊等	山地災害危険地区数



河川事業

河川1km整備することにより守られる平均人家数×河川整備延長

令和3年度

200戸増加

砂防事業

整備を実施した土砂災害危険箇所内の人家数の合計

令和3年度 **200**戸増加

海岸事業

海岸1km整備することにより守られる平均人家数×海岸整備延長

令和3年度 **500**戸増加

治山事業

山地災害危険地区1地区整備することにより守られる平均人家数×整備地区数

令和3年度 **300**戸増加

合計=主指標

自然災害への対策が講じられている人家数

令和3年度実績値 **244.400**戸(累計)

副指標 洪水浸水想定区域図作成河川数(累計)

(指標の考え方)

三重県管理河川546河川の内、洪 水浸水想定区域図を作成した河 川数

(令和3年度実績値)

令和3年度は11河川(累計153河川)で作成することを目標値としていましたが、水害リスク情報空白域を解消するため、すべての県管理河川(546河川)において、洪水浸水想定区域図を作成しました。

副指標 要配慮者利用施設、避 難所の保全施設数(累計)

(指標の考え方)

自力での避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設、避難 所843施設の内、保全がされた数

(令和3年度実績値)

令和3年度は3施設(累計307施設)を保全することを目標値としていましたが、目標値を上回る5施設(累計309施設)を保全し達成することができました。

副指標 緊急輸送道路上の橋梁 の耐震補強進捗率

(指標の考え方)

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補 強進捗率

(令和3年度実績値)

令和3年度は90%の進捗率を目標としていましが、国土強靭化予算を活用して事業を推進したことから、令和3年度は20橋完了し、進捗率は91.8%(累計508橋)となり、目標値を達成できました。

施策351

道路網・港湾整備の推進

【主担当部局:県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路*の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度進展度* (進んだ)

【*進展度:A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

評価結果

・高規格幹線道路、直轄国道の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果、「主指標」に ついて目標を達成できました。

主指標				
	令和元年度	2年度	3 🕏	F度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
県民生活の安全性·利便 性の向上や地域の経済		7. 4km	20. 0km	1. 00
活動等を支援する道路 の新規供用延長(累計)		7. 5km	20. 6km	1. 00
目標項目の説明				
目標項目 の説明	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長			

副指標				
	令和元年度	2 年度	3 £	手 度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
橋梁の修繕完了率		100%	100%	1. 00
	100%	100%	100%	1. 00
県管理港湾における岸壁		280m	340m	1. 00
等の更新実施延長(累計)	240m	280m	360m	1.00

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	30, 305	36, 307	39, 028
概算人件費		2, 988	2, 846
(配置人員)		(328人)	(310人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理を取り巻く環境は大きく変化してきており、道路管理の強化や効率化を図るため、ICT・AI技術等の先端技術の導入・活用が期待されています。このようななか、AIカメラによる常時観測システムの運用を令和3年4月から開始し、新型コロナウイルス感染症対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めました。また、観測体制の強化を図るため、令和4年3月に「道路DX*中期計画 2022~2026 ver.1」を策定しました。引き続き、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があります。
- ②コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。県都の顔となる津駅において、駅周辺の再編を図るため、三重河川国道事務所・三重県・津市で「津駅周辺道路空間検討委員会」を設置し、有識者、交通関係者、経済関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を策定しました。今後は、策定した整備方針の具体化を図る必要があります。
- ③熊野尾鷲道路(II期)の開通をはじめ、多くの幹線道路の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、高規格道路および直轄国道の早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。

- ④地域産業の生産性向上、ネットワークの選択性確保による広域連携強化、災害時も持続可能なネットワークによる防災性の向上のため、鈴鹿亀山道路が新規事業化されました。今後は、多額の事業費が必要なことから、早期整備のための推進体制の強化を図るとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討も国と連携して進めていく必要があります。
- ⑤幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の 設置など柔軟な対応を織り交ぜた道路整備を推進しています。しかし、頻発する自然災害への備え や安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題が残されています。引き続き、高規格道路等の主 要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化や、第2次緊急輸送道路*等の整備、 観光復興に向けたアクセス道路の整備、生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消など に向けて、道路整備を着実に進めていく必要があります。
- ⑥通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクル*を確立し、計画的な修繕・更新を実施しており、区画線については平成 29 年度調査で判明した剥離度Ⅲ(剥離が進んだ)約 800km の引き直しが完了しました。また、千葉県八街市の事故を受けて、通学路の合同点検による対策が講じられるまでの間に、注意喚起看板や防護柵の設置等すぐにできることを速やかに実施しました。引き続き、通行時の安全性・快適性の確保に向けて老朽化が進行する道路施設の計画的な修繕・更新を進めます。特に、区画線については一定の水準を確保し、定常化に向けた引き直しに取り組む必要があります。また、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、関係者とスピード感をもって交通安全対策を着実に進めていく必要があります。
- ⑦県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めました。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、緊急物資輸送ルートの機能を確保するための臨港道路橋梁等の耐震化を進める必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策 11-1: 道路網・港湾整備の推進

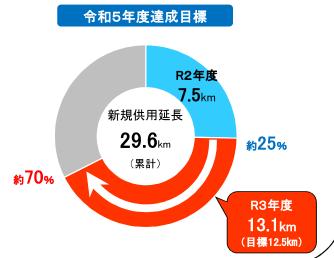
主指標 県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の 新規供用延長(累計)

(指標の考え方)

大規模自然災害への備えや地域の新たな課題に対応し、産業・経済・生活等を支える基盤として道路ネットワークの形成を推進する必要があることから選定しました。

(令和3年度実績値)

高規格道路の整備促進や県管理道路の整備に着実に取り組んだ結果、令和3年度は国道42号熊野尾鷲道路(II期)や一般国道368号(伊賀名張拡幅)をはじめ計13.1kmを新規供用でき、目標を達成できました。



副指標 橋梁の修繕完了率

(指標の考え方)

平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故などを受けて、平成25年に道路法の一部が改正され、橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識の6施設について、5年に1回の点検実施が義務づけられました。

三重県では5年に1回の点検の結果、修繕が 必要と判断された施設については、次回点検(5 年後)までに修繕を実施することとしています。

(令和3年度実績値)

平成28年度点検に基づく修繕を、次回点検実施の令和3年度までに100%完了し、目標を達成できました。

	副指標					
	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	横断歩道 橋(橋)	シェッド (基)	大型カル バート(基)	門型標識 (基)
要点検 施設数 (R3.3.31時点)	4,215	127	104	22	44	21
H28年度 点検数	833	0	26	5	0	5
要修繕数	54	0	0	1	0	0
R3年度 点検まで の修繕数	54 (100%)	_	_	1 (100%)	_	_

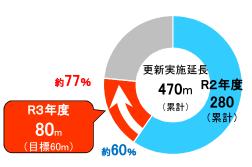
副指標 県管理港湾における岸壁等の更新実施延長(累計)

(指標の考え方)

岸壁等の港湾施設の安全性、利便性を確保し、県民の 生活や経済活動を支えるため、更新を実施し、施設の長 寿命化を図る必要があることから選定しました。

(令和3年度実績値)

津松阪港(大口地区)をはじめ、計80mの岸壁等の 更新を実施し、目標を達成できました。



令和5年度達成目標

施策353

安全で快適な住まいまちづくり

【主担当部局:県土整備部】

県民の皆さんとめざす姿

新都市計画区域マスタープラン*に示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造*の形成(コンパクトなまちづくり)が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度				
進展度	А			
*	(進んだ)			

【*進展度:A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

評価結果

・市町の都市計画について、新都市計画区域マスタープランの内容に沿った助言等を行うことで、令和3年度、新たに桑名、松阪、尾鷲の3区域で都市計画決定(変更)が行われた結果、「主指標」について目標を達成できました。

主指標				
	令和元年度	2年度	3 年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)		1 区域	3区域	1. 00
が行われた都市計画区域の数(累計)	_	1 区域	4区域	1.00
	目標項目の説明			
目標項目 の説明	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制(区域区分)の基本方針および土地利用(用途地域、地域地区)や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定(変更)を行った都市計画区域の数			

副指標				
	令和元年度	2年度	3 ±	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
街路における歩道整備お よび電線共同溝整備の合 計延長(累計)		_	300m	1. 00
	_		480m	1. 00
県営および市町営住宅の 長寿命化工事達成割合		22. 8%	48. 6%	1. 00
	_	20. 5%	49. 6%	1.00

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	3, 885	3, 278	3, 401
概算人件費		1, 038	1, 166
(配置人員)		(114人)	(127人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、令和2年度に 策定した新都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めました。また、街路におけ る通学路等の安全対策や緊急輸送道路*となっている区間の電線共同溝工事に着手するなど、都市 基盤の整備を進めました。県営都市公園においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及 が見込まれるワーケーション*の推進にかかる施設整備や Park-PFI の手法を用いた新たな賑わい づくりのための取組を進めました。さらに、市町の景観づくりに向けた取組の支援、屋外広告物の 設置の適正化や安全対策の充実等により、地域の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進 めました。引き続き、持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海ト ラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求め られています。
- ②県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方には県営住宅の家賃の減免を行いました。また、民間住宅については、空き家対策を実施する市町への支援とともに、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性等を備えた長期優良住宅の認定を行いました。引き続き、人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処や住宅確保要配慮者への支援などが求められています。
- ③建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めました。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策11-3:安全で快適な住まいまちづくり

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

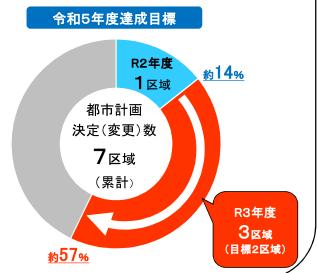
主指標 新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が 行われた都市計画区域の数(累計)

(主指標の考え方)

人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて改定された新都市計画区域マスタープランに沿って、都市計画の策定が進められていることを示しています。

(令和3年度実績値)

令和3年度は、3区域で都市計画決定(変更)が行われたことから、目標を達成できました。



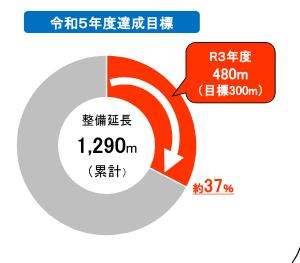
副指標 街路における歩道整備および電線共同 溝整備の合計延長(累計)

(副指標の考え方)

街路における通学路等の安全対策や大規模 自然災害の備えとして、緊急輸送道路の区間と なっている電線共同溝の整備を進める必要があ ることから選定しました。

(令和3年度実績値)

令和3年度は、街路における歩道および電線 共同溝の延長480mを整備したことから、目標を 達成できました。



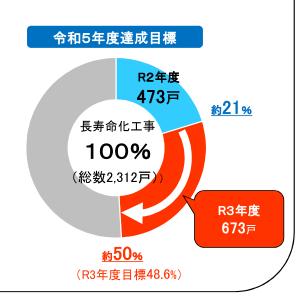
副指標 県営および市町営住宅の長寿命化 工事達成割合

(副指標の考え方)

既存住宅の活用に向け、予防保全の観点から、 県および市町の公営住宅の長寿命化を進める 必要があることから選定しました。

(令和3年度実績値)

令和3年度は県営住宅において106戸、8市町 の市町営住宅において567戸の計673戸の工事 を実施し、目標を達成できました。



行政運営7

公共事業推進の支援

【主担当部局:県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、 公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

評価結果をふまえた施策の進展度		
進展度	В	
*	(ある程度進んだ)	

【*進展度: A (進んだ)、B (ある程度進んだ)、C (あまり進まなかった)、D (進まなかった)】

評価結果

- ・公共事業の実施プロセスの公正性・透明性の確保に努めた結果、「主指標」については目標を達成できました。
- ・「副指標」の「公共事業の平準化率」については、目標を達成できなかったため、全庁的に公共工事の稼働状況の見える化等に取り組み、施工時期の平準化のマネジメントを推進する必要があります。

主指標				
	令和元年度	2 年度	3年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
ハサ東 米の 海エル玄		100%	100%	1. 00
公共事業の適正化率	100%	97. 2%	100%	1. 00
目標項目の説明				
目標項目 の説明	「三重県公共事業評 いて適正とされた割	価審査委員会」と「 <u>∃</u> 合の平均値	三重県入札等監視委員	会」の調査審議にお

副指標				
	令和元年度	2 年度	3 🕏	F度
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
公共事業の平準化率		80. 0%	80. 0%	0.00
	75.0% (30 年度)	80. 0%	78. 0%	0. 98
入札参加者の地域 · 社会貢 献度		85. 0%	86. 0%	1. 00
	84. 0%	87. 4%	86. 9%	1. 00

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	4, 466	4, 515	4, 469
概算人件費		1, 512	1, 588
(配置人員)		(166人)	(173人)

令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、再評価・事後評価対象事業全てについて評価が妥当であると認められました。引き続き、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性を確保していく必要があります。
- ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、対象案件全てについて 適正であると認められました。引き続き、適正な入札制度の運用に努め、公共事業を取り巻く状況 の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- ③地域の建設業が、地域の安全・安心や雇用の確保などの役割を将来にわたって果たせるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化や I C T 活用工事の試行拡大などを進めました。引き続き、これらの取組を進める必要があります。
- ④電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムを更新し、令和3年 10 月に 運用を開始しました。引き続き、更新した設計積算システムにより効率的な業務が実施できるよう 必要に応じて改善等を進める必要があります。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるとともに、スマート改革の推進を 図るため、建設現場における遠隔臨場のモデル工事を実施しました。引き続き、同感染症対策を講 じるとともに、建設工事等における非接触・リモート型の働き方への転換等を図る必要があります。
- ⑥県発注の公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向け、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し、体制の強化を図りました。引き続き、建設工事等の円滑な施工に寄与するため、協議会を継続的に運営していく必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

行政運営7:公共事業推進の支援

行政運営7 公共事業推進の支援

補足資料

主指標:公共事業の適正化率

(指標の算出方法)

公共事業の適正化率(%)=(①+②)/2

① 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を示す指標として、「三重県公共事業評価審査委員会」で審議された事業のうち、適正と評価された事業の割合(%)

② 事業が適正に行われていることを 示す指標として、「三重県入札等監 視委員会」で審議された入札のう ち、適正とされた入札の割合(%)

【令和3年度実績値】(100%+100%)/2=100%

三重県公共事業評価審査委員会で 再評価4事業、事後評価1事業の計5事業 の審議を行い、すべての事業について適正 と評価されました。



5/5 = 100%

三重県入札等監視委員会は四半期毎の 年4回開催し、計18件の入札を審議し、 全てが適正と認められました。



18/18 = 100%

副指標:公共事業の平準化率

(指標の考え方)

工事量の偏り(閑散期と繁忙期)を解消し、年間を通した工事量が安定することで長時間労働の是正 や現場の処遇改善、生産性の向上に資すると考えられることから設定。

平準化率(%)=(4~6月の平均稼働金額)/(年間平均稼働金額)

【令和3年度実績値】78%

※目標値は、現状値(平成30年度実績:75%)を上回ることをめざし80%に設定

〇平準化率が前年度より低下した理由

補正予算が前年度に比べ早期に成立(1月成立)したことから早期発注に努めた結果、令和2年度に 比べ年度末(1月~3月)の契約金額が増加し、年平均稼働金額が増えたため

副指標:入札参加者の地域・社会貢献度

(指標の考え方)

地域・社会に貢献できる建設企業を育成することは、公共事業への信頼感が向上することから設定。

地域・社会貢献度(%)=総合評価方式における地域・社会貢献に関する評価項目(8項目^{※1})の 取組実績の平均取得率

【令和3年度実績値】86.9%

※目標値は、現状値(令和元年度実績:84%)から、近年の取組状況をふまえて、 毎年度1%ずつ向上するものとして86%に設定

> ※1 地域貢献3項目(地域維持型、美化活動、災害協定) 社会貢献5項目(次世代育成、男女共同参画、環境マネジメント、障が、堵雇用、人権取組)

施策1-3 (災害に強い県土づくり

【主担当部局:県土整備部】

現状と課題

- ①令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、 県民の皆さんの生命と財産を守るため、通常予算に加え「防災・減災、国土強靱化のための5か年 加速化対策」予算を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進 めています。一方、対策が必要な箇所はまだ多数存在するため、あらゆる関係者が協働して流域全 体で行う持続可能な治水対策として「流域治水」の全体像を示した流域治水プロジェクトを令和3 年度までに県内全ての水系(80水系)において策定しています。防災・減災対策の必要性は、ます ます高まっており、ハード・ソフトの両面からさらなる推進が求められています。
- ②ソフト対策としては、210 河川を目標としていた洪水浸水想定区域図の作成において、「防災・減災国土強靭化のための5か年加速化対策」予算を活用することで、全ての県管理河川(全546 河川)での作成が完了しています。また、土砂災害警戒区域の指定、土砂災害警戒基準雨量の見直しを進めていますが、県民の皆さんが主体的な避難行動をとるための情報として、多くの方によりわかりやすく伝えることが求められています。
- ③河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害などが助長されるおそれがあることから、河川の流下能力等を回復するため、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業も活用して河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施していますが、対策が必要な箇所はまだ多数存在します。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- ④大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ⑤地震等発災後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路について、 橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めています。引き続き、災害対応力の充実・強化に取 り組むことが求められています。

令和4年度の取組方向

県土整備部

①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、 防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。

- ②頻発化・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から県民の皆さんの生命と財産を守るため、三重県国土強靱化地域計画に基づき、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を推進します。
- ③洪水・地震・高潮洪水などに対し重要度や緊急性の高い河川を中心に改修を進めるとともに、治水上ネック点となっている橋梁等の河川横断構造物を重点的に改築することにより、治水安全度の向上を図ります。鳥羽河内ダムについては、引き続き本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。また、河川・海岸・砂防の国直轄事業、試験湛水中の川上ダム(水資源機構事業)の早期運用開始を促進します。このほか令和元年から令和4年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組むとともに、水災害を軽減させるために、これまで河川管理者が実施してきた治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策「流域治水プロジェクト」を県内全ての水系(80水系)において策定し終えたことから、このプロジェクトに位置付けた取組を着実に進めていきます。また、防災・減災や地球温暖化対策などの観点から、グリーンインフラ*を推進します。
- ④河川等の堆積土砂および樹木繁茂により浸水被害等が助長されるおそれがあることから、関係市町と共に優先度等を検討し、河川や砂防えん堤の堆積土砂撤去・伐採を積極的に進めるとともに、砂利採取制度の拡充により官民連携の強化も図ります。さらに、治山部局との連携により、土砂の発生抑制に向けた取組を促進します。
- ⑤土砂災害防止施設の整備により、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。土砂災害警戒区域等の指定については、引き続き、開発等で地形改変などがあった箇所を抽出し、2巡目の基礎調査に取り組みます。また、違法な盛土の対応として砂防指定地等における違反行為への行政指導や住民からの通報対応等を強化します。
- ⑥地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を推進します。また、高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を進めるとともに、県南部においては短時間で大きな津波に襲われることが想定される海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。
- ⑦災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路における橋の落橋や倒壊対策、道路の土砂崩れ防止対策に取り組みます。
- ⑧県民の皆さんが主体的な避難行動に資するソフト対策として、洪水浸水想定区域図の指定・公表、「河川DX中期計画 2022~2026 ver.1」に基づく危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置、高潮特別警戒水位の設定などに取り組みます。また、大規模災害への備えとして、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場での実動訓練を重ねる等、被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組みます。
- ⑨老朽化が進んでいる道路・河川・海岸・土砂災害防止施設については、長寿命化計画に基づく計画 的な施設の修繕・更新を行います。

農林水産部

- ⑩台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の施設整備未着手 箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を図ります。また、土砂流出防止等の公益的機能が低 下した保安林内の森林整備を進めるとともに、長寿命化計画に基づき老朽化した治山施設の改修 に取り組みます。
- ①漁港海岸堤防等については、引き続き耐震·耐津波対策や高潮対策を計画的に実施するとともに、 長寿命化計画に基づき適切な機能維持に取り組み、大規模地震や津波・高潮に対する安全性の確 保を図ります。

<u>施策11—1</u>(道路・港湾整備の推進

【主担当部局:県土整備部】

現状と課題

- ①熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通をはじめ、多くの幹線道路の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、高規格道路および直轄国道の早期整備の必要性について、関係市町や地域住民、地元民間企業等と一体となって国等に要望していく必要があります。
- ②地域産業の生産性向上、ネットワークの選択性確保による広域連携強化、災害時も持続可能なネットワークによる防災性の向上のため、鈴鹿亀山道路が新規事業化されました。今後は、多額の事業費が必要なことから、早期整備のための推進体制の強化を図るとともに、有料道路事業の活用など整備手法の検討も国と連携して進めていく必要があります。
- ③幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた道路整備を推進しています。しかし、頻発する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題が残されています。引き続き、高規格道路等の主要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化や、第2次緊急輸送道路等の整備、観光復興に向けたアクセス道路の整備、生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消などに向けて、道路整備を着実に進めていく必要があります。
- ④コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。県都の顔となる津駅において、駅周辺の再編を図るため、三重河川国道事務所・三重県・津市で「津駅周辺道路空間検討委員会」を設置し、有識者、交通関係者、経済関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を策定したところです。今後は、策定した整備方針の具体化を図る必要があります。
- ⑤通行時の安全性・快適性の確保に向け道路施設のサービス水準を継続的に維持していくため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確立し、計画的な修繕・更新を実施しており、区画線については平成 29 年度調査で判明した剥離度Ⅲ(剥離が進んだ)約 800km の引き直しが完了したところです。また、千葉県八街市の事故を受けて、通学路の合同点検による対策が講じられるまでの間に、注意喚起看板や防護柵の設置等すぐにできることを速やかに実施しています。引き続き、通行時の安全性・快適性の確保に向けて老朽化が進行する道路施設の計画的な修繕・更新を進めます。特に、区画線については一定の水準を確保し、定常化に向けた引き直しに取り組む必要があります。また、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、関係者とスピード感をもって交通安全対策を着実に進めていく必要があります。

- ⑥近年、デジタル技術や情報通信基盤の技術革新が進展するなか、道路の維持管理を取り巻く環境は大きく変化してきており、道路管理の強化や効率化を図るため、ICT・AI技術等の先端技術の導入・活用が期待されています。このようななか、AIカメラによる常時観測システムの運用を令和3年4月から開始し、新型コロナウイルス感染症対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めています。また、観測体制の強化を図るため、令和4年3月に「道路DX中期計画 2022~2026 ver.1」を策定したところです。引き続き、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があります。
- ⑦県管理港湾について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、老朽化した施設を補修するとともに、大規模地震時の緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めています。港湾は地域経済を支え、防災拠点としての役割を果たす必要があることから、引き続き、計画的かつ効率的な補修に取り組むとともに、緊急物資輸送ルートの機能を確保するための臨港道路橋梁等の耐震化を進める必要があります。また、尾鷲港をはじめ取扱貨物量が減少傾向にあることから、港湾の背後地に集積する企業等とも連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組の推進や、地域産品の輸送、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、 防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。
- ②近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど、地域の安全・安心を支えるとともに、地域間の交流・連携を進め、地域の経済活動の活性化を図るため、新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)、近畿自動車道紀勢線等の高規格道路や、北勢バイパス、中勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を推進します。また、新たな幹線道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路の早期整備、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。
- ③高規格道路等の主要幹線を補完し地域間交流を促進する道路ネットワークの強化、第2次緊急輸送 道路等の整備、観光復興に向けたアクセス道路の整備及び生活道路で車両のすれ違いが困難な未改 良区間の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に推進します。
- ④県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編などによる賑わいの創出や公共交通の利便性の 向上を図るため、令和4年3月に策定した「津駅周辺道路空間の整備方針」を基に、社会実験も含 めて整備方針の具体化を進めます。
- ⑤千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、通学児 童など歩行者等の安全確保を図るため、速効対策等も講じながら、関係者とスピード感をもって交 通安全対策を進めます。

- ⑥道路利用者等が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁や舗装等の道路施設について、予防保全の考えを取り入れながら、計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準を確保し、定常化を図れるよう適切な維持管理を進めます。
- ⑦AIカメラによる常時観測システムを運用し、新型コロナウイルス感染症対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めてきました。今後は、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討、災害時の異常検知など、AIカメラの活用の幅を広げるとともに、観測体制の強化を図ります。
- ⑧加速する社会のデジタル化の動きをふまえ、路面標示の劣化状況の判定など、A I 技術の導入に向けた課題や実用化等について警察等と共に検討し、管理の高度化、省力化をめざします。また、道路等施設の状況を遠隔で把握し、迅速に適切な管理を行うことができるよう、スマートフォン等を活用した写真共有システム等を運用します。加えて、道路インフラ側から自動運転を支援する手法等について、先進事例を調査し検討していきます。
- ⑨街路樹の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化についてメリハリをつけながら進めます。また、公共土木工事への県産木材の活用や道路等での雨水浸透桝の整備など、生態系を活用した防災・減災対策に積極的に取り組みます。
- ⑩港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、津松阪港(大口地区、新堀地区)等において老朽化対策を進めます。また、緊急物資輸送ルートの機能を確保するため、長島港において臨港道路橋梁(江ノ浦大橋)、鳥羽港において岸壁の耐震対策を進めます。また、新たに設置した「三重県港湾みらい共創本部」のなかで、港湾の脱炭素化に向けた取組として、重要港湾におけるカーボンニュートラルポート形成計画の策定に向けた取組を進めるとともに、港湾を利用した地域産業活性化、観光活性化を図るための環境整備を進めます。

<u>施策11―3</u>(安全で快適な住まいまちづくり

【主担当部局:県土整備部】

現状と課題

①人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、令和2年度に 策定した新都市計画区域マスタープランに沿った都市計画の策定を進めています。また、緊急輸送 道路となっている区間の電線共同溝工事に着手するなど、都市基盤の整備を実施するとともに、市 町の景観づくりに向けた取組の支援、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実等により、地域 の個性を生かした良好な景観まちづくりの取組を進めています。

県営都市公園においては、新型コロナウイルス感染症の影響のもと普及が見込まれるワーケーションの推進にかかる施設整備や Park-PFI の手法を用いた新たな賑わいづくりのための取組を進めています。引き続き、持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。

- ②建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めています。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組んでいます。引き続き、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可や指導・助言等により、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。
- ③住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行っています。引き続き、住宅・建築物の耐震化等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。特に木造住宅については、診断実施の後、設計、改修につなげる必要があります。
- ④県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、入居者が減少していることから、子育て世帯の優先枠の設定や単身入居が可能な住戸の拡大等の取組を行っています。また、民間住宅については、空き家対策を実施する市町への支援とともに、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する取組のほか、耐久性等を備えた長期優良住宅の認定を行っています。引き続き、人口減少に伴い増え続ける空き家問題への対処や住宅確保要配慮者への支援などが求められています。

令和4年度の取組方向

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、「5年後の達成目標」をふまえ、 防災・減災、国土強靱化を計画的に推進します。
- ②コンパクトで賑わいのある安全なまちづくりに向けて、都市機能・居住機能の誘導や災害の危険性が高いエリアの土地利用規制を行うため、都市計画区域マスタープランをふまえた市町の立地適正化計画策定やまちづくりに資する関連事業を支援します。また、緊急輸送道路における電線類地中化等の防災・減災対策を実施するとともに、魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導に取り組みます。公園においては、広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーションの推進に必要な公園整備や、新たな賑わいを創出するための Park-PFI 手法などを活用した公園整備を進め、利用者の満足度向上に取り組みます。

- ③建築基準法に基づき、新築建築物等に対して確認審査や完了検査等を適確に実施するとともに、不特定多数の者が利用する既存建築物に対して定期調査報告の内容を確認し、必要な改善指導を行うなど、適正な建築物の維持保全の促進に取り組みます。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、都市計画法に基づき開発許可申請の審査や開発工事の完了検査を適確に実施します。
- ④木造住宅について、引き続き戸別訪問や防災イベント等の機会に住宅所有者に耐震化を直接働きかけるほか、無料耐震診断や耐震改修工事、耐震性がない木造住宅の除却に対して支援を行います。耐震診断から設計、耐震改修工事につながるように、設計者や施工者に対して低コストの工法による耐震改修工事の普及を図ります。耐震改修促進法により耐震化を促進している緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物について、耐震改修工事等を実施するよう市町や関係団体と連携して必要な支援を行います。
- ⑤活用可能な空き家の改修や危険空き家の除却、市町が開催する空き家相談会等への支援を引き続き 実施するとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。また、県営住宅の長寿命 化のための改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、住宅確保要配慮 者向け民間賃貸住宅の普及促進や相談会の開催など居住支援の取組を進めるほか、長期優良住宅の 認定等を適確に実施します。

行政運営7

公共事業推進の支援

【主担当部局:県土整備部】

現状と課題

- ①公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の 適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業の効率性およびその実施過程の透明性を確保し ていく必要があります。
- ②入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な 運用に取り組んできました。引き続き、適正な入札制度の運用に努め、公共事業を取り巻く状況の 変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- ③地域の建設業が、地域の安全・安心や雇用の確保などの役割を将来にわたって果たせるよう「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保や労働環境改善の取組として週休二日制工事の試行拡大、生産性向上への取組として施工時期の平準化や I C T 活用工事の試行拡大などを進めています。引き続き、これらの取組を進める必要があります。
- ④電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムを更新し、令和3年 10 月に 運用を開始しました。引き続き、更新した設計積算システムにより効率的な業務が実施できるよう 必要に応じて改善等を進める必要があります。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるとともに、スマート改革の推進を 図るため、建設現場における遠隔臨場のモデル工事を実施しています。引き続き、同感染症対策を 講じるとともに、建設工事等における非接触・リモート型の働き方への転換等を図る必要がありま す。
- ⑥県発注の公共工事の受注者に対する不当要求等の根絶に向け、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を設立し、体制の強化を図っています。引き続き、建設工事等の円滑な施工に寄与するため、協議会を継続的に運営していく必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、適正な執行に取り組みます。
- ②「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共工事の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応するための入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

- ③地域の建設業が未来に存続し、その役割を果たせるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上への取組として施工時期の平準化およびICT活用工事の工種拡大、BIM/CIMの試行の継続などの各種取組を進めます。さらに、労働環境の改善や技術の継承に向け、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進に取り組みます。これらの取組を引き続き市町へ要請します。
- ④公共事業の適正な執行のために、引き続き、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用 を図ります。
- ⑤コロナ禍においても遅滞なく社会資本の整備・維持管理を進めるため、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、建設工事等における非接触・リモート型の働き方への転換等に向け、ウェアラブルカメラやスマートフォン等を使用した建設現場の遠隔臨場を全ての工事で活用できるようにします。
 - ⑥建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、建設工事の不当要求根絶に取組みます。また、「漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する新たな基本方針」については、定期的に検証し継続運用を行っていきます。

(2)「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」 及び「みえ元気プラン(仮称)」最終案に ついて(関係分)

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

現状

今後 30 年以内に 70~80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震においては、県内で 最大約 53,000 人の死者が生じると予想されています。また、年々勢力を増す台風や豪雨によ る水害や土砂災害などは、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

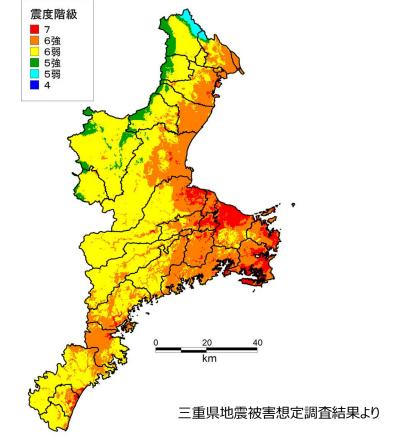
大規模な災害が発生すると、生活基盤がダメージを受け、これまで当たり前に享受していた快適な日常生活を送ることができなくなります。誰もが抱いている災害への不安に対して、しっかりと備えを進めておくことは災害発生時だけでなく、普段の暮らしにおいても、県民が安全・安心を感じることにつながり、このことは三重を訪れる人にとっても同じです。

災害の発生そのものを抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぐことはできます。また、大規模な災害が発生した際、その対応は多岐にわたることから防災・減災対策はできる限り多面的に取り組む必要があります。

【南海トラフ地震の震度予測図】

理論上最大クラス*の南海トラフ地震が発生した場合、県内の震度は下記の図のとおりとなることが想定されています。

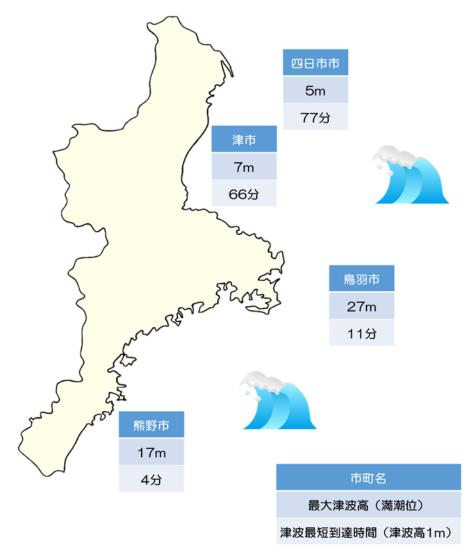
県内のほぼ全域で震度6弱以上、また県南部の大半と人口が集中する伊勢湾岸部では震度 6強が想定されています。また、伊勢志摩地域沿岸部を中心として、震度7が想定されていま す。



※これまでおおむね100年~150年間隔で実際に発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは異なり、発生する確率は極めて低いが、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し理論上は起こり得る南海トラフ地震。

【南海トラフ地震による津波想定】

理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定した場合の県内の最大津波高は、伊勢湾内で4~10m、熊野灘沿岸で15m以上となっており、一部地域では20m超える津波も想定されます。



内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)をもとに作成

【南海トラフ地震における県内の最大被害想定】

項目	被害想定
死者数 (うち津波による死者数)	約53,000人 (約42,000人)
負傷者数	約62,000人
避難者数 ※発災1日後	約757,000人

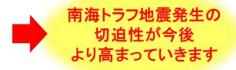
三重県地震被害想定調査結果より

・理論上最大クラスの南海トラフ 地震が発生した場合、県内の 被害想定は左記の表のとおりと なっており、大きな被害をもた らすことが予想されています。

【発生の切迫性が高まる南海トラフ地震】

1361	正平地震
1498	明応地震
1605	慶長地震
1707	宝永地震
1854	安政地震
1944	昭和東南海地震
1946	昭和南海地震

- ・本県に大きな被害を もたらした大規模地震は 約90~150年の間隔 で発生しています。
- ・前回の昭和東南海地震 及び昭和南海地震から 令和4年(2022年)で 約80年が経過することとな ります。



【高まる風水害のリスク】

近年、全国で水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、県内でも記録的短時間大雨情報が毎年のように発表されるなど、風水害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。

県内で発表された 記録的短時間大雨情報 (120mm/h以上)

2012~2018	発表なし
2019	4日(9回)
2020	2日(5回)
2021	3日(4回)

全国で毎年のように発生している 風水害

2019	房総半島台風(第15号) 東日本台風(第19号)
2020	令和2年7月豪雨
2021	伊豆山土石流災害

課題

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いています。県民の皆さんの命を守ることを第一に、「平時における人材育成とハード整備」「救助・避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおける課題を整理し、事前の対策に万全を期すことが必要です。

育成と八ード整備平時における人材

- ・県民の防災意識を高めるとともに、防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・大規模災害の被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強靱な県土を実現する ため、道路・河川などのインフラ整備により耐災害性を強化するとともに、急速な老朽 化の進行で生じる機能低下を防ぐことが必要です。

発災

・大規模災害発生時は初動対応がその後の対策の成否を分けることから、災害への即

応力をさらに強化していく必要があります。

救助・避難

- ・被災した県民を必ず救助し支援できるよう、国、 市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安 庁、警察、消防機関等と連携し、災害対応力のさ らなる向上を図っていく必要があります。
- ・災害時に第一線で対応を行う市町と一体となっ た災害対策活動を実施する必要があります。



総合防災訓練の様子

- ・県民の適切な避難行動に向けた取組を促進するとともに、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難対策を進める必要があります。さらに、避難所に避難した後も健康で安心して過ごせるよう、適切な避難所の環境と運営を確保する必要があります。
- ・南海トラフ地震発生時には、約 156,000 人の帰宅困難者が生じると想定されており、通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合の混乱回避のための取組が必要です。

復旧

- ・災害の発生により道路網が損傷すると、被災者の緊急搬送や必要な物資の輸送など に支障をきたすことから、緊急輸送機能の確保が必要となります。
- ・大規模災害発生時には甚大な量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興を計る上で課題となっています。大規模災害に備え、災害廃棄物が迅速に処理できるよう災害廃棄物対策の強化・充実が必要となっています。

取組方向

- ・南海トラフ地震や頻発・激甚化する豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の皆さんの命と暮らしの安全・安心を守るため、国、市町、関係機関等と連携し、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策の取組、県土の強靱化対策を一層推進していきます。
- ・何よりも守るべきものは県民の皆さんの命であり、「平時における人材育成とハード整備」「救助・ 避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおいて尊い命に直結する取組を強化します。

ソフト面

公助 ⇒災害対応力の向上 自助・共助 ⇒地域防災力の向上

ハード面

災害防止施設の 整備 各種インフラの 耐震対策・老朽化対策



県民の皆さんの 命と暮らしの 安全・安心

【ソフト面】

- ・大学生など次代を担う若者を防災人材として 育成し、育成した学生が若年層の防災意識 向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで 地域で防災活動を行うことにより、災害に強 い地域づくりを進めます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携して、シンポ ジウム等による啓発に取り組むことで県民の 防災意識の醸成を図ります。



【八一ド面】

・「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を活用し、激甚化・頻発化する 災害に対応した道路、河川、ため池などインフラの耐震化や浸水・土砂流出の防止対策、 老朽化対策等を加速します。また、インフラ管理者以外の関係者との協働や、インフラへ のICT等の新技術の導入を本格的に展開します。

(具体的な取組)

- ・最大級の地震に対応した緊急輸送道路の橋梁、河川・海岸堤防、ため池等の耐震補強
- ・最近の豪雨等に対応した河川・海岸堤防、砂防堰堤の整備、 堆積土砂の撤去
- ・長寿命化のための予防保全も含めた老朽化対策
- ・あらゆる関係者が協働する「流域治水」の本格的な展開
- ・道路・河川のリアルタイム観測機器や生態系を活用した グリーンインフラなど新技術の導入



橋脚の補強 一般国道 306 号 菰野大橋(菰野町)

【ソフト面】

・情報収集力や分析・対策立案力、災害対策活動のオペレーション機能のさらなる強化と人材の育成に取り組むとともに、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、大規模かつ実践的な訓練に取り組みます。



- ・災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、 市町が実施する図上訓練や災害対応マニュアル等の整備について支援するとともに、 災害発生時に職員を市町へ派遣し、市町災害対策本部の運営を支援することで、県 と市町が一体となった災害対策活動をより一層推進します。
- ・新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要となるきめ細かな防災情報を SNSなど多様な媒体でより迅速に提供します。
- ・夜間など避難が困難な状況であっても確実に避難できる体制を確立するため、夜間の避難を想定した訓練や避難路の確認等の取組を行う市町を支援します。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営など、適切な避難行動に向けた市町の取組を支援します。
- ・通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合には、公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に従業員をとどめる環境の整備と一斉帰宅の抑制を働きかけます。
- ・災害時の徒歩帰宅者に水やトイレを提供するなどの支援を行う「災害時帰宅支援ステーション」の拡充に努めます。

【八一ド面】

- ・津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内の全ての要避難者が確実に避難できるよう、市町の対策を支援します。
- ・機動的かつ長期間の災害対応を実施できるオペレーション機能の強化を図るため、災害対策本部オペレーションルームの設置に向けた検討を進めます。



津波避難タワー(イメージ)

- ・災害発生により道路網の通行に支障が生じ、広域防災拠点や災害拠点病院の活動に 支障が生じないよう、緊急輸送・搬送ネットワークを確保します。
- ・災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材の育成、廃棄物処理施設の強靱化や仮 置場候補地の選定の促進、平時からの国や市町・廃棄物関係団体等との連携等の取 組を進め、発災時における災害廃棄物の迅速な処理を促進します。

復旧

施策1-3 災害に強い県土づくり

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが 進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海抜0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

(課題の概要)

豪雨等が頻発化・激甚化する中で、県内河川は雨水の流下能力が未だ不十分な現状に加え、土砂の堆積により流れが阻害され、浸水被害が多発するリスクが高まります。加えて、山地では土砂崩れも増加し、周辺の社会福祉施設を含めた住民への被害が生じるリスクが高まります。

強い台風の増加による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定される中で、堤防や水門等が強い地震動や高潮・津波に対応できず広範囲で被害が生じるリスクが高まります。

大規模災害時に緊急輸送道路の通行が不能となり、物資輸送や復旧・復興に大きな支障を 及ぼします。

急速なインフラの老朽化により、災害に対する機能が低下し、小規模な災害でも大きな被害が生じるリスクが高まります。

主担当部局: 県土整備部

現状と課題

■ 三重県において大きな被害をもたらした紀伊半島大水害をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害から県民の皆さんの生命・財産・暮らしを守るため、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を本格的に展開することが必要です。また、気候変動による降雨量の増加をふまえた河川計画の見直しや生態系を活用したグリーンインフラの展開が求められています。
- 豪雨等によるがけ崩れや土石流など土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守るための 土砂災害防止施設の整備を進めています。特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者 利用施設や避難所を保全対象としている箇所の整備が求められています。一方で、令和3 (2021)年7月に静岡県熱海市において違法な盛土に起因する土砂災害が発生したことか ら、盛土による災害を防止する対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海抜ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災するおそれがある場所や 車両のすれ違いが困難な区間があり、これらの箇所の対策が求められています。
- 建設後50年を超えるインフラ施設が急速に増加し、劣化による機能低下が懸念される中、将来にわたる必要なインフラ機能の確保に向けてメンテナンスサイクルの取組を進めています。 今後も、このサイクルを持続的かつ着実に実施し、安全性を確保していくとともに、将来的に増加するメンテナンスコストの縮減・平準化を一層図る必要があります。

主担当部局: 県十整備部

取組方向

■ 基本事業1: 流域治水の推進

河川整備や河川の流れをよくする河川内堆積土砂の撤去を進めます。また、流域の市町が 実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導のほ か、民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、水害を軽減するための対策をあらゆる関 係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを進めます。さらに、気候変動を考慮した河川 整備計画等の見直しやグリーンインフラによる雨水貯留・浸透に取り組みます。

■ 基本事業2: 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組むとともに、警戒避難体制の整備に取り組みます。また、違法な盛土の対応として砂防指定地等における違反行為への行政指導や住民からの通報対応等を強化します。

■ 基本事業3: 山地災害対策の推進

土砂流出の防止や山腹斜面の安定を目的とする治山ダムなど治山施設の効果的な整備や 計画的な老朽化対策に取り組むとともに、水源かん養機能や土砂災害の防止などの公益的機 能が低下した森林の整備を進めます。

■ 基本事業4: 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による浸水被害を軽減するために、住民の素早い避難活動を促すため、ソフト対策として高潮浸水想定区域の指定に取り組みます。また、高潮災害防止のための堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防の耐震化、粘り強い構造とする施設整備等に取り組みます。

■ 基本事業5: 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を拡幅する対策に取り組みます。

■ 基本事業6: インフラ危機管理体制の強化

大規模災害への備えとして、河川監視カメラ・水位計等の配備拡充、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場で実動訓練を重ねる等、被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組みます。

■ 基本事業7: インフラの老朽化対策の推進

県民の皆さんの生命・財産を守り、経済活動を支えるとともに、災害時・平常時を問わず、 安全・安心な道路や河川などのインフラ機能が確保されようメンテナンスサイクルを着実に実 施するとともにインフラの老朽化対策に係る取組を進めています。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明	
河川の流れを阻害する堆 積土砂の堆積量(累計)	270万m3 東京ドーム 0.3杯分	185万m3 東京ドーム 1.0杯分 40%削減	河川の流れを阻害する堆積土 砂量 ()は平成30(2018)年度 末の堆積量に対する削減の数 値	
要配慮者利用施設および 避難所を保全する施設の 整備割合	- 63		事業実施個所のうち要配慮者 利用施設および避難所を保全 する施設整備(30箇所)の事 業完了の割合	
市町ハザードマップへの高 潮浸水想定区域情報の掲 載率	45%	100%	ハザードマップへの高潮浸水 想定区域情報を掲載した市町 の割合 (掲載市町/全体11市町)	
大規模地震でも壊れない 補強された橋の割合	91%	100%	緊急輸送道路に架かる橋梁の うち、大規模地震でも致命的 な損傷にならないように補強 された橋の割合	
被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	パトロールや住 民などからの 通報を中心と する情報収集	道路・河川の 重要監視箇所 における画像 情報の集中監 視体制の完成	道路・河川の重点監視箇所へ の監視カメラとコントロール ルームの設置状況	
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置(健全性 区分Ⅲ)と診断された橋梁の うち、次回点検までに措置を 完了した橋梁の割合	

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備 を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

(課題の概要)

高規格道路等のミッシングリンクや渋滞区間の存在により、県内各地域における社会・経済活動の支障となり、企業進出や観光誘客等に多大な影響を及ぼします。県管理道路の整備は、混雑状況や車道幅員など他県から大きく遅れており、地域間交流や安全・安心な生活への支障となります。

公共交通と道路ネットワークの連携を強化する拠点の不足により、今後のリニアの開業に伴う効果の発現や中心市街地の活性化等への支障となります。

道路空間の安全性など機能改善が求められる中で、通学路の対策の遅延や区画線の剥離等の進行により県民生活へのリスクが高まります。また、街路樹等の魅力が乏しい道路空間の存在により、生活の豊かさや来街者へのサービス等が損なわれます。

県管理港湾における貨物量の更なる減少により、背後地も含めた地域の雇用や経済活動に 大きな影響が生じます。

現状と課題

- 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への備えなど多くの課題があります。引き続き幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を推進していく必要があります。
- コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方 創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備に より、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。
- 通学児童等の安全確保が全国的な課題となっている中、歩行者等の安全・安心を確保するための取組を一層進めていく必要があります。また、道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設について、着実に修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準の確保・定常化を図る必要があります。さらに、平常時・災害時を含めた道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIの活用を進めていく必要があります。
- 県管理港湾は老朽化が進行するとともに、近年、尾鷲港をはじめ取扱貨物量が減少傾向にあります。このため、港湾の背後地に集積する企業や市町等と連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組や地域産品の輸送、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1: 高規格道路および直轄国道の整備促進

リニア三重県駅の開業も見据え、地域の経済活動や県内外からの集客・交流等を支えるとともに、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、県土の南北軸となる東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線等の延伸・強化、東西軸となる鈴鹿亀山道路等の整備を推進します。また、新たな幹線道路ネットワークの構築をめざし、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。

■ 基本事業2: 県管理道路の整備推進

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路の整備として、伊勢志摩連絡道路等の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な箇所の解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に進めます。

■ 基本事業3: 交通拠点の機能強化

リニア中央新幹線の開業による効果を広域的に波及させるため、鉄道と高速バスのクロスポイントを中心に、利便性の高い総合交通ターミナルの整備を推進します。高速バス路線が集中する「近鉄四日市駅」、「津駅」より着手し、他の地域への展開を検討します。また、駅周辺地域における道路空間の再編など、賑わいの創出や公共交通の利便性の向上を社会実験も含めて進めます。

■ 基本事業4: 交通安全対策の着実な推進

千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、速効対策等も講じながら、関係者とスピード感を持って交通安全対策を進めます。

■ 基本事業5: 適切な道路の維持管理

舗装等の道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、高耐久性塗料の導入も視野に入れながら一定の水準を確保し、定常化を図ります。さらに、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。

■ 基本事業6: 道路空間におけるグリーン化の推進

気候変動への対応や良好な沿道環境の保全などをふまえた持続的な維持管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化や景観等に配慮した街路樹管理など、道路空間におけるグリーン化を進めます。

■ 基本事業7: 県管理港湾の機能充実

港湾の利活用に関わる部局を横断した取組の連携の強化や、多様な関係者と協働し共に港湾への新たな価値を創造するため、新たに「三重県港湾みらい共創本部」を設置し、脱炭素化、地域産業の活性化、観光活性化の観点から、各港湾におけるプロジェクト計画を策定し、官民連携でのプロジェクトを推進します。

主担当部局: 県土整備部

KPI(重要業績評価指標)

(1) 主义未换印画店协		令和8年度の	
項目	現状値	目標値	項目の説明
中部圏の広域ネットワーク を形成する東海環状自動 車道の開通	〈県内〉 新四日市 JCT ~大安 IC 間 7.8km	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	東海環状自動車道の県内区間(新四日市 JCT~県境:23.3km)の開通
伊勢・志摩地域の交流を促 進するネットワーク整備	磯部 BP 事業中 第2伊勢道路/ 鵜方磯部 BP 供用済	磯部 BP 開通 伊勢志摩連絡 道路の全線開 通(20km)	高速道路と志摩地域の観光 リゾート拠点を結ぶ伊勢志 摩連絡道路の一部(磯部 BP L=2.5km)が完成
リニアをふまえた総合交通 ターミナルの整備	近鉄四日市駅 周辺での事業 着手/津駅周 辺での整備方 針の策定	県内の総合交 通ターミナル計 画の策定およ び近鉄四日市・ 津駅での整備 推進	新広域道路交通計画(交通 拠点計画)に基づく整備推進
危険な通学路の交通安全 対策が完了した割合	30%	100%	令和3(2021)年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合
道路区画線の引き直し	剥離度 II 以内 の水準の維持	剥離度Ⅱ以内 の水準の維持 および白線の 高耐久化	高耐久性の白線を活用しな がら視認性の高い状態を定 常化
トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合	28%削減 (CO2排出量 1,150t/年)	40%削減 (CO2排出量 950t/年)	県が管理するトンネル照明 の LED 化による年間CO2 排出量の割合 ※平成30(2018)年度比較
重要港湾の脱炭素化に関 する計画の策定	_	CNP計画に 基づく事業に 一部着手	令和3(2021)年度に国に より示されたカーボンニュー トラルポート(CNP)形成計 画策定マニュアルに基づく策 定

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、市町が策定した立地適正化計画※1等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーション※2の推進に必要な公園整備や鈴鹿青少年の森における Park-PFI 手法などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県 営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制 の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

(課題の概要)

市街地の拡大や人口減少により、低密度な市街地が形成され、地域活力の低下や生活サービスの維持が困難になるとともに、災害リスクの高い市街地エリアが存在し、まちの賑わいが失われています。

耐震性のない建築物が多数存在することや住環境に悪影響を及ぼす空き家が増加することなどにより、安全で快適な住環境の確保が困難になります。

主担当部局:県土整備部

現状と課題

■ 市街地の拡大や人口減少により、低密度な市街地が形成される状況となっており、地域活力 の低下や生活サービスの維持が困難になることが懸念されています。このため、効率的で利 便性が高い持続可能なまちづくりを進める必要があります。また、激甚化・頻発化する豪雨や 南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を低減し、県民の皆さんが安心して住み続け られるまちづくりを進めるとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを 進める必要があります。

- 令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき都市基盤の整備を進めていますが、ポストコロナを見据え、交流人口の拡大に向けた新たな賑わいを創出するための公園整備を進めていくことが必要です。
- 安全・安心な建築物、宅地の確保を図るため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可、 指導等を適確に行う必要があります。また、南海トラフ地震の発生が危惧されることから、住 宅・建築物の耐震化の取組を進め、地震災害に対するまちの安全性を確保する必要がありま す。
- 周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加は大きな社会問題となっており、空き家の適正管理等の啓発や空き家の利活用、危険空き家の除却などへの支援が必要です。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の増加が見込まれることから、受け皿となる県営住宅の計画的な改修のほか、民間賃貸住宅の確保や支援体制の充実を図る必要があります。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現のため、住宅分野においても一層省エネルギー対策を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1: コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

市町の立地適正化計画※1策定やまちづくりに資する関連事業を支援し、都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導や居住機能の公共交通沿線地域等への誘導、災害の危険性が高いエリアの土地利用規制を行うことで、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進します。また、緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策を実施するとともに、魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導に取り組みます。

■ 基本事業2: 都市基盤整備の推進

広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーション※2の推進に必要な公園整備を進めるとともに、多様なニーズに対応するための官民連携による公園の運営管理やPark-PFI 手法などを活用した公園整備を行い、利用者の満足度向上に取り組みます。

■ 基本事業3: 安全・安心な建築物の確保

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底により建築基準法の遵守を促すとと もに、都市計画法に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築 物および宅地の確保に取り組みます。また、住宅・建築物の所有者への耐震化の働きかけや、 耐震診断、補強設計、耐震改修、除却への補助を行うとともに、低コストの住宅耐震改修工法 の普及を図ります。

■ 基本事業4:安全で快適な住まいづくりの推進

空き家を活用した地方移住、二地域居住※3、ワーケーション※2などの取組や危険空き家の除却を支援するほか、セミナーや相談会の開催等を通じて、空き家の適正管理等について啓発します。また、県営住宅の長寿命化のための改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、福祉部局や居住支援団体等と連携した住宅確保要配慮者への居住支援体制の充実を図ります。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅やゼロエネルギー住宅(ZEH)※4等の普及啓発に加え、今後導入が見込まれる新築住宅の省エネルギー基準適合の義務化への対応や既存住宅の省エネルギー改修への支援を行います。

- ※1 立地適正化計画:都市再生特別措置法にもとづき、居住機能や福祉・商業等の都市機能を 誘導するエリアを定め、コンパクトなまちづくりを進めるための計画。
- ※2 ワーケーション:「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。
- ※3 二地域居住:都市住民が農山漁村などの地域に同時に生活拠点を持つ居住形態。
- ※4 ゼロエネルギー住宅(ZEH):高断熱化と高効率設備によって、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電や蓄電池などを利用して、年間エネルギーの消費量を収支ゼロにする住宅。

主担当部局:県土整備部

KPI(重要業績評価指標)

KFI(里女未帳計圖泪标/			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
コンパクトで賑わいのある まちづくりに取り組む市町 の割合	32% 8 市町/25 市町	64% 16市町/25市町	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業に取り組んでいる市町の割合
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数	2公園	5公園	広域的に利用されている 5 つの県営都市公園(北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園)で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値(令和2(2020)年度平均値82%)を超える都市公園数
県と市町が連携して木造 住宅の耐震化に取り組む 戸数(累計)	_	3,000戸	市町が取り組んでいる木造住 宅の耐震化を促進するため に、耐震性のない木造住宅の 耐震改修と除却に対して県が 補助した戸数
県と連携して積極的に空き 家対策に取り組む市町の 割合	58% 17 市町/29市町	82% 24市町/29市町	空家等対策計画に基づいて、 県の技術的支援を受けなが ら、空き家の活用および除却 を推進するため、空き家の改 修や除却の補助制度を整備し ている市町の割合

行政運営7 公共事業推進の支援

行政運営の目標

- 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。
- 建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の 担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持 管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。
- 建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共 事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した 評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、 適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制 度の改善等に取り組む必要があります。
- 電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムを更新し、令和3 (2021)年10月に運用を開始しました。引き続き、更新した設計積算システムにより効率的な業務が実施できるよう必要に応じて改善等を進める必要があります。
- 建設業は災害対応等、「地域の守り手」として、県民の皆さんの安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、人口減少・高齢化の流れが加速する中、未来に存続していくには、担い手の確保が急務となっています。このため、新・担い手3法をふまえ策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革の推進、生産性の向上などの取組を進めてきました。引き続き、これらの取組を一層推進していく必要があります。
- 建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等に対しては、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を令和3(2021)年に設立し、体制の強化を図りました。引き続き、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に向け取り組む必要があります。

主担当部局:県土整備部

取組方向

■ 基本事業1: 公共事業の適正な執行・管理

「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に 対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。また、「三重県入札等 監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り 巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

さらに、公共事業の適正な執行のために、引き続き、電子調達システムや設計積算システム などの安定運用を図ります。

■ 基本事業2: 公共事業を推進するための体制づくり

建設業が未来に存続していけるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上のための施工時期の平準化およびICTの活用拡大などの取組を推進するとともに、技能者の処遇改善等に向け、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等を図り、これら各種取組の拡大を市町へ要請します。

■ 基本事業3: 受注者への不当要求等の根絶

「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、関係機関等と連携して、 建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値	令和8年度 の目標値	項目の説明	
公共事業の適正な執行	適正に執行	適正な執行 の継続	「三重県公共事業評価審査 委員会」、「三重県入札等監 視委員会」の調査審議等を 受け、公共事業が適正に執 行されていること	
週休二日制工事(4週8休) の達成率	37%	100%	週休二日制として発注した 工事のうち、4週8休を達成 した工事の割合	
ICT活用工事(土工)の実施 率	65%	100%	ICT活用工事(土工)の対象 として発注された工事のう ち、ICTを活用した工事の割 合	
建設工事等の受注者への不 当要求等に対する適正な履 行環境の確保	適正な履行環境を確保	適正な履行 環境の継続 的な確保	「三重県建設工事等不当要 求等防止協議会」を積極的 に運用し、建設工事等の受注 者への不当要求等が排除され、適正な履行環境が確保 されていること	

資料2 別冊

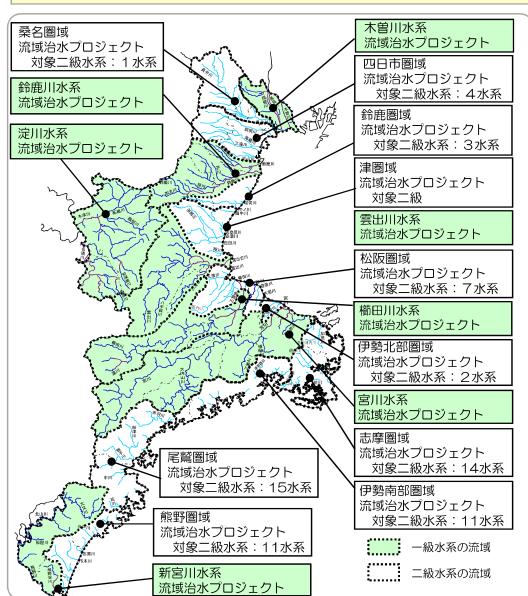
(2) 「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び 「みえ元気プラン(仮称)」最終案について(関係分)

補足資料

施策1-3 災害に強い県土づくり

基本事業1 流域治水の推進

- あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトの推進
 - 一級水系7水系(令和3年3月)策定、二級水系73水系10圏域(令和4年3月)策定



三重県で策定したプロジェクトの特色

- (1)多くの圏域で共通して進める取組
 - 氾濫をできるだけ防ぐ、減らすインフラ整備などに加え、
 - ① 既存ダムの事前放流
 - ② 水田・ため池の貯留機能向上
 - ③ 雨水浸透桝の設置
 - ④ 道路高架区間等の緊急避難場所としての活用 など

②について関係者との連携を強化



- (2)各圏域の特性を踏まえて進める取組
 - ○ダムや分水路の整備
 - 〇河口閉塞対策

など

ダム整備(鳥羽河内ダム) 分水路整備(三滝川)

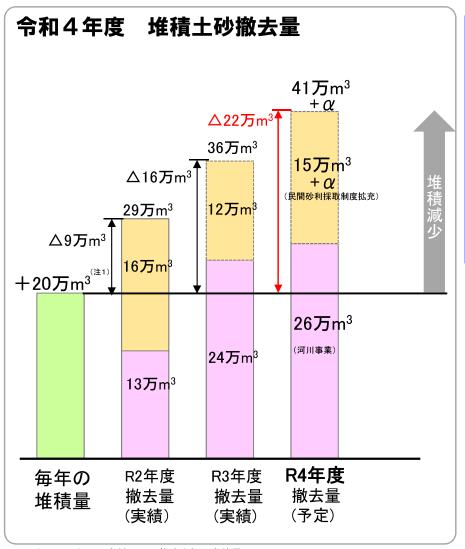


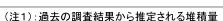


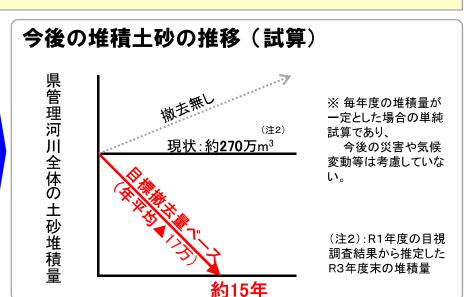


基本事業1 流域治水の推進

河川の流れをよくする河川内堆積土砂の撤去 R4年度は、R3年度に引き続き、毎年の堆積量を上回る撤去を官民で連携して実施







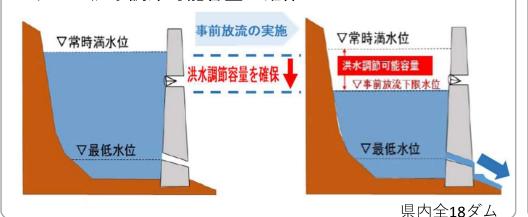
令和8年度の目標値



基本事業1 流域治水の推進

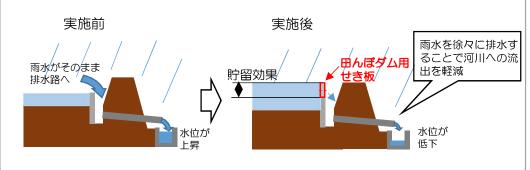
利水ダムの活用(事前放流)

ダムの施設能力を上回る洪水の発生が予測される場合に、利水容量として貯留している水を事前に放流し、 ダムの洪水調節可能容量の確保



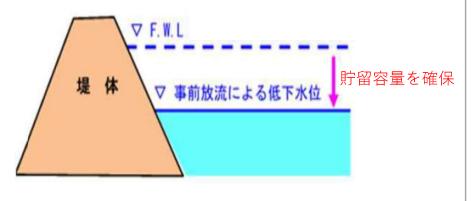
水田貯留(田んぼダムの推進)

水田の排水桝に田んぼダム用のせき板を加えることで水田の貯留機能を増強するとともに、ゆっくり排水することで、一度に河川に流れ出す水量を減らす取組



ため池利活用(洪水調節機能の強化)

台風等の豪雨に備え、農閑期にあらかじめ水位を下げておく「時期ごとの貯水位運用」の導入を促進





基本事業1 流域治水の推進

■ 地球温暖化を防止・適応していくために、グリーンインフラ(Eco-DRR)を積極的に導入

※ Eco-DRR: 生態系を活用した防災・減災

公共工事への県産木材の活用

R3年度:

公共土木施設の県産木材利用5か年計画策定

R4年度:5工種で県産木材の使用を原則化

工事案内看板、仮設防護柵工、公園施設工、 植栽支柱工、木製ガードレール

順次適用工種拡大









R7年度:20工種への適用を目標

雨水浸透桝の整備

気候変動による災害リスクの増加や都市化による 雨水の貯留機能低下が課題となっており、 雨水の一時的な貯留やゆっくり地下へ浸透させる 効果を持つ雨水浸透桝の整備が必要





R3年度: 試行導入の開始(伊賀市内県道1箇所)

R4年度:

① 試行導入箇所の拡充・検証

(県道津関線(県庁前)等)

② グリーンインフラ官民連携プラットフォーム等に参画する市町と連携し、面的な展開を検討

基本事業2 土砂災害対策の推進

■ 要配慮者利用施設や避難所の保全と警戒避難体制の整備

砂防ダムによる保全

自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を 重点的に取り組みます。





避難体制の整備

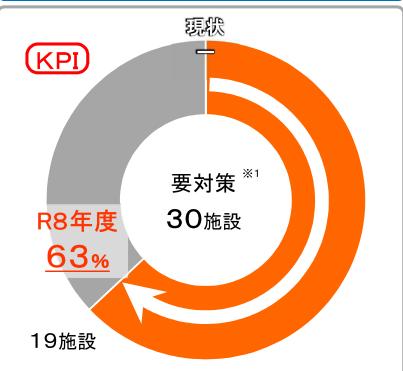
避難確保計画の作成に向け、県は担当者会議の開催等を通じて市 町を支援し、警戒避難体制の整備を進めます。

平成29年6月 土砂災害防止法の改正 避難確保計画・・・施設管理者等へ作成を義務付け 計画に基づく避難訓練・・・施設管理者等へ実施を義務付け

【避難確保計画の作成率】

令和2年度末 約50% ⇒ 令和3年度末 約92%⇒**今後100%**

令和8年度の目標値



現状: 令和4年3月末時点で整備が完了した箇所をリセットし、 現状値を「一」とした。

※1: 事業実施箇所のうち要配慮者利用施設および避難所を 保全する施設整備数(30施設)

<主な実施箇所:令和4年度>

〇埋縄谷川通常砂防事業

〇山居3地区急傾斜地崩壊対策事業

寺

基本事業2 土砂災害対策の推進

■ 違法な盛土の対応 危険な盛土の通報窓口『盛土110番』を県土整備部に設置し、6月1日から運用を開始

さらに

強化

行政指導の強化

今和4年1月より運用開始

「砂防関係法令に関する行政指導要綱」 を策定

①現地調査

②口頭指導

③文書指導

4)公表

⑤行政処分

⑥告発

①現地調査

■違反等行為の発生可能 箇所(<mark>太陽光計画箇所</mark>)も 注視

②③口頭指導、文書指導

- 文書指導中心
- •関係機関との**連携強化**
- ・指導期間の目安を設定

4公表

運用基準のもと、必要な場合は実施

<u>⑤行政処分</u>

■行政処分の実施<mark>目安を</mark> <mark>設定</mark>

<u>⑥告発</u>

告発に向けて早期から警察と協議

通報から対応まで

住民の皆さんが、 危険な盛土を発見

通報窓口『盛土110番』 (県土整備部 防災砂防課)

関係機関との連携による確認

環境生活部、農林水産部、 国・市町 など

担当部署にて対応

現地調査及び違反行為者に対する 行政指導等

対応状況の公表

通報者への連絡及びHPへの掲載

Point1

窓口を一つにし、相談しやすくしました。

通報はWebページに場所等を入力していただく他、電話でも受け付けます。

いただいた 情報を関係 する機関と 共有します。



農地、森林、自然公園、砂防 指定地、宅地造成地など、そ れぞれを所管する部局で対応 にあたります。

Point2

対応状況をお知らせします。

基本事業3 山地災害対策の推進

- 土砂流出の防止や山腹斜面の安定を目的とする 治山ダムなどの治山施設を効果的に整備
- 老朽化した治山施設を計画的に補修
- 水源かん養機能や土砂災害の防止などの公益的機能が低下した森林の整備

治山施設の効果的な整備および計画的な老朽化対策

土砂流出防止に向けた整備



崩壊した山腹斜面の復旧



老朽化した治山施設の補修



整備後





公益的機能が低下した森林の整備

管理が行き届かず公益的機能が低下した森林の整備





基本事業4 高潮・地震・津波対策の推進

- 住民の素早い避難活動を促すためのソフト対策
- 高潮災害防止のための海岸保全施設の整備

高潮浸水想定区域情報 (市町ハザードマップへの掲載)

高潮浸水想定区域情報の掲載状況





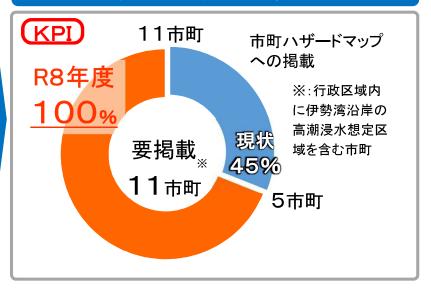
高潮対策



対策例



令和8年度の目標値



(参考)防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 「5年後の達成目標」

海岸堤防等による高潮対策

令和3年度 73%



期間内に80%以上

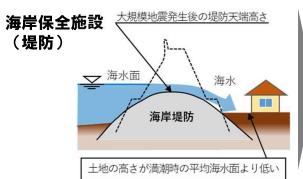
- <主な実施箇所: 令和4年度>
 - 〇 南若松地区海岸(鈴鹿市)離岸堤工
 - 〇 宇治山田港海岸(伊勢市)堤防工、突堤工
 - 〇 井田地区海岸(紀宝町)人エリーフエ

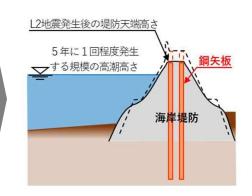
等

基本事業4 高潮・地震・津波対策の推進

- 地震対策として、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化
- 津波対策として、海岸堤防等を粘り強い構造とする整備

地震対策

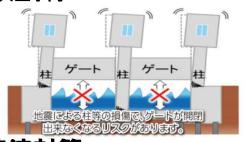






対策例

大型水門

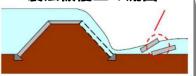




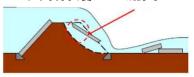


津波対策

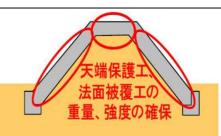
裏法被覆工の流出



天端保護工の流出



津波の高速な水流による天端保護工、 裏法被覆工の流出や提体土の吸出し を防止する。



対策例



(参考)

防災・減災、国土強靭化のための5か 年加速化対策「5年後の達成目標」

ゼロメートル地帯における 海岸堤防の耐震対策

令和3年度 約40%



期間内に 約50%以上

令和3年3月現在のゼロメートル地 帯で直接海に面している海岸堤防 の区間延長

- <主な実施箇所:令和4年度>
 - 〇 城南第一地区海岸(桑名市)堤防工
 - 〇 川越地区海岸(川越町)堤防工

基本事業5 緊急輸送道路等の機能確保

- **災害発生直後から**避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために**緊急車両の通行を確保**
- 被災リスクを考慮し、**緊急輸送道路を対象**に対策を実施

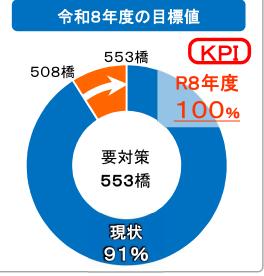
【県内の緊急輸送道路延長1,873,8km(令和4年3月現在)】

橋の落橋や倒壊対策

阪神淡路大震災クラス等<u>の大規模地震が発生</u>した際にも <u>損傷が限定的</u>なものに留まり、速やかに機能回復が出来 <u>る</u>ように**橋脚補強、落橋防止対策**を行います。







洪水で橋が流されない対策

橋脚数が多い橋梁について架け替えを行い、 橋脚数の少ない構造形式に変更し、河積阻害 率を抑えることにより、豪雨時の橋梁の流失 防止します。

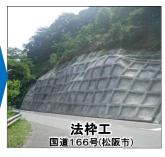




道路の土砂崩れ対策

道路の法面や盛土において、豪雨時に崩壊 するリスクがある箇所で法枠工、落石防護網 工、落石防護柵工等の対策を行います。





すれ違い困難箇所の拡幅

第2次緊急輸送道路において、車両のすれ 違いが困難な箇所の**拡幅やバイパス整備等 の道路改良**を行います。





舗装修繕

路盤を含め損傷した舗装を取り除き、計画 交通量等に基づき決定した舗装構成で、舗 装を打ち換えます。





基本事業6 インフラ危機管理体制の強化

■ 大規模災害への備えとして、災害コントロールルームを高度化し、排水ポンプ車を配備 被災箇所の情報等を災害コントロールルームで集約し、排水ポンプ車の配備により、危機管理体制を強化

災害コントロールルームの高度化 (KPI)

本庁

災害対策本部 (防災対策部)

■ 災害対策本部との情報共有を強化

県土整備部

多面大型モニターで各種情報を共有

- 河川水位情報
- •道路規制情報
- 土砂災害情報
- 気象情報
- ■国、事務所から のLIVE映像





共有、連携

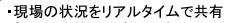
など 関係機関

国、市町

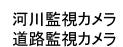
(土砂崩落)

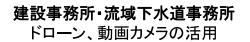


(道路決壊)



- 初動対応策を迅速に決定





排水ポンプ車の整備

排水ポンプ車による活動状況



(出展:国土交通省ホームページより)

県内の配備状況

国交省直轄事務所 13台 市町 1台 1台

県(配備予定)

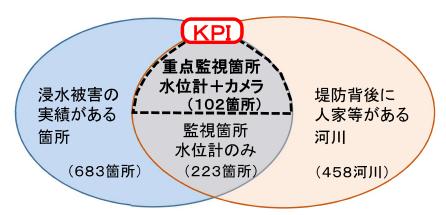


※ 導入車両は津建設事務所へ配備予定

基本事業6 インフラ危機管理体制の強化

大規模災害への備えとして、河川監視カメラ・水位計等の配備拡充 水位及び画像データの両方をリアルタイムで収集・提供

河川観測機器の設置方針



R3年度末 44 笛所



R4年度末 57箇所

- 監視箇所 堤防背後地に人家があり、過去に浸水実績の ある箇所
- 重点監視箇所 監視箇所のうち、特に水防活動上重要な箇所※
 - ※堤防高不足箇所やバックウォーター現象が発生する恐れ がある箇所 等

簡易型河川監視カメラ

- ●急激に水位が上昇する様子等を5分毎の静止画によりリアルタイ ムで配信
- 従来の水位情報だけでは伝わりにくい河川の状況をわかりやすく 伝えることや把握することが可能





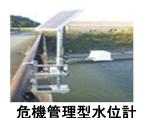


簡易型河川監視カメラ

隆雨時のカメラ画像

危機管理型水位計

- 洪水時の水位観測(5分間隔)に特化した低コストな水位計
- ■これまで水位計がなかった小河川に設置することで、水位観測網の 充実を図ることが可能





降雨時の水位状況

水位や画像の確認は「川の水位情報」で検索



水位を確認する時は



をクリック!

画像を確認する時は



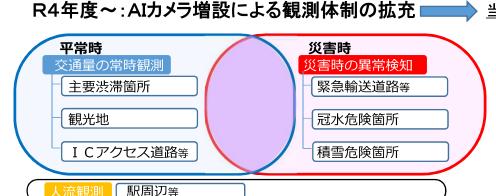
をクリック!

基本事業6 インフラ危機管理体制の強化

- 平常時や災害時に、安全で円滑な通行を確保するため、AIカメラの設置を計画的に推進
- 限られた体制のもとでも、道路利用者に安全・安心な通行を確保し、高度な道路利用サービスを提供することが重要

道路観測機器の設置方針

R3年度: AIカメラによる観測開始(10か所)

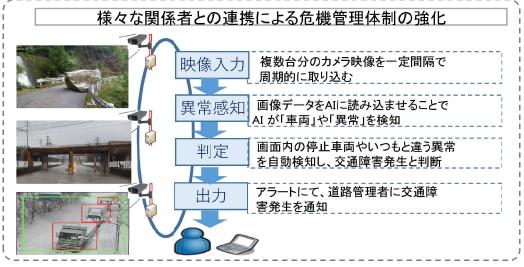


当面5年間で、約100箇所での観測を目指す

- ・既存カメラ・民間カメラの活用
- ・国のシステム等との連携
- ・他の交通データ(ETC2.0等) との連携

道路のビックデータを収集・蓄積し そして、フル活用



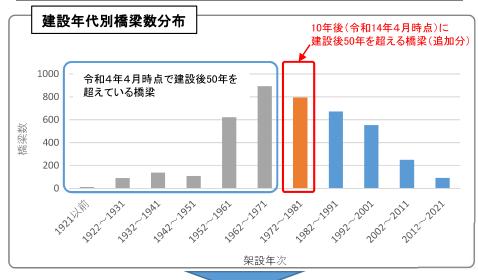


基本事業7 インフラの老朽化対策の推進

- 建設後50年を超えるインフラ施設が急速に増加し、**劣化による機能低下が懸念**
- インフラ機能が確保されるようメンテナンスサイクルを着実に実施

主要な道路施設(R4.3.31現在)

種別	橋梁	トンネル	横断 歩道橋	シェッド	大型 カルバート	門型標識
施設数	4,210	127	106	22	44	22



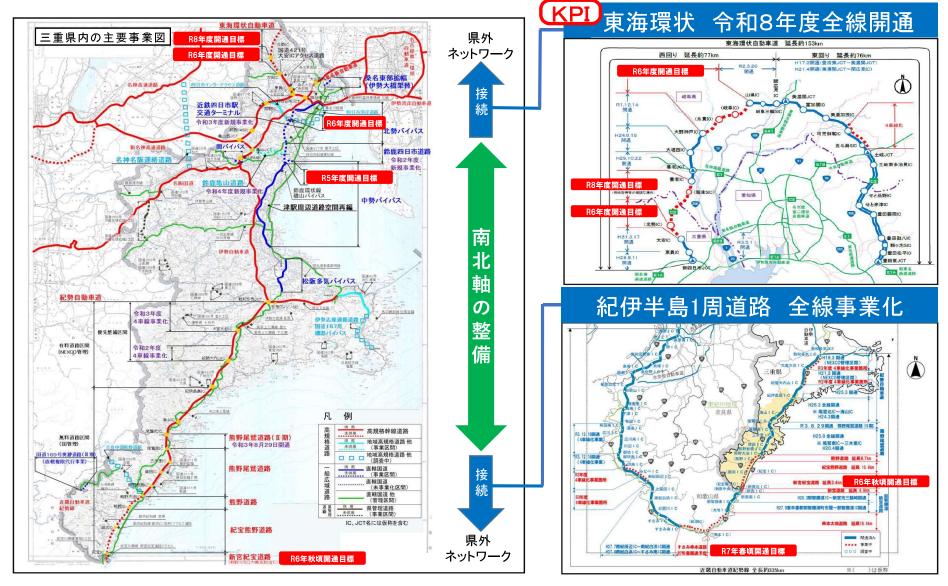




施策11-1 道路・港湾整備の推進

基本事業1 高規格道路および直轄国道の整備促進

- 三重県の南北に長い地理的バリアの解消に向けた南北軸の整備が大きく進展
- 更に、南北軸から**県外に接続する広域ネットワークも早期実現**に向けて**確実に前進**



基本事業1 高規格道路および直轄国道の整備促進









基本事業1 高規格道路および直轄国道の整備促進

- 南北軸の整備によって県土の時間距離は大幅に改善
- 今後は**東西軸の強化**に向けた**整備も展開**する段階へ

南北軸整備による時間距離の変化

津市から各都市への所要時間 (高速道路なし・あり) 津市→桑名市 約40%短縮 85分→50分 津市→紀宝町 約50%短縮 240分→115分

東西軸の強化へ





※市役所・町役場間の所要時間

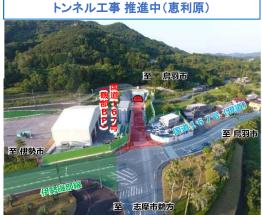
基本事業2

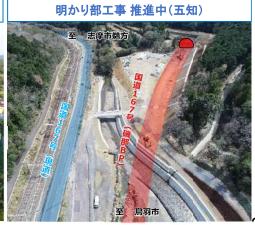
県管理道路の整備推進

■ 地域間交流の促進や観光復興に向けた道路ネットワークの整備を推進中











基本事業2

県管理道路の整備推進







■ 未改良道路の拡幅など**生活交通の円滑性の確保**に向け**着実に前進**



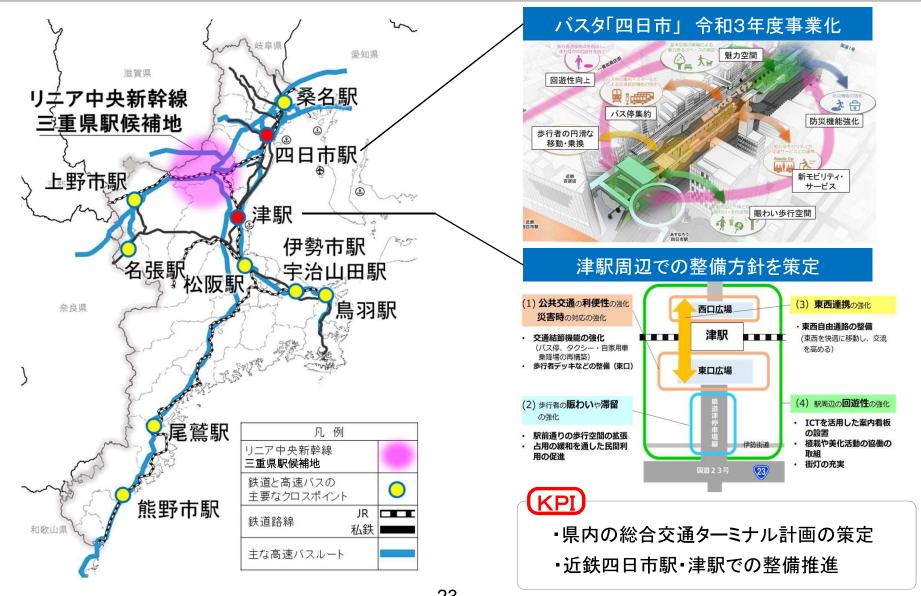






基本事業3 交通拠点の機能強化

■ リニアによる交通革新と高速道路ネットワークの進展を踏まえ、効果を最大化するための拠点となる総合交通 ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開



基本事業4 交通安全対策の着実な推進

- 千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所については、関係者と スピード感をもって推進中
- 時間を要する場合は、注意喚起看板等の設置などの**速効対策等を実施**

	~R2年度	R3年度	R4年度 (R4.1補正含む)	R5年度~	(参考)対策箇所の視点
通学路合同点検※ 要対策箇所 228箇所 (県管理道路分) ※千葉県八街市の事故を踏まえて R3.7~10に点検実施	未就学児の交通安全対策 239箇所はR2年度で 完了(県管理道路分)		完成 +146箇所 (94%) 要する箇所は 対策を実施	残り 13箇所 (KPI) (100%)	・見通しのよい道路や幹線 道路の抜け道など、車の 速度が上がりやすい箇所 や大型車の進入が多い 箇所 ・過去にヒヤリハットの事 例があった箇所 ・保護者等から改善要請 がある箇所
			重複38箇所		
通学路交通安全 プログラム 要対策箇所	完成 149箇所	完成	完成	残り 22箇所	道路が狭い見通しが悪い人通りが少ない人が身を隠しやすい場所
309箇所※ (県管理道路分) ※R3.3現在の箇所数	(48%)	(75%)	(93%)		が近い - 大型車が頻繁に通る



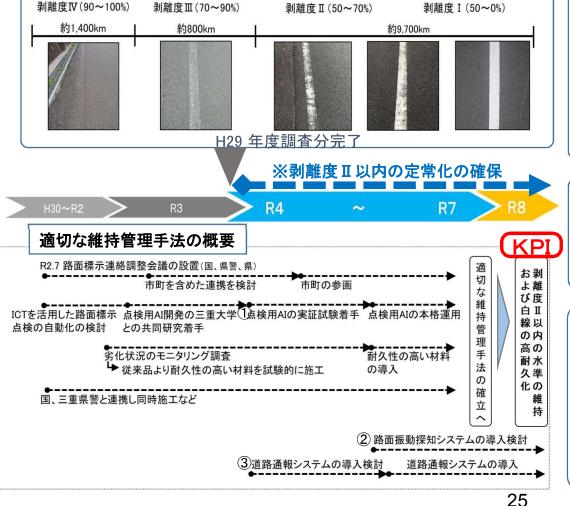
ビッグデータを活用したピンポイント対策 立体路面標示等の新技術の活用 等

基本事業5 適切な道路の維持管理

区画線の剥離度

H29年度調査の概要

- 剥離が進行する路面標示について、高耐久性塗料の導入も視野に入れながら一定の水準を確保
- 道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の 拡充や点検の高度化を推進



① AI路面標示劣化検知システム



車載カメラ GPS撮影



AIによる 劣化判定



路面状況の データベース化 (帳票・地図表示)

R4(2022)年度 システムの実証試験着手

② 路面振動探知システム

路面状況の自動判定 データベース化

スマートフォンアプリを利用した 路面振動検知システムの導入検討



連 携

③ 道路通報システム

道路の異常をスマートフォンアプリから通報(位置、写真)



災害・落下物処理等の 迅速化

県職員

(システム導入検討)

基本事業6 道路空間におけるグリーン化の推進

■ 気候変動への対応や良好な沿道環境の保全をふまえた**持続的な維持管理を実現**するため、 トンネル照明灯のLED化など、道路空間におけるグリーン化を推進

脱炭素社会の実現に向け、CO2排出量の削減が求められていることから、道路施設においてCO2排出量の削減に取組む必要がある。

トンネル照明を従来のナトリウム灯などから消費電力の小さいLED 照明灯に交換することで、CO2排出量の削減を行う。





- <主な実施箇所:令和4年度>
 - 〇 一般国道311号 風伝トンネル(熊野市)
 - 〇 一般国道260号 相賀浦トンネル(南伊勢町)
 - 〇 主要地方道津芸濃大山田線 宝並トンネル(津市)

睪

(KPI)

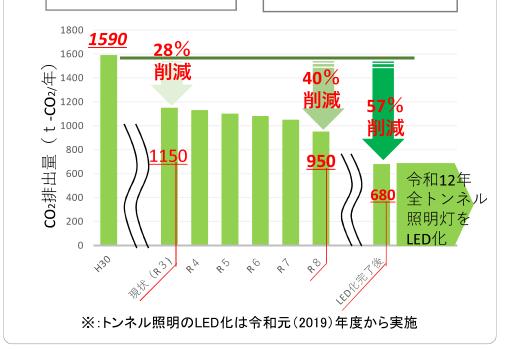
トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合

現状(令和3年度)

■ 28%削減 (CO2排出量 1,150t/年) 平成30(2018)年度比較

令和8年度

- 40%削減 (CO2排出量 950t/年) 平成30(2018)年度比較



基本事業6 道路空間におけるグリーン化の推進

■ 景観等に配慮した街路樹の維持管理など**美しい空間を目指し、道路等のグリーン化をメリハリをつけて推進**

(1)街路樹のメリハリのあるマネジメントの導入

これまで:強剪定を基本とする一律の管理

落葉樹 1回/年以下 常緑樹 0.5回/年以下



青葉通(仙台市)

今後

景観等に 配慮する 道路

その他道路

交通安全・ 防災等 に配慮する 道路

管理目標樹形にあわせた剪定

(1回/年の剪定を基本、街路樹剪定士の活用)

- 景観計画に位置付けられた道路
- 観光地周辺の道路
- 賑わいを創出する道路
- 地域の緑花活動の場となる道路

地域の緑花活動やまちづくりの方向性を踏まえて柔軟に対応

(強剪定:0.5回/年以下)

樹木の撤去・間引き・樹種の変更

- 通学路、緊急輸送道路
- 郊外、山間部の道路

地域の理解を得ながら段階的に実施 R4年度: 当面の「景観等に配慮する道路」等を選定、 一部区間で運用を開始予定

(2)地域協働による緑花空間の展開

R3年度:「みえ花と絆のプロジェクト」始動

花植え活動を通じ、様々な方が知り合い、いざというと きに助け合える地域づくりなど、地域の絆を強める取組

R4年度:プロジェクトの本格的な展開へ

- ▶「県民の日」のメインイベントとしての一斉実施
- ▶ 道路以外の公共空間への展開
- > SNS等での活動の発信
- ▶ 他県の活動との連携

等

令和4年「県民の日」記念事業 県民フラワープロジェクトの取組状況



県道四日市多度線(四日市)



鈴鹿フラワーパーク(鈴鹿市)



国道166号道の駅飯高(松阪市)



県道三戸紀伊長島停車場、 国道422号(紀北町)



国道260号(南伊勢町)



県道鳥羽阿児線(鳥羽市)

基本事業7 県管理港湾の機能充実

■ 多様な関係者と協働し、港湾が関わる新たな課題に対応することなどを目的に「**三重県港湾みらい共創本部**」を 設置し、港湾の脱炭素化や港湾の活性化に向けた様々なプロジェクトを計画、推進

三重県 港湾みらい共創本部

本部長:知事 副本部長:両副知事

本部員: 戦略企画部長、環境生活部長、南部地域活性化局長、農林水産部長

雇用経済部長、観光局長、県土整備部長

※オブザーバー:四日市港管理組合 経営企画部長

〇主な検討項目

(1) 港湾の脱炭素化

重要港湾でのカーボンニュートラルポート(CNP)形成に 向けCNP形成計画の策定







(2) 港湾による地域産業活性化

林業や水産業、工業など港湾と連携した地域産業の活性 化に資する港湾の取組の検討



(3) 港湾を利用した観光活性化

クルーズ、マリンレジャーなど、港湾と連携した観光振興 に資する港湾の取組の検討

令和4年度

4/28

適宜

本部

員会議を開

第1回 本部会議 開催

関係者ヒアリング実施など

●基本方針の策定

取組に向けた調整など

令和6年度

令和5年度

令和6年度末

- カーボンニュートラルポート(CNP) 形成計画策定
- 活性化の取組プロジェクト作成 ※可能なものから着手

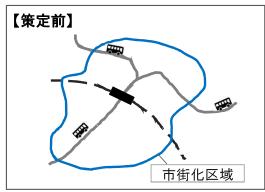
施策11-3 安全で快適な住まいまちづくり

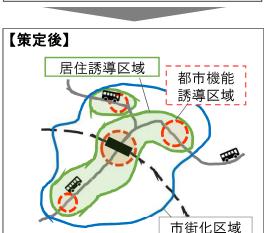
基本事業1 コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- 災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進
- 緊急輸送道路における電線類地中化等の防災・減災対策の実施
- 魅力ある景観を生かしたまちづくりの推進

コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

市町の立地適正化計画の 策定を支援





市町のまちづくりに資する関連 事業を支援



亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発※



現状:コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住 機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画 を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業 に取り組んでいる市町の割合(32% 8市町/25市町)

防災・減災対策の実施



魅力ある景観を生かしたまちづくり



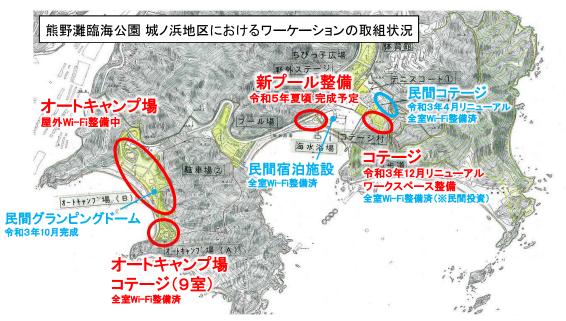
※設計時点のイメージのため、今後変更の可能性があります。

基本事業2 都市基盤整備の推進

- ワーケーション推進により、広域的な集客力を強化し、都市公園を活用した観光誘客を促進
- 民間活力の活用(Park-PFI)により、公園のさらなる魅力向上を図り、新たな賑わい空間を創出

ワーケーション推進に必要な公園整備

熊野灘臨海公園(紀北町)



心身をリフレッシュできるアクティビティを充実



コテージをワーケーション対応にリニューアル



民間投資によりグランピングドームを整備



Park-PFI手法による公園整備

> 鈴鹿青少年の森(鈴鹿市)









現状: 広域的に利用されている5つの県営都市公園(北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園)で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値(令和2年度平均値82%)を超える都市公園数(2公園)

31

基本事業3 安全・安心な建築物の確保

- 建築基準法や都市計画法に基づく適確な許認可により、建築・開発行政を推進
- 住宅・建築物の耐震化により、地震災害に対するまちの安全性を向上

安全・安心な建築物および宅地の確保

中間検査による施工状況の確認



令和3年7月~ 小規模な戸建 住宅にも中間 検査対象拡大!

木造住宅の軸組工事の検査

宅地防災月間での宅地パトロール



降雨期を前に 宅地開発の 工事現場の 安全点検を 実施!

法面状況の確認

住宅・建築物の耐震化の促進





KPI

市町が取り組んでいる耐震性のない木造住宅の耐震改修、除却に対して県が補助する戸数を 年間600戸と見込み、令和8年度までの5年間で累計3,000戸に補助することを目標に設定

基本事業4 安全で快適な住まいづくりの推進

- 市町が取り組む空き家対策を支援し、住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加を抑制
- 県営住宅の長寿命化のための改修や子育て世帯向けの改修等を進め、快適な住環境を整備
- 高齢者、障がい者、子育て世帯等への居住支援により、居住の安定を確保

空き家の活用や除去を支援

改修工事への補助

除却工事

^

の補助









R8年度 (目標) 82% 24市町 全市町数 29市町 現状 58%

(KPI)

空き家の活用及び除却を促進するため、 改修費用及び除却費用に対する補助を 実施している市町数

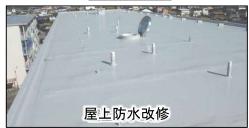
県営住宅の改修の推進

子育て世帯 向け改修



長寿命化改修





居住支援体制の充実

- ・ 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録及び情報提供
- 県、市町、不動産関係団体、社会福祉 協議会等の居住支援団体からなる三重 県居住支援連絡会が要配慮者を対象に 住宅相談会を開催



行政運営7 公共事業推進の支援

基本事業1 公共事業の適正な執行・管理

■ 公共事業の適正な執行や入札制度の改善、適正な運用への取組

三重県公共事業評価審査委員会



三重県入札等監視委員会



(KPI)

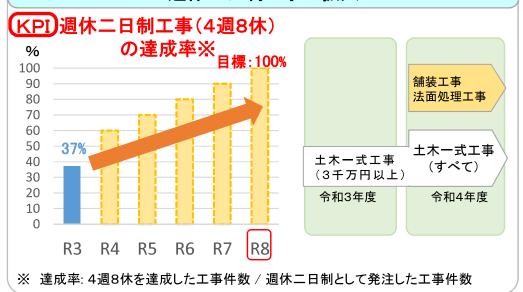
公共事業の適正な執行

【令和8年度 目標値】 **適正な執行の継続**

基本事業2 公共事業を推進するための体制づくり

■ 働き方改革推進のため、週休二日制工事(4週8休 指定)の対象を拡大

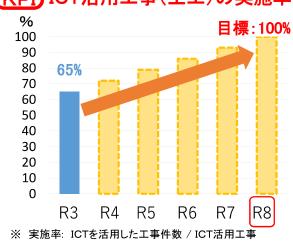
週休二日制工事の拡大



■ 生産性向上のため、ICT活用工事(土工)の実施率を向上 させ、ICT活用を拡大

ICTの活用拡大

(KPI)ICT活用工事(土工)の実施率※ ICT活用拡大の取組



(土工)の対象工事件数





基本事業2 公共事業を推進するための体制づくり

担い手確保に向け、担い手確保支援チームと建設業界 が連携し、建設業の魅力を発信

建設業の魅力発信



担い手確保支援チーム (若手職員を中心に編成)



建設業協会女性部会

◎建設業界との連携取組



出前授業



現場見学会

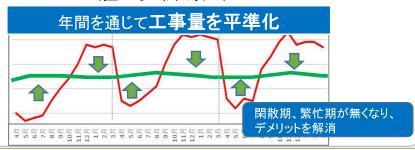


教員との交流会

生産性向上のため、施工時期を平準化

施工時期の平準化

「施工時期の平準化に取り組むことは発注者の責務」 (担い手3法 改正)



技能者の処遇改善や技能の研鑚を図ることを目指し、建 設キャリアアップシステム活用を促進

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進

①事業者・技能者情報の登録

- ・商号、所在地
- システムに 建設業許可番号等 情報を登録

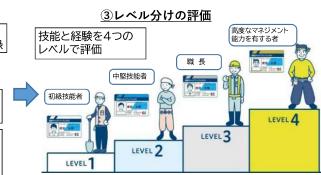
②カード交付、現場での読取



技能者に ICカードを交付



現場に設置した カードリーダー で読取 就業履歴を蓄積



基本事業3 受注者への不当要求等の根絶

三重県建設工事等不当要求等防止協議会」の積極的な運用による不当要求等の根絶



建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保 【令和8年度 目標値】 適正な履行環境の継続的な確保

参考

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

5年後の達成目標

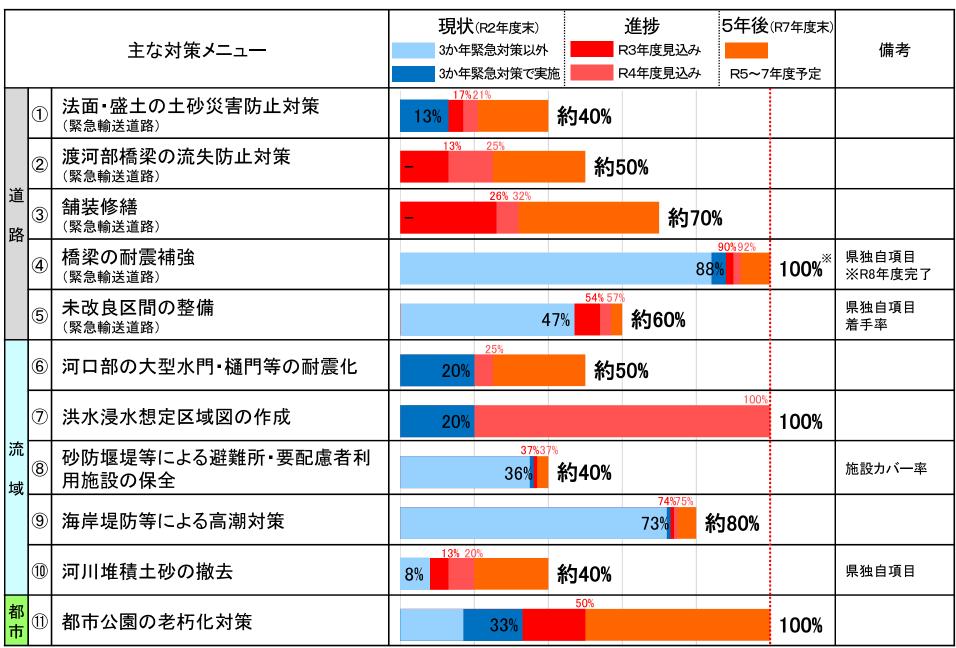
Ver.2

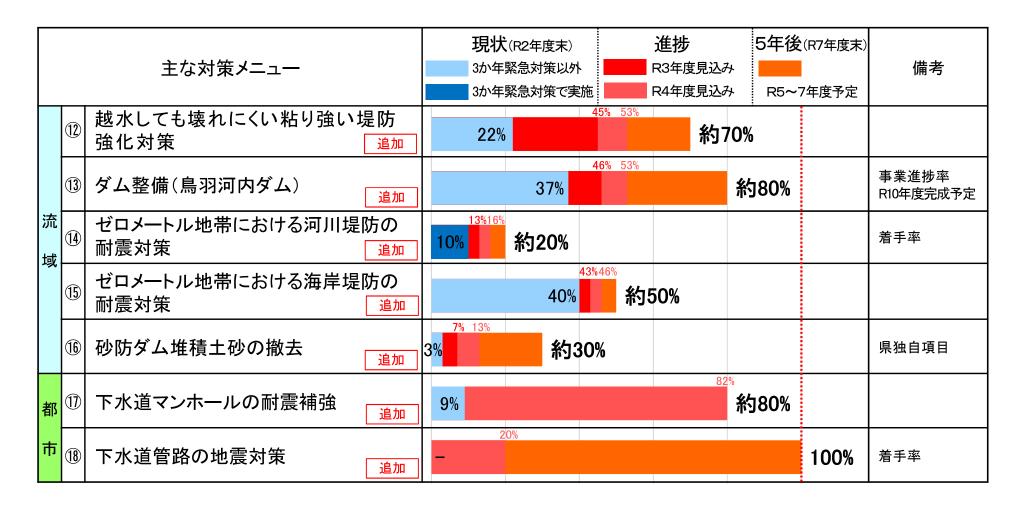
※一部抜粋

<令和3年度~令和7年度>

三重県 県土整備部

令和3年5月策定 令和4年3月改定





(3)三重県住生活基本計画(最終案)について

資料3

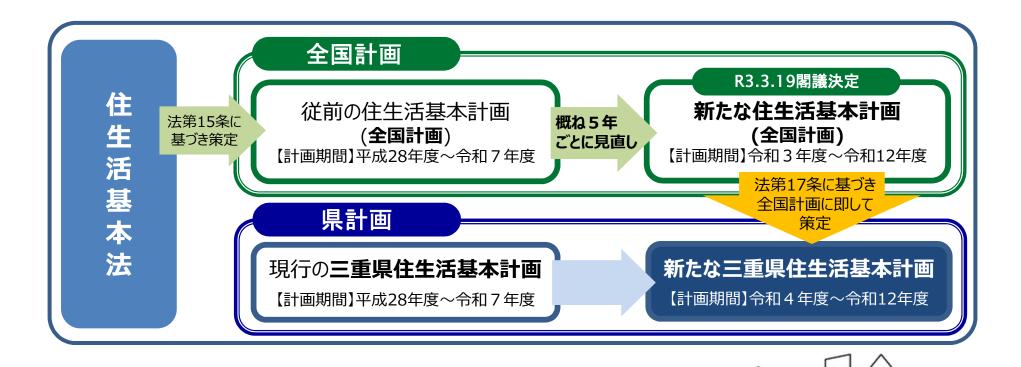
1 「三重県住生活基本計画」とは

住宅政策の目標·基本的な施策·成果指標等を定めるもので、今後の住宅

分野の具体的な施策の指針となる計画

(住生活基本法第17条の規定に基づき、全国計画に即して策定)

三重県住生活基本計画 ~令和新時代の持続可能で快適な住生活をめざして~



2 これまでの経過と今後の予定

令和3年	
3月19日	「住生活基本計画(全国計画)」閣議決定
6月7日	地域住宅協議会(市町との意見交換)
8月30日	第1回住生活基本計画策定懇話会※1 (現状分析等に対する意見聴取等)
11月18日	第2回住生活基本計画策定懇話会※1 (中間案の検討)
12月20日	令和3年11月 県議会定例月会議常任委員会 (中間案の報告)
12月21日	地域住宅協議会(市町との意見交換)
令和4年	パブリックコメント・関係団体※2・市町意見照会
1月15日~2月13日	(頂いたご意見) パブリックコメント:1名5件、関係団体:5団体14件
3月13日	第3回住生活基本計画策定懇話会※1 (最終案の検討)
6月23日【本日】	令和4年6月 県議会定例月会議常任委員会 (最終案の報告)
6月30日	三重県住生活基本計画策定·公表

※1 住生活基本計画策定懇話会 委員

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 教 授 浅野 (一社) 三重県建築士事務所協会 相原 清安 常務理事 浅沼 小百合 (公計) 三重県宅地建物取引業協会 三重大学大学院工学研究科建築学専攻 准教授 大月 淳 (一社) 三重県介護支援専門員協会 副会長 花井 裕子 (敬称略)

※2 関係団体

(一計)三重県建築士会 (NPO) 三重県木造住宅耐震促進協議会 三重県建設労働組合 (一社)三重県建設業協会 (公社)全日本不動産取引業協会 (一社)三重県古民家再生協会 (独)住宅金融支援機構

(一社)三重県建築士事務所協会 (公社)三重県宅地建物取引業協会 (社福)三重県社会福祉協議会 三重県木材協同組合連合会 (独) 都市再牛機構

新計画の将来像 ·基本方針

将来像

な

"住みたくなる""住み続けたくなる" 快適で安全な住まいを創出し、 人びとと地域の活力に資する住生活

基本方針1

安 全 住まいづくり 基本方針2

良質で多様な需要に応える 住まいづくり

目標1-1

安全な住まいで暮らす

目標1-2

住宅地での災害を減らす

目標2-1)

より良い住まいを実現する

目標2-2 既存住宅の価値を高め、活用する

目標2-3

住まいの疑問にこたえる

基本方針3

地域の豊かさを実感できる 住まいづくり

目標3-1

魅力ある地域にする

目標3-2

環境をまもる

基本方針4

住宅確保要配慮者が安心できる 住まいづくり

目標4-1

住まいに困ることがないようにする

目標4-2

災害時の住宅を確保する

目標4-3)

県営住宅のあり方を考える

基本方針1 安全な住まいづくり

目標 1-1

安全な 住まいで暮らす



●基本的施策

- ①住宅の耐震化の促進
 - ・耐震診断・耐震補強工事への支援
 - ・耐震補強工事の低廉化の取組の促進
- ②災害に強い適法な住宅の確保
- ・建築基準法等に基づく適正な確認・許可・検査
- ③住宅の防犯対策の促進
- ・「犯罪のない安全で安心な三重のまちづく り条例」に基づく防犯に配慮した住まいの
- 普及啓発

ポイント!

自然災害の頻発・激甚化、 南海トラフ地震への対応

●指標

住宅における耐震化率 (現状R2)86.1% →(目標R12)91.6%

住宅地での 災害を減らす



●基本的施策

- ①災害に強いまちづくりの推進
 - ・市町における立地適正化計画(防災指針)の策定
- ・不動産取引時にハザードマップを活用した

重要事項説明



- ②空き家の除却の促進
 - ・空き家の除却の支援強化
 - ・市町における空き家相談会の開催

ポイント!

社会問題化する空き家へ の対応

●指標

空き家除却補助戸数 (現状R2)1,108戸 →(目標R12)2,000戸

基本方針2 良質で多様な需要に応える住まいづくり

目標 2-1

自標 2-3

より良い住まい を実現する



既存住宅の価値

を高め、活用する

●基本的施策

- ①長期優良住宅の促進
 - ・長期優良住宅認定制度の普及啓発
- ②新しい生活様式に対応した住宅の整備
- ・生活様式の変化に対応した住宅の普及促進
- ・事業者によるテレワークに対応した住まいの提案
- ③高齢者や障がい者に対応した住宅の整備
 - ・ユニバーサルデザインの普及啓発
- ④住生活関連産業における担い手確保・DX の推進

●基本的施策

- ①既存住宅市場の活性化と住み替え支援
- ・インスペクションの普及啓発
- ②空き家などの有効活用



- ・空き家の利活用の支援強化
- ・市町における空き家相談会の開催
- ③マンションの適切な維持管理による長寿 命化や円滑な建替の推進

ポイント!

コロナ禍を契機とした新し いライフスタイルや多様な 住まい方への対応

●指標

新築住宅における長期優良住宅の割合 (現状R2)24.5%

→(目標R12)28.5%

ポイント!

社会問題化する空き家への対応

●指標

空き家を活用するための改修費用の 補助制度を有する市町数 (現状R2)17市町

→(目標R12)29市町

県内の**住宅リフォーム市場規模** (現状R1)947億円

→(目標R12)1,300億円

●基本的施策

- ①住まいに関する総合的な情報提供
- ②住まいの相談体制の充実

●指標

住宅関連団体における相談対応件数 (現状R2)782件

→(目標R12)1,200件



住まいの疑問



基本方針3

地域の豊かさを実感できる住まいづくり

「目標) 3-1

魅力ある地域 に**する**



目標 3-2

環境をまもる



●基本的施策

- ①日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)
 - 市町の立地適正化計画策定支援
- ②中心市街地の再生と地域コミュニティの活性化
- ・コミュニティビジネスの推進
- ③あらゆる世帯・世代が共存できる地域づくり
- ・子育て支援施設の設置・運営支援
- ④三重県への移住促進
 - ・移住希望者への情報提供、移住相談、就業支援等

●基本的施策



- ①住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能 エネルギーの普及
 - ・長期優良住宅の省エネ基準の見直し
 - ・新築住宅の省エネ基準適合義務化(見込)
- ②建築廃材の再利用の促進
 - ・建設リサイクル届の確認と立入検査
- ③地域資源の活用
 - ・県産材の利用を推進(「三重の木づかい条例」施行)
- ④豊かな景観の確保
 - ・「景観計画」を踏まえた住まいづくりの推進

●指標

地域に愛着があり住み続けたいと感 じる県民の割合

(現状R2)76%

→(目標R12)82%

県外の移住希望者に対するセミナー

- ・相談会等の実施数
- (現状R2)34件/年
- →(目標R12)40件/年

ポイント!

2050年カーボンニュートラルの実現への対応

●指標

新築住宅における長期優良住宅の割合 (現状R2)24.5%

→(目標R12)28.5%

ポイント!

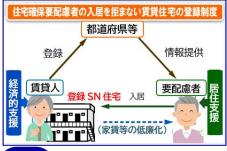
県民の健康で快適かつ豊かな 暮らしの実現への対応

基本方針4

住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり



住まいに困ることがないようにする



●基本的施策

- ①住宅の確保に特に配慮を要する人への居住支援
 - ・市町における居住支援協議会設立
 - ・セーフティネット住宅の登録数拡大
- ②高齢者の安心を保証するための住宅整備の推進
 - ・サービス付き高齢者向け住宅等の提供推進
- ③公営住宅の適正な維持管理と供給
- ・指定管理者による効率的な管理・運営
- ④公営住宅の計画的な整備
 - ・「三重県長寿命化計画」に基づいた計画的な整備

目標 4-2

災害時の住宅を 確保する

目標4-3



県営住宅の あり方を考える

●基本的施策

- ①災害発生直後の一時的な居住の確保
 - ・応急仮設住宅に関するシミュレーション訓練
- ②復興事前準備と発災後の復興段階における る住宅の恒久的な確保
- ・市町における復興事前準備の促進

●基本的施策

- ①入居率低下の調査・分析・新たな活用方法の検討
- ②老朽化が進む県営住宅の将来的な対応 方針の検討・計画の策定

ポイント!

高齢社会への対応

●指標

公的な支援を要する世帯数に対する 公営住宅の供給数の割合 (現状R2)97.9%

→(目標R12)100%

居住支援協議会の市町人口カバー率 (現状R2)0%

→(目標R12)50%

県営住宅の長寿命化工事達成割合 (現状R2)8.3%

→(目標R12)100%

●指標

市町の復興事前準備の着手率 (現状R2)58.6% →(目標R12)100%

ポイント!

県営住宅の老朽化、入居率 の低下への対応

●指標

県営住宅の入居率 (現状R2)68.6% →(目標R12)80.0%

4 中間案以降の主な修正等

令和3年12月20日の常任委員会での報告以降実施した、パブリックコメント、関係団体、市町への意見募集によって修正した主な内容は次のとおりです。

パブリックコメント

◆「要配慮者として『LGBT』についても追記すべき」

目標4-1関連

目標4-1

住まいに困ることがないようにする

(中間案)「LGBT」の記載なし

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、ひとり親などの世帯や、低所得者は、民間賃貸住 宅に入居するとき、保証人の確保や言葉の壁、入居後のトラブルなどを心配する家主から入居 を断られたりすることがあります。本県では、これらの住宅の確保に特に配慮が必要な方が今

目標4-1

住まいに困ることがないようにする

(最終案)追記

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、ひとり親、LGBT等、被災者などの世帯や、低所 得者は、民間賃貸住宅に入居するとき、保証人の確保や言葉の壁、入居後のトラブルなどを心 配する家主から入居を断られたりすることがあります。本県では、これらの住宅の確保に特に

関係団体

◆ 「除却の推進に関して、古材のリユースも推進すべき」

目標3-2関連

(中間案)記載なし

(最終案)追記

2

■ に期待する役割

- 住宅の省エネルギー性能向上のための制度・枠組みの充実
- ゼロエネルギー住宅(ZEH)や LCCM 住宅の普及と住宅の省エネルギー化の推進
- 良好な暑観形成のための制度・枠組みの充実

国 に期待する役割

- 住宅の省エネルギー性能向上のための制度・枠組みの充実
- ゼロエネルギー住宅 (ZEH)や LCCM 住宅の普及と住宅の省エネルギー化の推進
- 古材の再利用(リユース)のための制度・基準等の整備
- 良好な景観形成のための制度・枠組みの充実

◆「県営住宅の連帯保証人の要件について緩和を検討すべき」

目標4-1関連

(中間案)記載なし

(最終案)追記

○ 公営住宅の適正な維持管理と供給

△ 公営住宅(管理)

・少子高齢社会の到来及び新型コロナウイルス感染症の影響による所得や雇用の減少により、 公営住宅は、今後さらに住宅セーフティネットとしての役割を担うことが期待されるため、 適正な供給に取り組みます。

◎ 公営住宅の適正な維持管理と供給

♂ 公営住宅(管理)

- ・少子高齢社会の到来及び新型コロナウイルス感染症の影響による所得や雇用の減少により、 公営住宅は、今後さらに住宅セーフティネットとしての役割を担うことが期待されるため、 適正な供給に取り組みます。
- ・連帯保証人を確保できないため県営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、現在も特定の入居者に対しては、連帯保証人を免除する措置を講じていますが、今後もさらなる緩和を検討します。

◆ 「居住を誘導するエリアにおける災害危険性への対策を記載すべき」

目標1-2関連

_

(中間案)

・市町が策定する立地適正化計画の中で、防災対策・安全確保策を防災指針として定めること により、災害に強いまちづくりを推進します。

(最終案)地区別での詳細分析について追記

・市町が策定する立地適正化計画においては、地区レベルで災害リスク分析を行い、防災対策・ 安全確保策を防災指針として定めることにより、災害に強いまちづくりを推進します。

三重県住生活基本計画

~令和新時代の持続可能で快適な住生活をめざして~



(最終案)

"住みたくなる""住み続けたくなる" 快適で安全な住まいを創出し、 人びとと地域の活力に資する住生活



令和4年6月 三重県

	はじめに		
-			
-			
į			
		(作成山)	
		(作成中)	

目 次

第	1章	計画の基本的な考え方	1
1	- 1	計画策定の背景	2
	(1)	三重県住生活基本計画とは	2
	(2)	計画の目的	2
	(3)	計画見直しの必要性	2
1	- 2	計画の推進体制等	3
	(1)	計画の位置づけ	3
	(2)	計画の期間	3
	(3)	施策における各主体の役割	4
	(4)	計画の進行管理	5
1	- 3	県内の住生活における現状・取組成果・課題	6
	(1)	三重県の住生活の現状	6
	(2)	(前)三重県住生活基本計画(H28)の取組成果	8
	(3)	三重県の住生活に関する課題	10
第	2章	住生活に関する 基本方針、目標及び施策体系	13
2	- 1	将来像と基本方針	14
	(1)	住生活の将来像	14
	(2)	住生活に関する基本方針	15
2	- 2	住生活に関する目標と施策体系	16
第	3章	豊かな住生活の実現に向けた施策	19
3	- 1	具体的な施策と役割分担	
	(1)	基本方針1 安全な住まいづくり	20
	(2)	基本方針2 良質で多様な需要に応える住まいづくり	28
	(3)	基本方針 3 地域の豊かさを実感できる住まいづくり	38
	(4)	基本方針4 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり	46
3	- 2	地域特性に応じた取組方向	57
	(1)	地域の特性	57
	(2)	地域の特性に考慮した取組方向	58
	(3)		
3	– 3	成果指標	64
資	料	料 編	

(添付省略)

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 計画の推進体制等
- 1-3 県内の住生活における現状・取組成果・課題



1-1 計画策定の背景

(1) 三重県住生活基本計画とは

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本法」(平成 18 年法律第 61 号)第 17 条の規定に基づき、本県における住宅政策の目標・基本的な施策・成果指標等を定めるもので、今後の住宅分野の具体的な施策の指針となる計画です。

(2)計画の目的

この計画は、県民の住生活に関する多様なニーズに応じた施策が効果的かつ持続的に展開されるよう、また、各主体が、住生活の向上についての意識の醸成を図り、地域で主体的に活動できるよう、本県がめざす住生活の将来像、その実現に向けた方法、県、国、市町、住宅関連事業者、県民等各主体の役割を明確にし、共有することを目的とします。

(3) 計画見直しの必要性

国では、国民の豊かな住生活の実現のため、従来の住宅供給中心の"量"の政策から"質"の政策に転換することとし、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」が公布・施行されました。

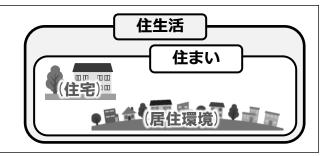
そこで、本県では、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のため、平成 19 年 3 月に「住生活基本法」に基づく県計画として「三重県住生活基本計画」を策定し、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月と 2 回にわたり見直しを行いました。

さらに5年が経過し、人口減少・少子高齢化、空き家の増加、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、南海トラフ地震等の大規模災害への対策の必要性が高まっているほか、持続可能な開発目標(SDGs)、「2050年カーボンニュートラル」の実現といった新たな目標に向けた取組も求められています。一方、令和2年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の拡大によって県民の生活は極めて大きな影響を受け、住生活に対する意識や価値観も大きく変化しました。

これらに的確に対応していくため、国では令和3年3月に「住生活基本計画(全国計画)」が 改定され、本県においても「三重県住生活基本計画」を見直すこととなりました。

「住生活」、「住まい」等の用語について

本書において「住生活」とは、「住まい」を中心に展開される生活のことを、また、「住まい」とは「住宅」及びそのまわりの 環境「居住環境」のことをいいます。



1-2 計画の推進体制等

(1)計画の位置づけ

「三重県住生活基本計画」は、「住生活基本計画(全国計画)」に即した内容とするとともに、 SDGs 等をふまえ、本県の住宅に関する各種計画と連携し、住生活に関する施策の方向を定め るものです。このため、各施策における取組等の詳細は、それぞれの個別計画において記載し ます。

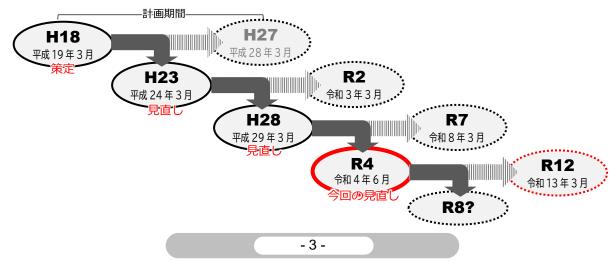


図 1-1 三重県住生活基本計画の位置づけ

(2)計画の期間

この計画は、令和4年度から令和12年度までの9年間を計画期間とします。

なお、「住生活基本計画(全国計画)」の見直しや、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価をふまえて、おおむね5年ごとに見直しを行います。



(3) 施策における各主体の役割

この計画では、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のため、各主体が取り組む指針となるよう基本方針とその目標を示すとともに、基本的施策においては、県の役割及び国、市町、住宅関連事業者・関係団体、県民に期待する役割を明らかにします。

なお、基本的施策に関する県の役割及び国、市町、住宅関連事業者・関係団体、県民に期待する役割における基本的な視点は以下のとおりです。

県の役割

- ・県内における広域的な施策展開
- ・市町が行う住生活に関する施策の支援(広域的、先進的な取組に向けた支援を含む)、状況 に応じた補完
- ・住生活に関する施策の市町間の調整、市町、住宅関連事業者・関係団体、県民との連携に よる総合的な施策の展開

国 に期待する役割

- ・社会経済情勢の変化や住宅市場の動向などを踏まえた、全国的な知見からの住宅政策の立 案及び推進
- ・住生活基本計画(全国計画)が示す、住生活をめぐる国全体の課題認識に対する具体的な 施策の提示及び推進並びに地方公共団体等に対する各種支援
- ・国民に対する住生活の向上についての意識の醸成に向けた教育活動・広報活動等普及啓発 の推進

市町に期待する役割

- ・地域の特性に応じた総合的かつ効果的な住生活に関する施策展開
- ・地域住民や住宅関連事業者・関係団体、県等と連携した、地域の住生活の安定確保と向上 促進
- ・「市町住生活基本計画」を策定し活用する等の計画的かつ持続的な住生活の施策展開

・・・・ 住宅関連事業者 関係 団 体 に期待する役割

- ・市場における活動を通した住宅の安全性その他の品質等の確保に向けた適切な事業展開
- ・住生活に関する多様な事業活動における県民の安全と安心の確保に向けた必要な情報提供と必要な措置

県民 に期待する役割

- ・個々人の生活に適した住宅の質や性能等の確保
- ・地域の住まいづくりへの積極的な参画と協力

本計画で示す施策が効果的に、また継続して実施されるよう、以下の連携・協力体制により計画を推進します。

- ・県と国、市町、住宅関連事業者・関係団体等の連携・協力による相談会・研修会等を開催し、 県民の皆さんが参画する際に必要な情報提供を適切に行います。
- ・県と住宅関連事業者・関係団体等で構成する「三重県居住支援連絡会」等を通じて連携・協力を図ります。
- ・県と市町の住生活に関する施策の担当部局で構成する「三重県地域住宅協議会」等を通じて、 連携・協力を図ります。

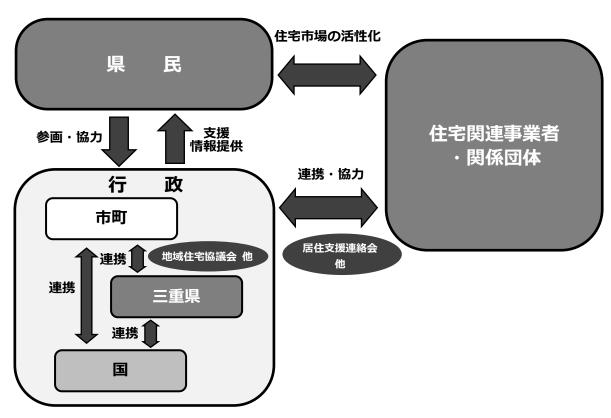


図 1-2 各主体の役割と連携イメージ図

(4) 計画の進行管理

本計画を進めるにあたっては、本計画で掲げる各取組の進捗状況の目安となる成果指標を掲げるとともに、その成果となる数値を定期的に把握し県のホームページで公表します。

計画の進捗状況は、三重県居住支援連絡会等の機会を活用し、県民の皆さんや住宅関連事業者・関係団体他の意見を参考に分析、評価等を行います。

また、「三重県の住生活の将来像」を実現するため、さらに対応が必要なものや新たに対応が 求められるものについては、引き続き検討を進めます。

1-3 県内の住生活における現状・取組成果・課題

(1) 三重県の住生活の現状

① 住生活に関する現状

国勢調査や住宅・土地統計調査等の各種統計データによると、三重県の住生活の現状は以下 の通りです。

・世帯数・世帯構成

本県の世帯数は、令和 2 年をピークに減少に転じる見込みですが、そのうち、単身世帯数については今後もしばらくは横ばいで推移する見込みです。一方で、夫婦と子から成る世帯や三世代同居世帯等は減少が見込まれています。

住宅確保要配慮者については、高齢者や外国人、障がい者は増加傾向であり、計画期間中は増加が見込まれます。

・住宅ストック

本県の住宅数は増加傾向が続いており、平成30年には約85万戸となっています。このうち、旧耐震基準(昭和55年以前建築)の住宅が全体の約25%を占めています。

空き家は、平成 30 年には約 13 万戸で、空き家率は 15.2%となっています。また、居住目的のない空き家は約 7.8 万戸で年々増加しています。

・住宅市場

県内の住宅着工戸数は、年間約 1 万戸前後で推移してきましたが、近年やや減少傾向にあります。

持ち家の増改築実施状況をみると、平成 26~平成 30 年では持ち家全体の約 28%が増改築を実施しています。

② 住生活に対する県民意識

住生活総合調査(国土交通省、平成30年)の三重県分の調査結果によると、県民の住生活に対する意識は以下の通りです。

・住宅及び居住環境の評価

本県の住宅に対する不満率は約19%で、全国の不満率(約23%)と比べ低い割合となっています。一方で、全国と比べ、地震時の安全性、台風時の安全性などの防災に関する不満率が5~7ポイント程度高くなっています。

また、居住環境に対する不満率は約26%で、住宅に対する不満率に比べ、高い割合となっています。居住環境の評価については、全国と比べ、医療・福祉・文化施設などの利便、通勤・通学の利便、日常の買物などの利便性などの生活利便性に関する不満率が6~9ポイント程度高くなっています。

・住み替えの理想と現実

今後5年以内に住み替え意向のある世帯の住み替えの目的は、「高齢期の住みやすさ」が 最も多くなっています。このうち、親と子から成る世帯では、「広さや部屋数」、「性能の向 上」を住み替え目的とする世帯が多くなっています。

一方、最近5年以内に住み替えた世帯の住み替えの目的は、「通勤・通学の利便性」が最も多くなっており「高齢期の住みやすさ」や「性能の向上」、「日常の買物、医療などの利便」は少なくなっています。

このように、住み替え前の希望と、実際の住み替えの理由が異なっており、希望や意向どおりに住み替えが行えていない実態があります。特に「高齢期の住みやすさ」や「使いやすさの向上」、「日常の買物、医療などの利便」、「住居費負担の軽減」で、その差が顕著となっています。



(2) (前)三重県住生活基本計画(H28)の取組成果

平成 29 年 3 月に策定した前計画では、以下の4つの「(前)基本方針」に基づき、三重県の 住生活の将来像の実現に向けて取り組んできました。

取組内容と取組成果については、次のとおりです。

(前)基本方針1 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

取組概要

- ・ 県民の皆さんが取り組む耐震診断・耐震補強工事に対する支援や地震体験車を活用した 体感・体験型の防災啓発、小中学校における防災教育など、災害に強い住まいづくりに取 り組みました。
- ・ 密集市街地の改善に向けて狭あい道路の解消や空き家の除却支援を行うなど、災害に強いまちづくりに取り組みました。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給支援を行うなど、高齢者が安心して住み続けられる 住まいづくりに取り組みました。
- ・ 「建築基準法」に基づく確認・検査・指導や適正な建築が施工されるよう普及啓発を行うなど、住生活の基盤となる適法な住まいづくりに取り組みました。

取組成果

耐震基準を満たさない住宅は徐々に減少したものの、対象となる住宅はまだまだ多く、引き続き住宅の耐震化に取り組む必要があります。また、高齢者向け住宅戸数については、思うように伸びず、高齢者の増加に追いついていない状況であるほか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、サービス付き高齢者向け住宅の立入検査は予定どおり実施できませんでした。

(前)基本方針2) 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

取組概要

- ・ 効率的で利便性が高いまちづくりをめざし、都市計画区域マスタープランの改定に取り 組みました。
- ・ 市町において、「空家等対策計画」を策定し、防災上や治安上の問題等がある管理不全 空き家に対し、「空家特措法」等に基づく措置を実施するほか、県外からの移住向けの住 宅とするなど空き家の有効活用に取り組みました。
- ・ 長期優良住宅や低炭素建築物の認定、一定の規格基準を満たす県産材であることを証明 する「三重の木」の認証を行うなど、環境や地域に配慮した住まいづくりに取り組みました。

取組成果

県内の 20 の都市計画区域すべてについて都市計画区域マスタープランを改定しました。 また、「空家等対策計画」は、28 市町で策定済となり、空き家に関する市町の各種取組が進みましたが、市町によって取組に差が生じてきています。なお、長期優良住宅の認定は、全国的にも高い認定取得率となっています。

(前)基本方針3 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

取組概要

- ・ 県のホームページ「e-すまい三重」を使った情報提供等により、既存住宅市場の活性化、 住み替えに関する制度の紹介、住宅性能表示制度の普及啓発を行うなど、住宅の円滑な循 環利用に向けた取組を進めました。
- ・ 人財バンクに登録した建築の専門家であるアドバイザーや住宅関連団体が、県民の住ま いに関する相談に応じる体制を整備しました。

取組成果

しかし、「e-すまい三重」のアクセス数は横ばいで、既存住宅の適正な管理に必要なリフォームや既存住宅の流通は十分進んでいるとは言えない状況です。

また、住まいの相談について、建築・不動産等の専門家の団体や事業者による対応は一定 程度行われましたが、県のホームページに公表している名簿から選択したアドバイザーに県 民が直接電話等によって行う相談方法は普及しませんでした。

(前)基本方針4

住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

取組概要

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅である三重県あんしん賃貸住宅及びその協力店の登録・公表、あっせんを行う「三重県あんしん賃貸住宅制度」や居住支援の新しい制度である「セーフティネット住宅の登録制度」により、民間賃貸住宅市場を活用した居住の安定確保に向けて取り組みました。
- ・ 県営住宅の適正な入居管理や既存公営住宅の長寿命化に向けた整備、また、大規模災害 発生時の応急的な住宅や一時提供住宅の確保に対するマニュアルの作成等を行い、東日本 大震災の被災者や新型コロナウイルス感染症に起因する離職者の方等を対象に県営住宅 を提供するなど、住宅確保要配慮者に対する公営住宅等の供給に向けた取組を行いました。

取組成果

これらの取組により、セーフティネット住宅の登録件数も増加傾向にあるほか、公営住宅 の長寿命化に向けた整備については計画的に進めることができました。

(3)三重県の住生活に関する課題

本県の住生活の現状やこれまでの取組成果に加え、近年の社会情勢を踏まえた本県の住生活に関する課題は次のとおりです。

① 住宅に関する課題



■ 地震等の災害に対応した住宅施策の推進

県内では、耐震基準を満たさない住宅は徐々に減少していますが、南海トラフ地震の発生が危惧されており、住宅に関する評価として地震時の安全性など防災に対する不満率は高い状況にあります。そのため、住宅の耐震化に向けた普及啓発や、耐震診断や耐震補強工事の促進等、地震等の災害に対応した住宅施策について今後も継続的に取り組むことが必要です。



■ 多様化・変化する世帯構成・住まい方に対応した住宅ストックの確保

単身世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯、外国人世帯などの増加により、世帯構成が多様化し、住まいのあり方も変化しています。このような状況に対応するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅など多様な住宅ストックの確保や、バリアフリー化などによる変化する住まい方に対応した住宅の改善を促進することが必要です。



■ 新たな日常におけるテレワークや子育て世帯等への対応

働き方改革や新型コロナウイルス感染症の拡大等を 契機とした二地域居住・地方居住、ワーケーションな どの「新しい生活様式」への関心が高まっています。 このような新しい生活様式に対応するため、テレワー クや子育て世帯等に対応した住まいの提供などに取り 組むことが必要です。



■ 省エネルギー性能の高い長期優良住宅やゼロエネルギー住宅(ZEH)の更なる 普及や住宅づくりでの新技術の活用

世界的に気候変動問題への対策が進められている中、日本でも2050年の「カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現に向けた対策が急務で、住宅・建築物分野においても省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入拡大が求められており、「建築物省エネ法」の改正による基準強化も予定されています。本県では、省エネルギー性能の高い長期優良住宅の認定が横ばいで推移しているため、長期優良住宅やゼロエネルギー住宅等の更なる普及に取り組むことが必要です。



また、既存住宅の活用、人材育成、不動産取引等にあたって、新技術を積極的に活用することで、利便性や効率性の向上を図ることも重要です。

■ 住宅に関する情報内容の充実と県民への周知

本県では、県ホームページ「e-すまい三重」により住まいに関する総合的な情報提供が行われてきましたが、アクセス数は横ばいで推移し、十分な活用がなされていません。そのため、住民が必要とする住宅に関する情報提供を充実させることが必要です。

■ 住宅確保要配慮者(低所得者・高齢者・被災者等)への対応

低所得者や高齢者、外国人、災害により住宅を失った被災者等の住宅確保要配慮者に対しては、必要な住居の確保のための居住支援が求められており、本県では、「住宅セーフティネット制度」の普及や公営住宅の供給等に努めています。高齢者や障がい者等の世帯は今後も増加する見込みであることから、住宅確保要配慮者に配慮した住宅施策の充実が必要です。

■ 県営住宅の今後のあり方への対応

ここ数年、県営住宅の入居率が低下しています。また、老朽化が進む県営住宅は、計画 的な改修等によって長寿命化を図っていますが、すでに耐用年限を超過したものや、今後 耐用年限を迎える住宅が増加します。一方、高齢者や障がい者等の世帯の増加も見込まれ ており、居住支援の必要性はさらに高まっていくことが考えられます。

このような状況の中で、短期的には、入居率低下の原因分析や入居者の確保のための取組を進める必要があるほか、中長期的視点で、県営住宅の今後のあり方について、市町営住宅の供給や民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅も考慮し、検討する必要があります。

② 居住環境に関する課題 (居住環境)

■ 地震や風水害等災害危険性に対応した住まいづくり

近年、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発・激甚化し、各地で大きな被害が発生しています。 災害による被害の低減を図るため、災害リスク情報の 周知や、災害危険性の高いエリアでの住宅立地の抑制 等、地震や風水害等の災害に対応した住まいづくりに 取り組むことが必要です。



■ 空き家の発生抑制や危険な空き家の除却など、空き家対策の継続

近年、居住目的のない空き家が増加し、防災や景観等の面から大きな社会問題となっています。県及び市町は、「空家特措法」等に基づく措置の実施や危険な空き家の除却などを進めていますが、今後も空き家の発生抑制や空き家の除却などの対策に継続的に取り組むことが必要です。



■ 地域のまちづくりと連携した良好な居住環境の整備

住環境に関する評価では、医療・福祉・文化施設等 日常的に利用する施設や、通勤・通学などの利便性に 対する不満率が高いことから、住宅単体ではなく、地 域のまちづくりと連携した良好な住生活を実現するた めの環境整備に取り組むことが必要です。



■ 様々な世帯・世代がお互いに支え合う地域コミュニティの形成

近年、世帯構成が多様化するとともに、少子高齢化 の進展等により、高齢者や子育て世帯の孤立化が進ん でいます。持続可能な社会を維持するため、高齢者世 帯、子育て世帯、外国人世帯等を含め様々な世帯・世 代がお互いに支え合う地域コミュニティの形成に取り 組むことが必要です。



第2章

住生活に関する
基本方針、目標及び施策体系

- 2-1 将来像と基本方針
- 2-2 住生活に関する目標と施策体系



2-1 将来像と基本方針

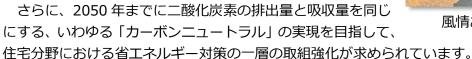
(1) 住生活の将来像

山や海、田園といった豊かな自然に恵まれた環境にある本県は、近畿、中部の二つの大都市圏に位置し、産業活動に伴う経済性や生活の利便性が享受できる環境にあります。

また、本県には今なお旧街道沿いに昔ながらの風情のまち並 みが残るなど、伝統を大切にする文化も根付いています。

このように本県における人びとの生活は、豊かな自然や環境 のもと、経済的、精神的な豊かさも求めることのできる恵まれ た地域のなかで営むことができ、今後も豊かな住生活を創出す る可能性にあふれています。

一方で、本県においても新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした新しいライフスタイルの普及や人口減少・少子高齢化や空き家の増加などを背景に、価値観や生活様式の多様化が進んでいます。このため、これまで以上に、移住や二地域居住など多様な住まい方への対応のほか、高齢者や子育て世帯などが地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、住宅確保要配慮者への支援体制の充実が求められています。また、想定される南海トラフ地震等の大規模災害に加え、特に近年、頻発・激甚化する自然災害に対し、地域全体で備える安全で安心できる住まいづくりに向けた期待が高まっています。





豊かな自然環境



産業活動



風情あるまち並み

このような状況にあって、本県にふさわしい豊かな住生活の実現のためには、「持続可能な開発目標(SDGs)」、「住生活基本法」などの理念をふまえ、本県の資源や特性、強みなどの三重らしさを生かし、地域が持続的に活性化し、県民の皆さんが夢や希望に向けて行動できる住生活の基盤をつくりあげていくことが重要です。

このことから、本計画においては引き続き、「"住みたくなる""住み続けたくなる"快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」を、住生活の将来像として、取組を進めます。

三重県の住生活の将来像

"住みたくなる""住み続けたくなる" 快適で安全な住まいを創出し、 人びとと地域の活力に資する住生活

(2) 住生活に関する基本方針

三重県の住生活の将来像「"住みたくなる""住み続けたくなる"快適で安全な 住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」を実現するため、住生 活に関する基本方針を以下のとおり定めます。



基本方針1 安全な住まいづくり



全ての県民の生命と財産を保障し、安全な住生活 を営むことができるよう、想定されるあらゆる災害 に強い住まいづくりをめざします。





基本方針2 良質で多様な需要に応える住まいづくり



県民の多様な居住ニーズに応えるため、良質な住宅ストックの供給や 既存住宅の活用、住まいに関する積極的な

情報提供に取り組み、良質な住まいづくり をめざします。







基本方針3 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

全ての県民が、質の高い日常生活を営む ことができるよう、住環境を守りつつ、魅 力ある地域における住まいづくりをめざ します。

ます。







基本方針4 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり

高齢者、低所得者、被災者などの住宅確保要配慮者 が、安心して住生活をおくれるように、公営住宅の供 (居住環境) 給に加え、民間賃貸住宅の活用を進め、 重層的な住宅確保の仕組みの構築をめざし







2-2 住生活に関する目標と施策体系

将来像として掲げた「"住みたくなる""住み続けたくなる"快適で安全な住まいを創出し、人びとと地域の活力に資する住生活」の実現をめざし、住まいづくりに関する4つの基本方針をふまえ、10の目標とそれぞれに対応した具体的な施策を定めます。

【基本方針1】安全な住まいづくり

<目標>

1-1 安全な住まいで 暮らす

住宅地での 1-2 災害を減らす ●基本的施策

- ・住宅の耐震化の促進
- ・災害に強い適法な住宅の確保
- ・住宅の防犯対策の促進



(住宅)***

- ・災害に強いまちづくりの推進
- ・空き家の除却の促進



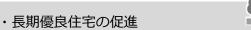
【基本方針2】 良質で多様な需要に応える住まいづくり

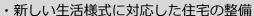
<目標>

2-1 より良い住まいを 実現する

2-2 既存住宅の価値を 高め、活用する

全まいの疑問に 2-3 こたえる ●基本的施策





- ・高齢者や障がい者に対応した住宅の整備
- ・住生活関連産業における担い手確保・DXの推進
- ・既存住宅市場の活性化と住み替え支援
- ・空き家などの有効活用
- ・マンションの適切な維持管理による長寿命化や 円滑な建替えの推進

・住まいに関する総合的な情報提供

・住まいの相談体制の充実



【基本方針3】 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

<目標>

3-1 魅力ある地域にする

3-2 環境をまもる

●基本的施策

- ・日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)
- ・中心市街地の再生と地域コミュニティの活性化
- ・あらゆる世帯・世代が共存できる地域づくり
- ・三重県への移住促進

居住環境

- ・住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの普及
- ・ 建築廃材の再利用の促進
- ・地域資源の活用
- ・豊かな景観の確保

● 日 4 ● (居住環境)

【基本方針4】 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり

<目標>

4-1 **住まいに困ること** がないようにする

4-2 ^{災害時の住宅を} 確保する

4-3 ^{県営住宅のあり方} を考える ●基本的施策

- ・住宅の確保に特に配慮を要する人への居住支援
- ・高齢者の安心を保証するための住宅整備の推進
- ・公営住宅の適正な維持管理と供給
- ・公営住宅の計画的な整備



- ・災害発生直後の一時的な居住の確保
- ・復興事前準備と発災後の復興段階における住宅 の恒久的な確保

(住宅)

- ・入居率低下の調査・分析・新たな活用方法の検討
- ・老朽化が進む県営住宅の将来的な対応方針の検討・計画の策定

なお、第1章1-3(3)「三重県の住生活に関する課題」に掲げる個々の課題と、それに対する 基本方針及び目標との関連性は、下表のとおりです。

	本計画における 基本方針及び	1 安全ないづくり			で多様な 注まいづく		3 地域 さを実施 住まいて	感できる		確保要配 る住まし	
	を 単一	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3
	重県の生活の課題」	で暮らす	災害を減らす	いを実現するより良い住ま	活用する既存住宅の	にこたえる	にする 地域	環境をまもる	うにする ことがないよ 住まいに困る	を確保する 災害時の住宅	り方を考える県営住宅のあ
① 住宅に関する課題	地震等の災害に対応し た住宅施策の推進	0	Δ			Δ					
	多様化・変化する世帯 構成・住まい方に対応 した住宅ストックの確 保			0	0	Δ			0		
	新たな日常におけるテレワークや子育て世帯 等への対応			0	0	Δ	Δ			J	
	省エネルギー性能の高い長期 優良住宅やゼロエネルギー住 宅(ZEH)の更なる普及や新 技術の住宅づくりでの活用			0	Δ	Δ		Δ			(住宅)。
	住宅に関する情報内容 の充実と県民への周知	Δ	Δ	Δ	Δ	0	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
	住宅確保要配慮者(低 所得者・高齢者・被災者 等)への対応					Δ			0	0	Δ
	県営住宅の今後のあり 方への対応					Δ			0	Δ	0
② 居住環境に関する課題	地震や風水害等災害危 険性に対応した住まい づくり	Δ	0			Δ				Δ	
	空き家の発生抑制や危険な空き家の除却な ど、空き家対策の継続		0		Δ	Δ				Bu 20	
	地域のまちづくりと連携した良好な居住環境の整備		Δ			Δ	0	0	DESTRUCTION OF THE PARTY OF THE	化居住	景境)
	様々な世帯・世代がお 互いに支え合う地域コ ミュニティの形成		Δ			Δ	0				

【凡例】「〇」:課題に対応する取組等の記載がある項目、「△」:課題に一部関連する記載がある項目

第3章

豊かな住生活の実現に向けた施策

- 3-1 具体的な施策と役割分担
- 3-2 地域特性に応じた取組方向
- 3-3 成果指標



本章の各主体の役割分担等における記載について、具体的な行動以外の表現については、下記のとおりとします。

「推進」: 取組主体が自ら意図して取り組むこと

「促進」:取組主体以外の主体が、その取組の目的達成のために、取組主体に金銭、使役等を供与することにより助成を行うこと(補助金助成、受託等)

「支援」:取組主体以外の主体が、その取組の目的達成のために、取組主体に金銭、使役等の供与以外の方法により 助成を行うこと(普及啓発、情報提供等)

3-1 具体的な施策と役割分担

(1) ^{基本方針} **1** 安 全 な住 まいづくり

住生活の安定を確保するため、住宅単体の安全確保に関する目標「安全な住まいで暮らす」と 住宅をとりまく環境(居住環境)の安全確保に関する目標「住宅地での災害を減らす」を定め、 「安全な住まいづくり」を進めます。



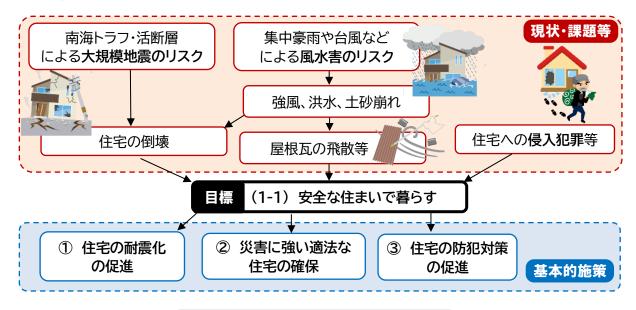
11.5 災害による死者数、被害者数、直接的経済損失を減らす 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を 強化する

目標1-1 安全な住まいで暮らす

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震に加え、突発的に発生する直下型地震の発生原因となる活断層が、県内では「養老 - 桑名 - 四日市断層帯」や「布引山地東縁断層帯(東部)」、「頓宮断層」など多く存在し、本県は常に地震のリスクと隣り合わせの状況です。阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震を契機に、これまでも住宅の耐震化に取り組んできましたが、引き続き推進します。

また、全国的に集中豪雨や台風などに起因する洪水や土砂崩れ、屋根瓦の飛散などの被害が頻発しており、本県でもほぼ毎年何らかの被害が発生しています。住宅においても、従来の耐震性の確保に加え、風水害への対応も促進します。

令和2年の県内における刑法犯認知件数は8,560件で、ピークであった平成14年から8割超減少しているものの、侵入犯罪などは後を絶ちません。引き続き住宅の防犯対策に取り組みます。





◎ 住宅の耐震化の促進

♪ 耐震

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された「旧耐震基準」の木造住宅については、大規模地震の発生時に倒壊の危険性が高いため、耐震診断を行った上で、速やかに適確な補強工事または建て替えの実施により耐震性の確保を促進します。
- ・地震発生時の安全性の確保のために、ブロック塀など住宅に附属する工作物に対する点検及 び耐震対策、家具などの固定による転倒防止対策、窓ガラスの飛散防止対策などの取組を促 進します。
- ・県、市町、住宅関連事業者・関係団体等が連携し、住宅の耐震化の必要性や助成制度等の周知のために、戸別訪問や相談会、防災教育などを実施することで、住宅の耐震化の普及啓発を推進します。

◎ 災害に強い適法な住宅の確保

(∵) 法適合

- ・安全性を確保し、適法な住宅や宅地となるように、「建築基準法」、「都市計画法」、「建築士法」 などの法令に基づき、適正に審査し、確認、許可を行うほか、必要に応じて建築主、設計者、 施工業者などに対し法令遵守に向けた指導に引き続き取り組みます。
- ・強風による被害を防ぐため令和4年1月1日に改正施行された「建築基準法」の屋根ふき材 に関する基準と支援策について周知に努めます。

◎ 住宅の防犯対策の促進

防犯

・防犯上有効な構造の錠の設置、小窓やバルコニーなどの外部からの侵入対策など、防犯性の 高い住宅の普及啓発活動に引き続き取り組みます。



県の役割

- 住宅の耐震化の取組の促進
- 耐震補強工事費用の低廉化の推進
- 「建築基準法」等の建築物・宅地に関する規制の普及啓発及び法令遵守の取組推進
- 指定確認検査機関、建築士事務所等への指導・監督
- 防犯に配慮した住宅の普及啓発

主な取組

1) 住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進 【防災対策部・教育委員会・県土整備部】

2) 家具等転倒防止対策の促進

【防災対策部・県土整備部】

3) 大規模盛土造成地(宅地)の耐震化の促進

【県土整備部】

4) 耐震診断・耐震補強工事等への補助

【県土整備部】

5) 耐震補強工事のコスト低廉化等に係る技術者向けの講習会開催

【県土整備部】

6) 安全な住宅建築のための「建築基準法」に基づく適正な確認・検査・指導

【県土整備部】

7) 屋根ふき材の強風対策に関する情報提供

【県土整備部】

- 8) 安全な宅地造成のための「都市計画法」に基づく適正な許可・検査・指導【県土整備部】
- 9) 指定確認検査機関・建築士事務所等に対する立入検査

【県土整備部】

10) アスベストの除去等に関する情報提供

【県土整備部】

11) 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく防犯に配慮した住ま いの普及啓発 【環境生活部・県土整備部】

国に期待する役割

- 耐震診断・耐震補強工事・家具等転倒防止対策等の制度・枠組みの充実
- 「建築基準法」及び「都市計画法」に基づく適正な確認・検査・指導を推進するための制度・枠組みの充実
- ② 建築基準等建築規制についての国民、指定確認検査機関、建築士事務所等への周知、国指 定の指定確認検査機関への指導、監督
- 安全な室内環境確保のための情報提供
- 住宅の防犯性の向上に向けた制度・枠組みの充実

市町に期待する役割

- 耐震診断・耐震補強工事等の促進
- 家具等転倒防止対策の促進
- 地域の住宅関連事業者・関係団体等との連携による耐震化促進のための普及啓発
- 大規模盛土造成地の宅地耐震化に向けた調査の実施
- 特定行政庁等における「建築基準法」、「都市計画法」に基づく適正な確認・許可・検査・ 指導
- 屋根ふき材の強風対策に関する支援の促進
- 防犯に配慮した住宅の普及啓発
- 地域の自治会などとの連携による街灯の設置や道路、通路の見通しの確保

住宅関連事業者 関係 団体 に期待する役割

- 地域住民・市町・県との連携による住宅耐震化の普及啓発
- 耐震補強工事における低コスト工法等の積極的な採用など、住宅の耐震化二ーズへの適切 な対応
- 住宅金融支援機構のリフォーム融資(耐震改修工事)の活用
- 住宅の建築やリフォーム、宅地造成等を行う際の法令や条例等の遵守、適切な技術力の習得・維持と適正な施工(適正な工事監理を含む)
- 指定確認検査機関による適正な確認検査の実施
- 防犯優良住宅認定制度の運用

県民 に期待する役割

- 日頃からの防災・減災に対する高い意識
- 住宅、ブロック塀等の耐震化のほか家具固定等の住まいの耐震化の実施
- 防犯パトロール、街灯の管理等防犯に対する自発的な活動

◆ 日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から沈み込んでいる場所を「南海トラフ」と呼び、ここでの大きな地震の発生が心配されています。

「南海トラフ地震」の 30 年以内の 発生確率: 70~80%

◆ 昭和56年5月31日以前の古い耐震基準の 木造住宅は、阪神・淡路大震災等で多く倒壊し ており、特にこれらの住宅は、耐震診断、耐震 補強工事の実施が望まれます。







耐震診断の結果、示される「評点」が 1.0 未満の場合、「耐震性なし」と判定されます。

補助制度について(標準額)

◆ 三重県では、昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化を促進するため、 国、市町と連携して補助を行っています。 (令和4年4月1日現在)

耐震診断

無料で受けられます

まずは診断から



補助額:設計費の 2/3 (最大 18 万円) 耐震性が把握 できたら設計→エ 事と進みましょう

補強工事

補助額:工事費の 2/3~2/5(最大 100 万円) ※簡易補強の場合:工事費の 2/3(最大 30 万円)

解体工事

補助額:工事費の 23%(最大 20.7 万円) ※空き家に限ります。また、実施していない市町があります。

◆ 補助制度の概要は、県のホームページに掲載しています。

(注) 市町によって補助額等が異なる場合があり、申込先も市町となるため、詳細に ついては、お住まいの市町にお問い合わせください。



県のHP



▲ 補助制度の概要等 (住まい安全安心 21)



▲ 市町の問い合わせ先

補強工事の低コスト化の取組について

◇ 県民意識調査の結果、補強工事 を実施しない最大の原因は、「費 用が高いため」でした。

 ◆ そこで、県では、耐震補強コスト を下げるため、新しい工法等の普 及に向け、産官学連携のもと取り 組んでいます。
 ★用りることで、 箇所は増えて コストは抑えられ 大は抑えられ を下げるため、新しい工法等の普 は抑えられる。

たとえば、天井や床を 壊さない補強方法を 採用することで、補強 箇所は増えても コストは抑えられます。

とで、必要な補強工事が

少なくなる場合もあります。

016 028!

従来の壁合板補強

天井+床の撤去復旧必要 耐力:5.2kN【100%】 費用:1か所あたり10万円程度

貝用・Iか所のにり IO 万円住反 貝用・Iか所のにり 3 万円住反 (出典)「木造住宅の耐震改修促進に向けて」 発行:NPO 法人 達人塾ねっと

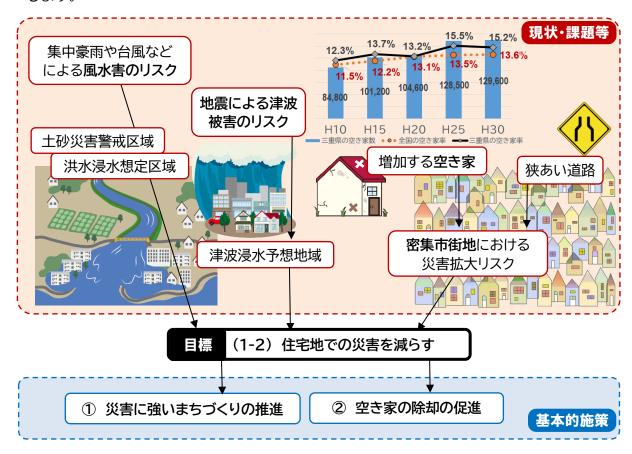
天井・床触らず 耐力: 4.1kN[80%] 費用: 1か所あたり 3 万円程度

目標1-2 住宅地での災害を減らす

近年、世界的な気候変動に伴い、局地的な集中豪雨の増加、台風の大型化などが指摘されていますが、これらに起因する被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの情報を地域で共有するとともに、市町策定の立地適正化計画の中で防災指針を定めるなどの取組により、自然災害に強いまちづくりを推進します。

風水害に加え、本県では南海トラフ地震とそれに伴う津波被害の危険性が高いため、津波浸水予測地域の情報を共有するとともに、津波発生時の避難体制の強化を図ります。南海トラフ地震に加え、直下型地震の際には、老朽化した木造住宅が密集している地域(密集市街地)で、家屋の倒壊による避難路の閉塞や火災の延焼などの危険性が大きいことから、被害拡大を防止するための取組を推進します。

近年増加している空き家は、適切な管理がなされないと、地震や台風で倒壊、屋根瓦の落下・飛散などの防災上の問題、ごみの不法投棄などによる衛生上の問題、外壁の汚れや破損、窓ガラスの割れなどによる景観保全上の問題、不法滞在や放火など治安上の問題など周辺への悪影響を及ぼすおそれがあるため、管理の不適切な空き家の除却を積極的に進めます。同時に、空き家除却の阻害要因の1つである所有者不明土地及び家屋を減らすための取組を推進します。





◎ 災害に強いまちづくりの推進

○ 防災

- ・河川管理者・下水道管理者に加え、あらゆる関係者(国、県、市町、県民)により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換を進め、ハード・ソフト一体の対策を進めます。
- ・市町が策定する立地適正化計画においては、地区レベルで災害リスク分析を行い、防災対策・ 安全確保策を防災指針として定めることにより、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・不動産取引時の重要事項として土砂災害などに加えて、水害についてもハザードマップなど を用いた説明が義務付けられました。法令の適切な運用を通じて、地域における災害リスク の周知に取り組みます。
- ・密集市街地においては、延焼危険性及び道路などの閉塞危険性の解消を目的として、狭あい 道路の拡幅整備、空き家やブロック塀の除却などを促進します。

◎ 空き家の除却の促進

☆ 空き家(除却)

- ・周囲に悪影響を及ぼす空き家については、「空家特措法」の規定に基づき、所有者等に改善を 促す措置を講じるとともに、除却についても促進します。
- ・現在発生している空き家だけでなく、65歳以上の高齢者単身世帯のみが住む、いわゆる「空き家予備軍」を事前に把握するなど、将来的な空き家の発生の予防に努めます。
- ・空き家に関する悩みや問題などが解決できるよう、宅地建物取引士・建築士・司法書士など の専門家が応じる相談会や空き家の適正な管理や活用に関する研修会などの開催によって、 空き家対策の意識を高めます。
- ・所有者不明土地及び家屋の発生防止のため、令和3年の「不動産登記法」や「民法」の改正 による相続登記の申請義務化や共有制度・財産管理制度・相隣関係規定の見直しなどの制度 改正について周知を図ります。
- ・所有者情報の明確化のため、引き続き地籍調査についても円滑・迅速な実施を促進します。



役	割(分(担

県の役割

- 立地適正化計画(防災指針を含む)の策定促進
- 洪水、土砂災害等の自然災害から生命・財産を守る防災対策の取組の推進
- (流域治水の取組の推進
- 密集市街地の改善に向けた情報提供・助言
- 「空家特措法」等に基づいた特定空家等の除却支援
- 所有者不明土地に係る法改正内容(相続登記の義務化等)の周知・啓発
- 地籍調査推進のための市町に対する周知啓発

主な取組

1) 立地適正化計画(防災指針を含む)の策定に向けた市町の支援 【県土整備部】

2) 「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進 【県土整備部】

3) 風水害及び地震・津波対策をテーマにしたシンポジウムの実施 「防災対策部】

4) がけに近接した住宅地等における危険住宅の移転促進 【県土整備部】

5) 「土砂災害防止法」に基づく区域指定 【県土整備部】

6) 洪水氾濫対策・土砂災害対策の推進(治水関係公共事業(河川整備・土砂災害から の住戸保全)の実施) 【県土整備部】

7) 狭あい道路の改善に向けた取組促進 【県土整備部】

8) 密集市街地の改善・整備に向けた情報提供・助言 【県土整備部】

9) 空き家対策の情報共有や意見交換を行う三重県空き家等対策連絡会議を開催

【県土整備部】

10) 特定空家等の除却への財政支援

【県土整備部】

11) 空き家除却時の固定資産税等の住宅特例延長に関する市町への普及 【県土整備部】

12)空き家の適正管理や利活用に関する研修会等の開催 【県」

【県土整備部】

13) 相続登記の義務化、不明共有者への対応方法等について周知・啓発

【県土整備部】

14) 既存住宅における孤独死や残置物に対応したモデル契約条項の周知

【県土整備部】

15) 地籍調査推進のための市町に対する支援

【地域連携部】

国 に期待する役割

- 洪水、土砂災害等の自然災害から生命・財産を守る制度の充実(残土処分のための法整備)
- 風水害に強い住宅への支援制度の充実及び技術開発の推進
- 流域治水の取組の推進
- 密集市街地の改善に係る制度・枠組みの充実
- 空き家の除却を促進するための制度・枠組みの充実
- 所有者不明土地・家屋に関する対応策の一層の拡充
- 空き家の所有者等の情報の収集・開示方法に関する制度・枠組みの充実
- 地籍調査における新技術の情報提供

市町に期待する役割

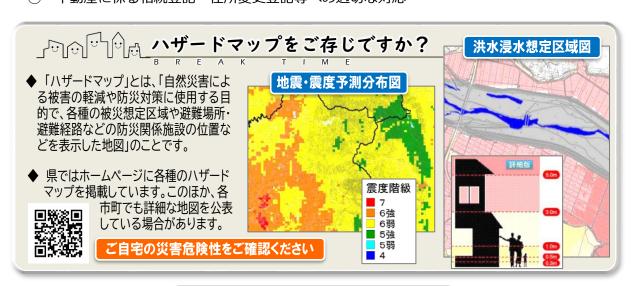
- 立地適正化計画(防災指針を含む)の策定
- 立地適正化計画等を踏まえた災害リスクの低い地域への住宅移転等の誘導
- 「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の必要性の検討
- ハザードマップの作成・周知
- 洪水、土砂災害等の自然災害から地域住民の生命・財産を守る取組の促進
- (流域治水の取組の推進
- 密集市街地での狭あい道路整備や空き家・ブロック塀等の除却等の対策及び住民の防災意識の向上
- 「空家特措法」等に基づく空き家対策の推進(管理不全な空き家への対応)
- 特定空家等除却のための補助制度・税制特例の充実
- 地域の自治会などと連携した空き家発生予防の取組の推進
- 空き家相談会・セミナー等の開催
- 所有者不明土地に係る法改正内容(相続登記の義務化等)の周知・啓発
- 地籍調査の円滑かつ迅速な実施

性宅関連事業者 関係団体 に期待する役割

- 災害危険区域等の土地に関する情報の収集と県民への提供(災害リスクの重要事項説明の 徹底)
- 風水害に強い住宅を実現するための技術開発の推進
- 専門家による空き家対策に関する相談対応、除却の具体的方策に関する情報提供
- 所有者不明土地対策に関する専門家による相談対応・情報提供

県民 に期待する役割

- ハザードマップなどにより災害リスクの高い地域の把握と必要な対策の実施
- 空き家の適正な管理、活用又は特定空家等の除却等の実施
- 不動産に係る相続登記・住所変更登記等への適切な対応



(2) 基本方針 2 良質で多様な需要に応える住まいづくり

より良質な住宅を確保し、住生活の向上を図るため、住宅の整備に関する目標「より良い住まいを実現する」と既存住宅の活用に関する目標「既存住宅の価値を高め、活用する」、さらに住宅の相談体制に関する目標「住まいの疑問にこたえる」を定め、「良質で多様な需要に応える住まいづくり」を進めます。



- 9.5 産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる
- 11.1 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 12.8 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする

目標2-1 より良い住まいを実現する

快適な生活を実現するためには、性能の高い住宅を供給することが必要で、そしてその優良な住宅を長く使い続けることが重要です。「いいものをつくり、きちんと手入れして長く大切に使う住宅」への転換を促進します。

働き方改革や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、在宅勤務(テレワーク) が浸透しつつあります。一方で、従来の少子高齢化に起因して、核家族化や単身世帯、高齢者 世帯、共働き世帯の増加など、一昔前と比べて世帯構成は大きく変化しています。

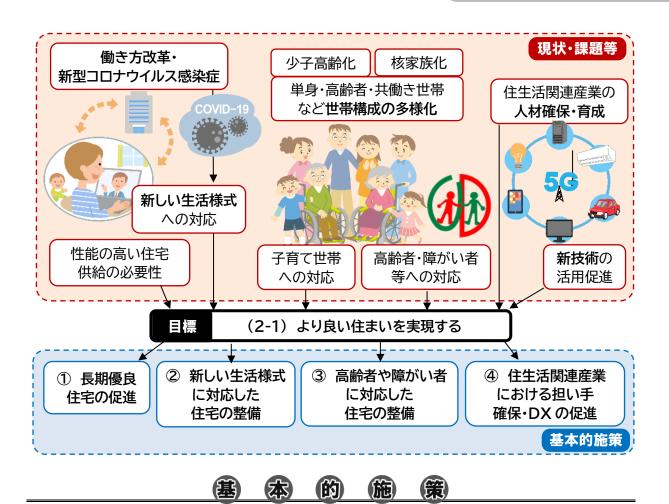
このような社会環境の変化及び世帯の多様化により、「より良い住まい」のあり方も変化しつつあります。特に新しい生活様式及び子育て世帯に対応した住宅の整備は、年少人口及び生産年齢人口の減少に悩む本県では急務といえます。一方、高齢者の人口は当面増加傾向であり、高齢者に対応した住宅の整備も必要です。すべての世代にとって快適な住まいが実現できるように取り組みます。

また、生産年齢人口が減少傾向にある点を踏まえ、住生活関連産業に従事する人材の確保及び育成に積極的に取り組むほか、新技術の活用促進にも取り組みます。

- R2.1 中国・武漢で原因不明の肺炎が発生し、国が注意喚起
- R2.2 WHOが新型コロナウイルスを「COVID-19」と名付ける
- R2.4 三重県に初の「緊急事態宣言」
- R3.4 高齢者のワクチン接種開始
- R3.5 三重県に「まん延防止等重点措置」を適用
- R3.7 東京オリンピック・パラリンピックが1年遅れで開幕
- R3.10 国民の7割が2回目のワクチン接種
- R3.11 世界の死者が500万人を超える
- R4.2 変異型ウイルス「オミクロン株」の猛威により、国内の1日の 新規感染者が10万人を超える
- R4.2 日本の感染者が 300万人を、世界の感染者が4億人を 超える

◆ 全世界に瞬く間に拡大した新しいウイルスによって、生活様式も大きく変化しました。

日常生活を営む上の基本的生活様式 政府広報 新しい生活様式 身につけましょう ファエない もららなる のはいます。 のはいまする のはい



◎ 長期優良住宅の促進

√∵ 長期優良住宅

・住宅の新築、建替え及びリフォームにあたっては、劣化対策、耐震性、省エネルギー性能、 バリアフリー対応に優れ、維持管理・更新が容易であるなど、長期にわたり良好な状態で住 み続けられる長期優良住宅などの普及に取り組みます。また、長期優良住宅に関する支援制 度や優遇措置などについて周知します。

◎ 新しい生活様式に対応した住宅の整備

☆ 新しい生活様式

- ・コロナ禍を契機として増加したテレワークなど、職住一体・近接、在宅学習の環境整備が求められています。このような生活様式の変化などに対応した住宅の新築、建替え及びリフォームを促進します。
- ・出産・子どもの成長などにより広さや間取り、設備等、住まいに対するニーズは変化するため、それらに応じた住宅へのリフォームや住み替えがしやすくなるよう環境整備を図ります。

◎ 高齢者や障がい者に対応した住宅の整備

ユニバーサルデザイン ドリアフリー

・高齢者や障がい者が安心して快適に暮らせる豊かな住まいの実現のためには、それぞれの身体の状況に適した自宅や施設などのハード面の改修も重要です。そのため、バリアフリーの住宅の新築、建替え及びリフォームを促進します。

・高齢者や障がい者だけでなく、すべての県民にとって使いやすい設計(ユニバーサルデザイン)の住宅をめざします。

◎ 住生活関連産業における担い手確保・DXの促進

り 担い手確保

- ・住生活関連産業の担い手においては、必要な知識の習得や技能の研鑽が継続して行われ、さらにその知識や技能の継承が必要です。住生活関連産業の担い手の確保・育成に向けて、特に建設業に従事する若手技術者に対する技能研修とともに、新たな技術の習得、活用に向けた取組のほか、週休2日制の導入や女性が活躍できる職場環境づくりなどの働き方改革を進めます。
- ・生産性の向上を図るため、住宅生産や管理プロセスにおいて、AI による設計支援や劣化診断の自動化等を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を促進します。



県の役割

- 長期優良住宅の普及促進
- 新しい生活様式に対応した住宅の整備に係る普及啓発
- 高齢者や子育て世帯等における住み替え・リフォームの促進
- 高齢者等福祉施策と連携した多様な住まいづくりの促進
- ユニバーサルデザインの普及啓発
- 建設業若手従事者の育成と働き方改革の促進
- 情報通信技術 (ICT) やモノのインターネット (IoT) の活用促進
- デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進するための人材育成

主な取組

1) 長期優良住宅の制度周知と適正な認定

【県土整備部】

2) 新たな住生活関連サービスに関する情報提供

【県土整備部】

3) テレワークスペース、高速通信設備等の確保等による在宅勤務・学習に対応した 住まいの普及啓発 【県土整備部】

4) 県営住宅のバリアフリー改修、子育て世帯向け改修の実施

【県土整備部】

サ/ 赤台は心のパップ クラー 欧原、丁月でに市門の欧原の大池

5) 高齢者等の地域支援体制の構築に向けた取組の促進

【医療保健部】

- 6) 「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の周知 【県土整備部】
- 7) 様々な主体との連携によるユニバーサルデザインの啓発の実施 【子ども・福祉部】
- 8) 耐震補強工事のコスト低廉化等に係る技術者向けの講習会の開催 【県土整備部】
- 9) 建替えやリフォーム支援制度、トラブル事例等の総合的な情報提供・講習会の開催

【県土整備部】

10) DX推進人材の育成

【デジタル社会推進局】

□□に期待する役割

- 長期優良住宅の普及のための制度・枠組みの充実
- 職住一体・近接、在宅学習の環境整備と関連する取組の推進
- バリアフリー対策の制度・枠組みの充実
- 建設業の若手入職者確保、若手従事者育成、職場環境改善に向けた制度・枠組みの充実
- 多角化する住生活関連サービスの担い手確保に向けた制度・枠組みの充実
- 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスや生産・管理プロセス等でのDXの推進

市町に期待する役割

- 所管行政庁における長期優良住宅認定制度等の周知及び適正な認定
- 住宅関連事業者等多様な主体との連携による、高齢者のニーズに応じた多様な住宅の供給 に対する普及啓発
- 介護保険制度を活用した住宅のバリアフリー改修の推進

住宅関連事業者 関係団体 に期待する役割

- 長期優良住宅等の良質な住宅の建築及び計画的な維持管理の促進
- テレワーク等に対応した住まいの提案
- 高齢者がそれぞれのニーズに応じて安心して暮らせる多様な住宅の供給推進
- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住宅等の設計・工事の推進
- 建設業の若手入職者確保、若手従事者育成、職場環境の充実等の推進
- 良質な住宅を建築するための知識の習得と優れた技術の継承の推進
- 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスや生産・管理プロセス等でのDXの推進

県民 に期待する役割

- 長期優良住宅等の建築及び計画的な維持管理
- 「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」などを参考としたユニバーサルデザインの住まいづくり

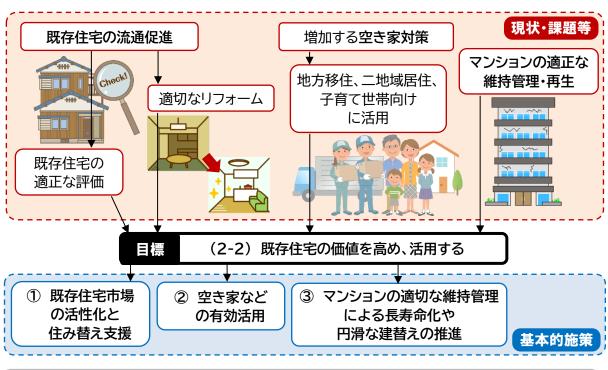


目標2-2 既存住宅の価値を高め、活用する

既存住宅の流通を促進するためには、住宅の構造、性能を経年変化や使用状況に合わせて適正に評価し、その結果をそれぞれの住宅が有する資産価値として市場で評価される必要があります。そのため、専門家による既存住宅状況調査(インスペクション)や適切なリフォームの実施など、流通を活性化する取組を推進します。

増え続ける空き家について、状態が良く、使用できるものは、「空き家バンク」などの手法を通じて、地方移住、二地域居住のほか、子育て世代の住宅取得のための有効な住宅ストックとして積極的な活用を図ります。

本県のマンションは、昭和 40 年代以降、建築戸数が増加しており、築 40 年以上のマンションが多数存在します。今後、老朽化したマンションの急速な増加や、マンション管理の担い手不足による管理不全が予想されます。老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための適正な維持管理や老朽化マンションの再生は急務です。





基本的施策

◎ 既存住宅市場の活性化と住み替え支援

中古住宅 _ご リフォーム

- ・既存住宅について、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化などのリフォームを行い、住宅ストックの有効活用を図ることにより、県内の既存住宅市場の活性化を促します。
- ・専門家による既存住宅状況調査(インスペクション)や住宅履歴情報の管理を住宅流通の仕組みとして推進します。
- ・良質な既存住宅の転貸借(サブリース)や定期借家制度による活用のほか、リバースモーゲージなど住宅を担保とした資金調達の取組を進めます。
- ・不動産取引時における地理的制約の解消等を目的として、パソコンの端末などを利用した重要事項説明が、賃貸契約については平成 29 年から、売買契約においても令和3年から運用が開始されましたので、取組を推進します。

◎ 空き家などの有効活用

」○ 空き家(活用)

- ・増え続ける空き家対策の一つとして、移住希望者や子育て世帯の住宅取得のために、「空き家 バンク」の運営や空き家の取得支援を進め、空き家の有効活用を図ります。
- ・空き家に関する悩みや問題などが解決できるよう、宅地建物取引士・建築士・司法書士など の専門家が応じる相談会や空き家活用に関する研修会などの開催によって、空き家対策の意 識を高めます。

◎ マンションの適切な維持管理による長寿命化や円滑な建替えの推進 ☆ マンション

- ・マンションの適切な維持管理を確保するために、管理組合の適切な運営や長期修繕計画の作成などを促進します。また、「マンション建替円滑化法」に基づき、行政による助言、指導及び勧告のほか、マンション管理適正化推進計画策定、適切な管理計画を有するマンションの認定などを市町や関係者のニーズを把握しながら進めます。
- ・マンションの建替えや改修に対する情報提供や相談に対応するほか、必要に応じて「マンション建替円滑化法」に基づき、マンション建替事業の認可等を行います。



役 割 分 担

県の役割

- 既存住宅の流通活性化・資産価値向上の促進
- 高齢者や子育て世帯等における住み替え・リフォームの促進
- 空き家の他用途への変更を含めた利活用の促進と空き家活用に取り組む市町の支援
- マンションの適切な維持・管理の促進

主な取組

1) 既存住宅の評価制度(インスペクション(建物状況調査)、住宅性能評価制度、

安心R住宅等)、長期優良住宅認定制度の普及啓発

【県土整備部】

2) 住宅を担保とした資金調達などに関する普及啓発

【県土整備部】

3) 宅地建物取引業者に対する法令の規定に基づく指導・監督

【県土整備部】

4) 耐震化リフォームに関する支援

【県土整備部】

5) 建替えやリフォーム支援制度、トラブル事例等の総合的な情報提供・講習会の開催

【県土整備部】

6) 既存住宅活用や住み替えに関する制度の普及啓発

【県土整備部】

7) 空き家対策についての情報共有や意見交換を目的とした「三重県空き家等対策連絡

会議」を開催

【県土整備部】

8) 空き家の利活用に係るリフォームへの補助

【県土整備部】

9) 市町や県民等を対象とした空き家利活用等に関する研修会等の開催

【県土整備部】

10) マンション管理・建替えに関する情報提供

【県土整備部】

国 に期待する役割

- 既存住宅の流通活性化・資産価値向上のための評価等の制度・枠組みの充実(インスペクション、住宅履歴情報等の提供、住宅瑕疵担保責任保険等)
- インスペクション(建物状況調査)が可能な人材育成(検査の質の確保・向上)の促進
- 既存住宅の活用や住み替えを推進するための制度・枠組みの充実(持ち家の円滑な賃貸化 や、定期借家制度、DIY 型賃貸借等多様な賃貸借制度の活用)
- 悪徳リフォーム業者の排除を含めた既存住宅の適切なリフォームを推進するための制度・ 枠組みの充実
- 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへ更新するための制度・枠組みの充実
- 空き家の利活用に対する支援制度の充実
- 空き家の所有者等の情報の収集・開示方法に関する制度・枠組みの充実
- マンションの計画的な建替え・維持管理を推進するための制度・枠組みの充実

市町に期待する役割

- 既存住宅の流通活性化・資産価値向上のための評価制度の普及啓発
- 補助金や介護保険制度等による既存住宅のリフォームの促進

- 「空家特措法」に基づく空き家対策の推進(空き家の利活用)
- 「空き家バンク」の推進
- 空き家相談会・セミナー等の開催
- 空き家利活用のための補助制度の充実
- マンションを適切に維持・管理していくための情報提供

世宅関連事業者 関係 団体 に期待する役割

- インスペクション(建物状況調査)の実施、住宅性能表示制度や既存住宅の住宅瑕疵担保 責任保険の活用のほか、リフォームの実施や多様な賃貸借制度(サブリース、定期借家制 度、DIY 型賃貸借等)の活用による既存住宅流通活性化の推進
- 賃貸住宅の管理業務の適正化(不当な勧誘行為の禁止、誇大広告の禁止など)
- 不動産取引時におけるオンラインの重要事項説明の推進
- 高齢者世帯、子育て世帯等における住み替えや空き家等の利活用のための資金確保に対する支援(民間金融機関、住宅金融支援機構)
- 空き家の再生・活用事業における不動産事業者の参入
- 専門家による空き家対策に関する相談対応
- マンションを管理する事業者等による長期的な視点に立った適切な維持管理、運営及びそのために必要な専門的な知識と技術の習得
- マンション再生の円滑な推進

県民 に期待する役割

- 既存住宅の評価制度の情報収集と活用
- 建築士等の専門家への相談や行政が提供する各種支援制度の活用による計画的なリフォームの実施
- 空き家の適切な管理のほか、「空き家バンク」などの活用方法の情報収集と対応
- 相続不動産の把握と将来的に空き家となる住宅への対応
- マンションの所有者、管理者による適切な維持管理・管理組合の運営
- マンションの長期修繕計画の作成と適正な修繕費用の負担

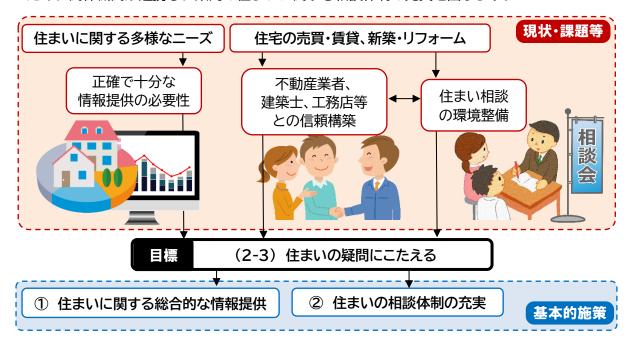
- ◆ 深刻化する空き家問題に取り組むため、平成 28 年に県内の宅地建物取引士、建築士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、建設関係者、税理士、行政書士の関係8団体によって、「空き家ネットワークみえ」が設立されました。
- ◆「空き家ネットワークみえ」は、市町と連携し、各地でワンストップ相談会を開催するなど、各種事業を行っています。 また、この取組は国土交通省が実施する「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」として採択されるなど、取組が評価されています。



目標2-3 住まいの疑問にこたえる

住まいに関する一人ひとりの多様なニーズに応えることができるよう、正確で十分な情報を、 わかりやすく提供します。

また、住宅の売買・賃貸や、新築・リフォームの契約においては、不動産業者や建築士、工 務店等と安心で信頼される関係を構築するためにも、気軽に相談できる環境が必要です。その ため、関係機関が連携し、県内の住まいに関する相談体制の充実を図ります。



基 承 的 施 策

◎ 住まいに関する総合的な情報提供

情報

・国、県、市町、住宅関連事業者・団体などの関係者において蓄積している住宅に関する情報 を整理し、それぞれにおいて、県民が必要な情報を入手しやすい環境づくりに取り組みます。

◎ 住まいの相談体制の充実

□ 相談

- ・住まいの相談については、行政による支援制度や各種改修のアドバイス、業者選定のほか住まいに関するトラブルなど、その内容が多種多様であるため、それぞれに適した相談先が把握でき、適切に相談に応じられる体制を整備します。
- ・特に、空き家については、空き家の活用、管理、税金、相続、除却など、相談内容が多岐に わたるため、様々な専門家がそろったワンストップ相談会の開催を推進します。

役割 分 担

県の役割

- 住生活の向上に向け、県民に役立つ住まいに関する情報提供
- 県内の住宅統計に関する情報提供

主な取組

- 1) 耐震・省エネなどのリフォームや空き家対策、工事契約などの住まいに関する相 談先・相談方法の周知

 【県土整備部】
- 2) 県消費生活センターでの契約トラブル等相談対応

【環境生活部】

3) 市町職員や一般県民向けのトラブル対応のための研修会等の実施

【県土整備部・環境生活部】

4) 安全な住まいの確保や空き家への対応等に関する住教育の推進

【県土整備部】

5) 耐震や空き家、居住支援等の相談会の開催、支援

【県土整備部】

国 に期待する役割

- 住まいに関する課題・トラブル等の情報提供や対応体制の充実
- 住宅リフォーム事業者団体登録制度の充実、制度普及

市町に期待する役割

- 住まいに関する相談に応じる体制の確保
- 住まいに関する各種情報の把握と周知

- 良質な住まいづくりを行うための適切な情報提供と県民からの相談体制の確保
- リフォームに対する消費者保護に関する一層の情報提供((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)
- 増改築相談員の取組の充実((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

県民 に期待する役割

○ 住宅におけるトラブル防止のための情報収集や関係する研修への積極的な参加

(3) 基本方針 3 地域の豊かさを実感できる住まいづくり

より良い居住環境を確保し、住生活の向上を図るため、住みやすい地域の実現に関する目標「魅力ある地域にする」と省エネルギーや景観保全に関する目標「環境をまもる」を定め、「地域の豊かさを実感できる住まいづくり」を進めます。







- 7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす
- 11.2 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
- 11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計 画・管理能力を強化する
- 11.4 世界文化遺産・自然遺産を保護・保全する
- 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす
- 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する
- 12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する
- 12.5 廃棄物の発生を減らす

目標3-1

魅力ある地域にする

県民の居住環境に対する不満は、住宅そのものに対する不満よりも高く、その中でも医療・福祉・文化施設などの利便、通勤・通学の利便、日常の買物の利便に対する不満が高い状況です。生活に必要な医療・福祉施設や文化施設、商業施設等を交通利便性の高い場所へ誘導し、密度の高い市街地形成を進めるとともに、公共交通の充実などによるこれらの施設への移動手段の確保を図ります。

県内の中心市街地は、商業施設の空き店舗化・空き地化や駐車場への土地利用転換により空 洞化(スポンジ化)が進んでおり、都市の魅力低下の要因となっています。このような低・未 利用地を活用し、あらゆる世代の住民が交流するための空間創出に努めます。

少子高齢社会の到来により、従来は家族が担っていた子育てや高齢者介護などの役割を、地域全体が担うことが期待されます。行政だけでなく、県民、住宅関連事業者・関係団体などの多様な主体が連携して、子どもから高齢者まで、あらゆる世代がお互いに支え合うためのコミュニティづくりを促進します。

また、空き家の有効活用にもつながる県外などからの移住や二地域居住の支援のほか、自然豊かな環境で安全・安心かつ快適に仕事ができるワーケーションの取組を促進します。

◆ 三重県では、東京都有楽町に「ええとこやんか三重 移住相談センター」を設置し、市町と連携したきめ細かな移住相談や三重の暮らしの魅力発信を行っています。



◆ ポータルサイトを設け、移住に伴い必要となる様々な 情報を提供しています。

三重暮らしのススメメヒュ。ロルホーー



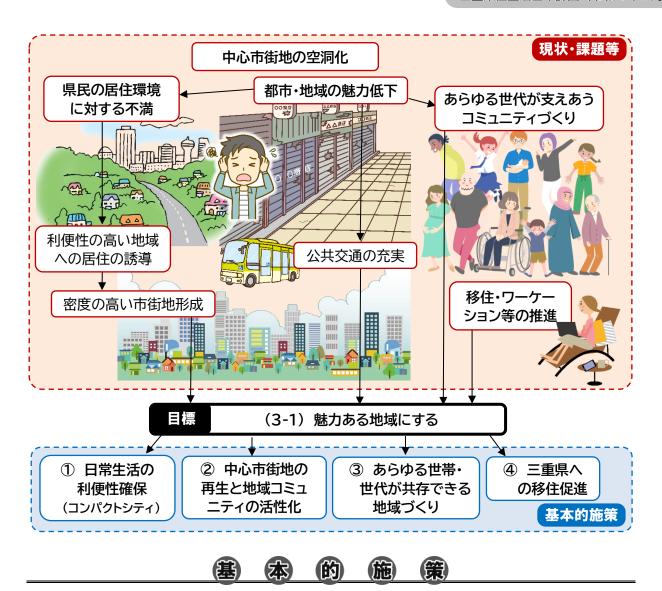






) ええとこやんか三重

応援制度



◎ 日常生活の利便性確保(コンパクトシティ)

ご コンパクトなまちづくり

- ・本県の多くの市町において、都市機能及び居住を集約する「コンパクトなまちづくり」を進めています。市町が策定する立地適正化計画の中で、医療・福祉施設や文化施設、商業施設などの都市機能と居住地を交通利便性の高い場所へ誘導することで、日常生活における利便性向上を図ります。
- ・本県においては、日常生活の移動は自家用車の利用が主体ですが、自家用車利用の増加は、 渋滞・環境悪化・交通事故などの問題を引き起こしており、都市部において顕著です。特に 認知機能の衰えた高齢者による交通事故増加は、近年社会問題となっています。便利で安心 して利用できる持続可能な地域公共交通の充実をはじめとした「自家用車に過度に頼らない 地域づくり」をめざします。

◎ 中心市街地の再生と地域コミュニティの活性化

├○ コミュニティ

・中心市街地においては、市街地再開発事業等を通じて、再生を図ります。また、コミュニティ活動を活性化させるため、地域住民が主体となって地域課題の解決を図るコミュニティビジネスなどを促進します。

◎ あらゆる世帯・世代が共存できる地域づくり

☆ 子育で・多世代共存

- ・子育て世帯にとって住みやすい地域とするために、保育所などの子育て支援施設のほか、公園・緑地の整備、通学路の安全確保、コワーキングスペースの整備など、地域全体で子育てに対応できるように取り組みます。
- ・高齢者世帯にとって住みやすい地域とするために、介護サービス・生活支援サービスの充実 や空き家を活用したサロンの整備などコミュニティスペースの充実を図ります。
- ・子育て世帯や高齢者世帯を含めたすべての県民が地域の中で自立した生活が送ることができるように、行政だけでなく自治会や NPO 法人などとも連携して対応します。

◎ 三重県への移住促進

移住

・本県が移住希望者から選ばれるようにするために、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心とした移住のための情報提供や相談体制を充実します。また、住まいに関する情報だけでなく、就労情報や子育て、教育、福祉の情報の提供のほか三重の魅力の発信にも積極的に取り組みます。

役割 分 担

県の役割

- コンパクトなまちづくりに向けた住まいづくりの支援
- 生活交通の維持・確保のための支援・周知
- 団地再生に関する情報提供
- 子育てしやすい居住環境の整備
- 保育所等の整備・放課後児童対策の推進
- 県外からの移住希望者に対する情報提供
- 県外における移住関連イベント等での市町情報の周知機会の提供

主な取組

1) 市町の立地適正化計画策定に対する支援

【県土整備部】

2) 市街地再開発事業等による市街地整備の促進

【県土整備部】

- 3)公共交通の維持・活性化に向けた関係機関協議や「地域公共交通計画」の策定などの市町への働きかけ 【地域連携部】
- 4) ドローンや「空飛ぶクルマ」の活用による「空の移動革命」の促進

【デジタル社会推進局】

5) 通学路における児童の安全確保

【県土整備部】

6) 保育所等の施設整備と小学生の放課後児童クラブの設置・運営への支援

【子ども・福祉部】

7) 空き家を活用した地方移住、二地域居住、ワーケーション等の推進に向けた情報 提供 【県土整備部】

8) UIターン希望者への情報提供、移住相談、受け入れ態勢の充実

【地域連携部】

9) ワーケーションの受け入れの推進

【雇用経済部】

10) 地域おこし協力隊等の地域づくりをサポートする人材の育成等

【地域連携部南部地域活性化局】

国 に期待する役割

- 県民及び地域にとって持続可能なまちを実現するための制度・枠組みの充実
- 地域公共交通活性化のための情報提供及び支援
- 団地再生の推進のための制度・枠組みの充実
- 高齢者世帯、子育て世帯などのニーズに対応した住生活関連サービスの創出、拡大に向け た制度・枠組みの充実
- 「生涯活躍のまち」の制度・枠組みの充実

市町に期待する役割

- 市町が策定する立地適正化計画等を活用した住まいづくりの促進
- 地域に必要な住まい情報の収集と住民への提供
- (地域交通計画の策定
- 生活に必要なバス路線などの維持・確保
- 地域のコミュニティ活動に対する支援
- 低未利用地・遊休地の活用などによる地域住民の公園や広場の整備
- 子育て世帯等の入居支援や定住の促進
- 通学路における児童の安全確保
- 移住支援制度に関する情報の提供
- お試し住宅、サブリース等による移住者向け住宅整備など既存住宅を活用した移住施策の 推進

| 住宅関連事業者 | に期待する役割

- まちなか居住のための住宅、宅地整備
- 立地適正化計画に合わせた住生活サービスの提供
- 地域活性化に寄与するコミュニティビジネスの推進
- 移住ビジネスの推進

県民 に期待する役割

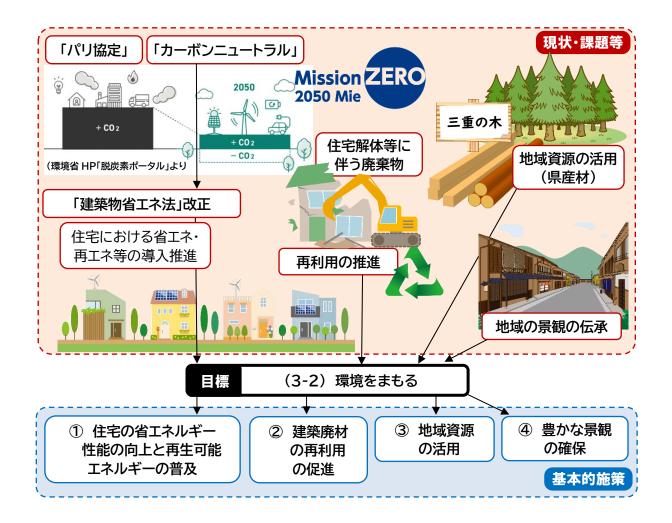
- まちなか居住の検討
- 移住者に対する地域住民の理解

目標3-2 環境をまもる

温室効果ガス削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の取組が令和2年に始まるとともに、2050年に「カーボンニュートラル」の目標を掲げるなど、温室効果ガス排出量の削減が求められています。住宅・建築物においても、その省エネルギー性能の確保・向上の取組を進めつつ、再生可能エネルギーの一層の導入拡大に取り組んでいくことが求められています。「建築物省エネ法」改正も踏まえ、住宅における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入を推進します。

また、住宅の建築・解体に伴って発生する廃棄物の再利用の促進や、県産材などの地域資源の活用などの取組により、総合的に環境にやさしい住まいづくりを目指します。なお、アスベストが含まれている建築物等の解体については、適切な飛散防止対策が行われるよう周知に努めます。

本県には伝統的建造物群保存地区として選定された亀山市の関宿などの街道添いの集落のほか、農村集落や漁村集落など個性のある歴史的街なみや集落が点在しており、これらを地域資源として後世に伝承していくことが必要です。地域が有する景観を活かしたまちづくり、住まいづくりを推進します。



基 本 的 施 策

◎ 住宅の省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの普及

○ 省エネ

- ・住宅における省エネルギーを推進するため、従来の長期優良住宅のほか、高断熱・高気密の 室内環境、冷暖房・給湯・換気・照明におけるエネルギーの効率化を実現した住宅(ゼロエ ネルギー住宅(ZEH))の整備を推進します。
- ・太陽光発電や太陽熱利用などによる再生可能エネルギーを創出する住宅、燃料電池、ヒート ポンプなどの新エネルギーを導入した住宅の整備を推進します。
- ・住宅の建設から、居住、廃棄までの長い寿命の中で、二酸化炭素(CO₂)の排出量の収支をマイナスにする、いわゆるライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM 住宅)の整備を推進します。
- ・これらの取組の支援として、行政機関などによる省エネルギー住宅に対する補助制度や優遇制度などの活用や周知に取り組みます。また、「建築物省エネ法」に関して、2025年に全ての新築住宅等が省エネ基準適合義務化の対象となる見込であることを踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の適合義務制度の周知を進めます。

◎ 建築廃材の再利用の促進

♂ リサイクル

・環境に対する負荷を減らすため、住宅の建築・解体にあたっては、発生する廃棄物の適切な 分別による適正な再利用(リサイクル)が行われるとともに、廃棄物の処理に要する適正な 費用についての正しい理解が必要です。そのため、建設関係事業者に向けた廃棄物の適切な 再利用(リサイクル)の周知に取り組みます。

◎ 地域資源の活用

」 地域材

- ・森林資源などの地域資源に恵まれた本県では、令和3年4月1日に施行された「三重の木づかい条例」に基づいて県産材の使用を積極的に進めます。また、合法木材であるとともに、 品質・規格が一定の基準に適合している県産材である「三重の木」をはじめとする県産材の 普及、利用拡大に取り組みます。
- ・地産地消の観点から、住宅の新築、建替え、改修(リフォーム)において、三重県産材利用 の促進及び地域資源の有効活用を図ります。

◎ 豊かな景観の確保

○ 景観

・「三重県景観計画」及び「熊野川流域景観計画」のほか、景観行政団体が策定する景観計画等 に基づき、歴史的街なみや集落の優れた景観を保全するほか、良好な住宅景観形成のため、 街なみ環境整備事業や古民家再生事業の促進、地区計画・建築協定制度の活用を推進します。

役割 分 担

県の役割

- 省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギー及び新エネルギーの普及に向けた情報提供 や啓発の促進
- 既存住宅の省エネルギー改修への支援
- 住宅の建築や解体に伴って発生する廃棄物の法令に基づく適正な処理と再資源化に関する 普及啓発の促進
- 解体時のアスベスト飛散防止対策の周知・確認
- 木造住宅の新築及びリフォームにおける県産材利用の促進
- 地域の良好な景観に配慮した居住環境の促進
- () 建築協定の普及促進
- 「生活排水処理アクションプログラム」に基づく生活排水処理施設の整備の推進

主な取組

- 1) 省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギー及び新エネルギーの普及啓発(「建築物省エネ法」改正を踏まえた適正な対応) 【環境生活部・雇用経済部・県土整備部】
- 2) 長期優良住宅の制度周知と適正な認定

【県土整備部】

- 3) 建設リサイクル届の確認と立入検査の実施
- 【環境生活部・県土整備部】
- 4) 「大気汚染防止法」に基づくアスベスト飛散防止対策の確認・検査・指導【環境生活部】
- 5) 「三重の木づかい条例」の周知

【農林水産部】

6) 県産材の魅力や木づかいの意義の理解促進

- 【農林水産部】
- 7) 景観計画等を踏まえた景観に配慮した住まいづくりの促進
- 【県土整備部】
- 8) 街なみ環境整備事業などの地域資源を活かしたまちづくり事業に係る情報提供【県土整備部】
- 9) 単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進と適切な維持管理の周知・助言・指導 【環境生活部】

| に期待する役割

- 住宅の省エネルギー性能向上のための制度・枠組みの充実
- ゼロエネルギー住宅(ZEH)やLCCM住宅の普及と住宅の省エネルギー化の推進
- 古材の再利用(リユース)のための制度・基準等の整備
- 良好な景観形成のための制度・枠組みの充実

市町に期待する役割

- 太陽光発電設備や断熱性の高い住宅等、環境に配慮した住宅の普及の促進
- 建築や解体に伴って発生する廃棄物のリサイクルに関する普及啓発
- 地域資源や環境に配慮した住まいの事例紹介等による良質な住まいづくりの啓発
- 市町景観計画を踏まえた景観に配慮した住まいの普及啓発
- 街なみ環境整備事業などの地域資源を活かした事業の実施

- 古民家の利活用による伝統的景観の保全と継承
- 建築協定の普及促進

住宅関連事業者 に期待する役割

- ニーズに応じた省エネルギー化や新エネルギー設備の情報の提供と適正な施工
- 建築や解体に伴って発生する廃棄物の適切な分別の実施と、リサイクルの推進
- 地域資源を活用した良質な建築の推進(「三重の木」の認証制度の普及を含む)
- 地域と調和した良好な住まいづくりの促進

県民 に期待する役割

- 省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを活用した住まいづくり
- 建築や解体に伴って発生する廃棄物の適正な処理や費用負担に対する理解
- 県産材等の地域資源を活用した家づくり
- 地域の景観や街なみに配慮した住まいづくり
- 建築協定の維持・遵守

┌ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 住宅を建てる際は長期優良住宅をご検討ください

長期優良住宅とは

◆ 長く住み続けられるために定められた 各種の基準を満たした性能の高い住宅 で、大きな地震に対する倒壊のしにく さ、点検・補修・リフォームのしやすさ、省 エネ性能等について配慮されています。

認定を受けるメリット

◆ 基準を満たした住宅で、長期間の維持 保全計画を定め、所管行政庁の認定を 受けると、税の特例等の優遇措置が受 けることができます。



街なみ環境整備事業

◆ 伊勢市、亀山市、伊賀市では、伝統的な景観 や街なみを継承していくため、補修や修景等の 事業を行っています。



◆ 伊賀市では、民間企業と連携して、 平成29年から中心市街地の空き家となった古民家等を宿泊施設に改修する事業に取り組んでいます。



◆ また、国土交通省も「古民家等観光資源化支援事業」により、魅力ある古民家等を資源と位置付け、再生・活用を支援するなど、伝統的な建築物の価値が見直されています。

(4) 基本方針 4 住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり

住生活の安定を確保するため、高齢者等の住宅確保に関する目標「住まいに困ることがないようにする」と災害時の住宅確保に関する目標「災害時の住宅を確保する」、さらに老朽化が進む県営住宅の将来的な対応に関する目標「県営住宅のあり方を考える」を定め、「住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり」を進めます。



- 1.3 貧困層・脆弱層の人々を保護する
- 10.4 政策により、平等の拡大を達成する
- 11.1 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
- 11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する

目標4-1

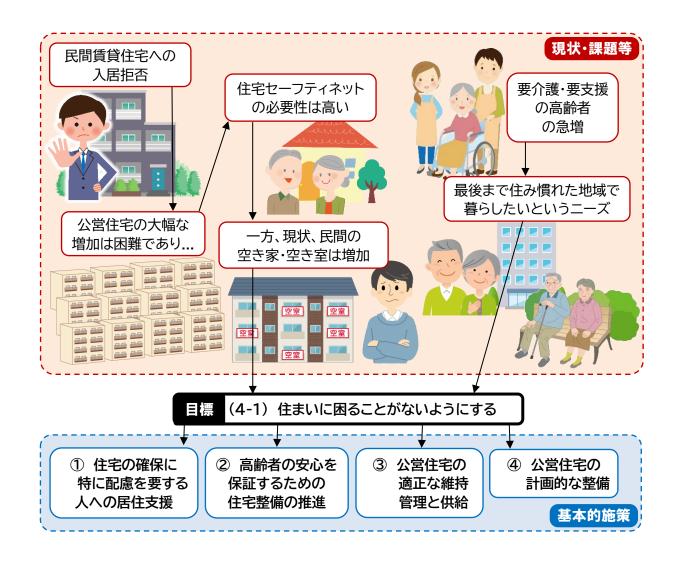
住まいに困ることがないようにする

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯、ひとり親、LGBT等、被災者などの世帯や、低所得者は、民間賃貸住宅に入居するとき、保証人の確保や言葉の壁、入居後のトラブルなどを心配する家主から入居を断られたりすることがあります。本県では、これらの住宅の確保に特に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)が今後も増加する見込ですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらも活用し、全ての県民が安心して健康で文化的な生活が営めるよう、行政、不動産関係者、社会福祉協議会などの居住支援団体等が連携して居住支援に取り組みます。

また、特に令和 22 年まで 65 歳以上の高齢者人口の増加が予想されており、要介護・要支援の高齢者の急増が見込まれています。こうした中、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組が進められています。一方、高齢者の身体的な状況は様々で、例えば、元気で自立して生活できる方、介護が必要不可欠の方、また一部の支援で済む方もいます。日常生活動作ができる方が過剰な介護サービスを受けると、自立した生活が困難になるケースもあります。この点を踏まえ、自宅のほか多様な形態の高齢者向け住宅の確保とともに、必要に応じて適切な生活支援や介護サービスが受けられるように、福祉関係者や住宅関連事業者・市町・県の連携により、総合的な支援に取り組みます。

公営住宅については、既存のストックを最大限活かしつつ、引き続き、住宅セーフティネットの根幹として適切な維持管理と供給、効率的な運用に取り組みます。

※ 今後の公営住宅などの供給目標量については、51~52ページに記載のとおりです。



<u>基本的施策</u>

◎ 住宅の確保に特に配慮を要する人への居住支援

「・」 居住支援

・住宅確保要配慮者に対しては、居住支援団体や不動産関係団体(住宅関連事業者)、市町、県で構成する三重県居住支援連絡会などを通じて、積極的な居住支援に取り組みます。本県では、「三重県あんしん賃貸住宅登録制度」を運用してきましたが、平成29年の「住宅セーフティネット法」の改定に伴う「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度」により、引き続き住宅確保要配慮者のための居住支援に取り組みます。

◎ 高齢者の安心を保証するための住宅整備の推進

○ 高齢者向け住宅

・特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設のほか、サービス付き高齢者向け住宅やバリアフリー改修した自宅など、高齢者の身体的な状況、ニーズに応じた住宅の提供を推進します。サービス付き高齢者向け住宅等においては、入居者の安定居住のために、事業者の経営状況の確認を行うほか、介護サービスの過剰提供の監視強化も図ります。

また、IoT(Internet of Things)技術をはじめとした新技術の活用により、高齢者の健康管理や遠隔地からの見守りをより効率的に行えるような取組を、住生活関連サービス事業者と連携しながら推進します。

・高齢者が愛着のある住み慣れた地域で、最期まで希望どおりに暮らせるよう、自宅を手放す ことなくリフォームしたり、新しい住宅への住み替えや施設に入居したりするための資金を 得やすくするために、住宅融資保険制度や民間金融機関などのリバースモーゲージなどの支 援制度の充実に取り組みます。

◎ 公営住宅の適正な維持管理と供給

♂ 公営住宅(管理)

- ・少子高齢社会の到来及び新型コロナウイルス感染症の影響による所得や雇用の減少により、 公営住宅は、今後さらに住宅セーフティネットとしての役割を担うことが期待されるため、 適正な供給に取り組みます。
- ・連帯保証人を確保できないため県営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、現在も特定の入居者に対しては、連帯保証人を免除する措置を講じていますが、今後も さらなる緩和を検討します。
- ・維持・管理・修繕などに関する業務について、民間の活力を利用し、入居者の満足度向上を 図るとともに、経費の削減に努めます。
- ・地域コミュニティの維持のために学校法人等と協定を締結し、空き住戸を大学生に提供する ほか、社会福祉事業としての使用についても検討します。

◎ 公営住宅の計画的な整備

√ 公営住宅(整備)

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、ストックを有効に活用するための予防保全型の維持管理や機能改善に取り組むとともに、耐用年限を超え、入居者のいない老朽化した公営住宅については、除却を進めます。また、必要な供給量の確保のために建替えなどの検討を行います。
- ・居住者の二ーズや社会情勢に適した居住環境とするため、バリアフリー化や子育てしやすい 住戸への改修などに取り組みます。
- ・市町営住宅の計画的な整備を進めるため、必要な技術的助言等を行います。



県の役割

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援制度の普及啓発と居住支援体制の構築
- 住宅耐震や空き家活用等において、住宅融資保険制度、リバースモーゲージなどの支援制度の情報提供
- ニーズに応じた高齢者向け住宅の供給促進
- 県営住宅の適切な維持管理と住宅困窮世帯等への住宅供給
- 県営住宅の計画的な整備
- 市町営住宅の計画的な整備への支援

主な取組

1) 三重県居住支援連絡会でのセミナーや住宅相談会の開催 【県土整備部】

2) 市町居住支援協議会の設立支援 【県土整備部】

3) 居住支援法人の指定制度の普及啓発と法人指定 【県土整備部】

4) セーフティネット住宅の制度の普及啓発と住宅登録 【県土整備部】

5) 家庭内暴力(DV)被害者などの犯罪被害者等に対する住まいに関する情報提供及び 入居支援 【子ども・福祉部・県土整備部】

6) サービス付き高齢者向け住宅等への立入検査 【子ども・福祉部・県土整備部】

7) 高齢者の地域支援体制の構築に向けた取組の促進 【医療保健部】

8) 指定管理者への委託による県営住宅の効率的な管理・運営と年4回の定期募集【県土整備部】

9) 各種団体との協定に基づく県営住宅の利活用 【県土整備部】

10) 県営住宅の長寿命化に向けた計画的な整備の実施 【県土整備部】

11) 老朽化した県営住宅の計画的な除却 【県土整備部】

12) 県営住宅の高齢者や子育て世帯向けの住戸内改善など居住性向上のための改修の

実施 【県土整備部】

13) 「地域住宅協議会」等における県営住宅の整備等に関する情報提供 【県土整備部】

国 に期待する役割

- 住宅確保要配慮者向けの住宅供給の制度・枠組みの充実
- 民間賃貸住宅への円滑な入居促進と生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携に向けた制度・枠組みの充実
- 高齢者の住み替え等を円滑化する制度・枠組みの充実(高齢者等所有の戸建住宅等を子育 て世帯等へ賃貸する制度、住宅金融支援機構のリバースモーゲージの促進等)
- 高齢者需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の制度・枠組みの充実
- 公的賃貸住宅の建替え等の適切な実施に向けた制度・枠組みの充実
- 公営住宅等の整備等に関する技術的助言や制度・枠組みの充実

市町に期待する役割

- 市町における住宅部局と福祉部局等が連携した居住支援体制の構築と民間賃貸住宅等も活用した居住支援の取組
- 公営住宅を主とした住宅セーフティネットのあり方の検討や協議への積極的な参加
- 住宅困窮世帯等への市町営住宅の適切な供給
- 民間活力の導入などを視野に入れた市町営住宅の適正かつ効率的な運営
- 市町営住宅の長寿命化に向けた計画的な整備
- 市町営住宅の居住性の改善に向けた改修の実施
- 老朽化した市町営住宅の除却や集約・建替えの推進

住宅関連事業者 関係 団体 に期待する役割

- 社会福祉協議会や居住支援法人による住宅確保要配慮者に対する居住支援
- 民間賃貸住宅の所有者・管理者によるセーフティネット住宅の登録
- 住宅金融支援機構や民間金融機関によるリバースモーゲージ等の住宅を担保とした資金調 達方法の充実
- 高齢者向け住宅の整備と民間賃貸住宅における死亡時の円滑な対応が可能な「残置物の処 理等に関するモデル契約条項しの活用
- 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守りなど高齢者の需要に合わせた多様な住生活関連サ ービスの提供
- 公営住宅の指定管理者による入居者の満足度や入居率向上の取組
- 子育て世帯への独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)による適切な住宅供給

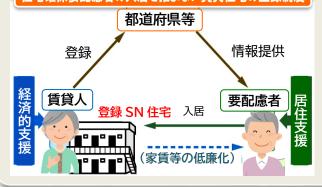
県民 に期待する役割

- 自治会などを通じた高齢者世帯への見回りの実施
- 公的賃貸住宅入居者間や入居者と地域住民との交流

「新たな住宅セーフティネット(SN)制度」とは

高齢者・障がい者・子育て・外国人世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みですが、住宅SN の根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方、民間の空き家・空き室は増加して いることから、それらを活用した、新たな住宅SN制度が平成29年10月からスタートしています。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度



登録住宅の改修や入居者への経済的な支援

SN 住宅として登録すると、国のホームページに 掲載され、改修工事費の補助等を受けることがで きます。

住宅確保要配慮者に対する居住支援

居住支援協議会

居住支援法人

提供等の支援を実施

要配慮者及び賃貸住宅家賃債務保証の提供、賃貸 の賃貸人に、住宅 SN 制 住宅への入居に係る住宅 度の周知や住宅情報の 情報の提供・相談、見守り などの生活支援等を実施

公営住宅の新たな活用と取組

空室を大学生に提供

居住環境の向上

一部の県営住宅について、地 域活動等へ参加することを条

件に、周辺に民間 賃貸住宅が不足し ている大学の学生 等へ提供していま す。



段差解消や手すり設置、浴槽・ 給湯機の設置、間取り改修など、

県営住宅のイメージを "綺麗で清潔・明るい" に変えるための改修を 行っています。

住宅確保要配慮者は増加している一 方で、県営住宅は、近年空室率が上昇し ており、ニーズに十分に応えられていな い状況にあるものと考えられます。

このため、入居要件を緩和したり、設 備改修するなどの取組を行っています。

中層住宅にエレベーターを設置

全国では、バリアフリー化のため、EV の 無い4,5階建ての公営住宅に EV を設置 する工事を進めている事例もあります。

公営住宅などの供給目標量について

1. 現状

令和2年度末時点の本県の公営住宅(県営住宅及び市町営住宅)等は16,961 戸あり、その多くは昭和40年代後半から昭和50年代前半に建築されたもので老朽化が進んでいることから、県や市町では公営住宅の長寿命化工事を進めているほか、老朽化が著しいものは新たな入居者を募集せず、計画的に除却を進めています。令和2年度末時点の入居戸数は11,803戸で入居率は約70%です。

2. 概要

このような本県の状況を考慮しつつ、将来的な需要動向などを検討したうえで、公営住宅などの供給目標量を定めることとします。

3. 公営住宅などの供給目標量の算定

令和3年度から令和7年度までの5年間及び令和12年度までの10年間の「①要支援世帯数※」、要支援世帯1世帯につき1戸を供給するとした「②公営住宅などの供給目標量」は以下のとおりです。

※市場において自力では適正な水準の住宅を応分の負担で確保することが困難である世帯

	令和3年度から7年度 (5年間)	令和 3 年度から 12 年度 (10 年間)
①要支援世帯数	3,500 世帯	7,700 世帯
②公営住宅などの供給目標量	4,090 戸	8,040戸
充足率(②/①×100)	117%	104%

5年間及び10年間ともに充足率は100%を超えているため、計画期間内に公営住宅などの供給目標量を達成することで、民間賃貸住宅に入居している要支援世帯に対して、新規建設を行わずとも必要な公営住宅などを十分に供給することが出来ます。

なお、平成 28 年度から令和 2 年度までの直近 5 年間では、要支援世帯数 4,100 世帯に対して、公営住宅等を 4,151 戸供給することができました。

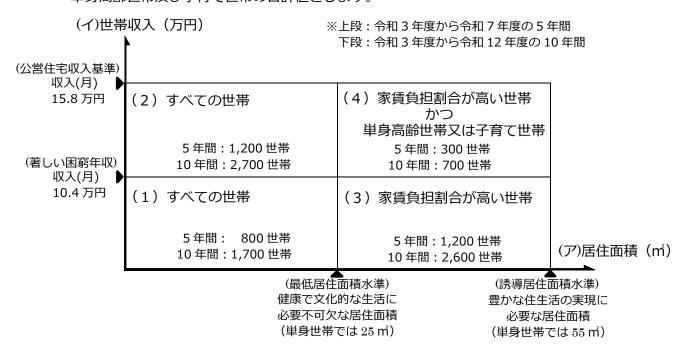
要支援世帯数の算定は、「公営住宅供給目標量設定支援プログラム(国土交通省提供)」に従い、以下の統計データを用いて推計しました。

- ・平成30年住宅・土地統計調査(総務省)
- ・日本の世帯数の将来推計「都道府県別 2019 年 4 月推計](国立社会保障・人口問題研究所)
- ・平成27年国勢調査(総務省)

公営住宅などの供給目標量は、公営住宅などに入居している世帯にはそのまま提供し続けるとしたうえで、計画期間内に民間賃貸住宅に入居している世帯のうち要支援世帯が公営住宅などに全て入居可能とするために、必要となる公営住宅などの戸数をいいます。算定は、計画期間内に空き家募集する戸数に加えて、新たに民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅として活用する戸数と公営住宅の建て替え分の戸数の合計としています。

参考

① 「要支援世帯数」は、(ア)現在住んでいる民間賃貸住宅の居住面積、(イ)世帯収入の観点から次の4区分に分けたうえで、下表における(1)(2)については全ての世帯、(3)については収入に対して家賃負担の割合の高い世帯、(4)については収入に対して家賃負担の割合の高い世帯、かつ、本県で公的な支援が必要であると定めた単身高齢世帯及び子育て世帯の合計値とします。



② 公営住宅などの供給目標量の内訳は以下のとおりです。

		令和3年度から7年度 (5年間)		令和3年度から12年度 (10年間)	
②公営住宅などの供給目標量		4,090 戸	8,040戸		
内訳	公営住宅	空き家募集	3,900戸	7,700戸	
		借り上げ	10戸	30戸	
		建替え	20戸	100戸	
	改良住宅	空き家募集	160戸	210戸	

「空き家募集」:「公営住宅及び改良住宅ストック数のうち募集対象戸数※1」

×「各住宅の年間空き家発生率※2」×「計画期間」

※1 募集対象戸数:全戸数のうち空き家となっても老朽化などの理由により 新たに募集を行わない戸数を除いた戸数で、公営住宅は 13,163 戸、改 良住宅は 2,577 戸あります。(令和 2 年度末)

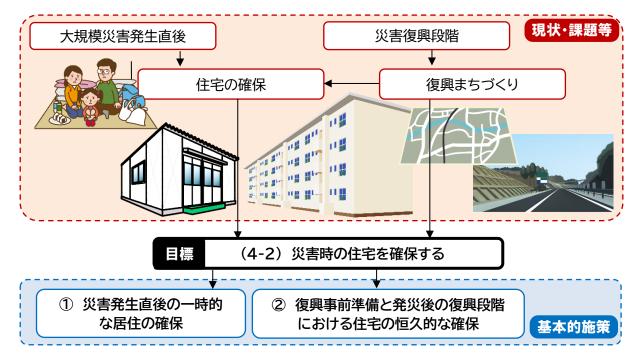
※2 年間空き家発生率:「募集戸数」:「募集対象戸数」(過去の実績より)

「借り上げ」: 民間賃貸住宅を借り上げることで公営住宅としてみなし活用する戸数「建替え」: 老朽化などにより募集を停止し、入居者のいない公営住宅の建て替え戸数

目標4-2

災害時の住宅を確保する

大規模災害発生直後及び災害復興段階では、多くの被災者が住宅の確保に困窮するケースが 東日本大震災後の被災地でも見られました。この点を踏まえ、本県においても近い将来起こる と言われる南海トラフ地震が発生しても、被災者が安心して暮らせるように、段階に応じた住 まいの確保に取り組みます。



基本的施策

◎ 災害発生直後の一時的な居住の確保

① 被災者向け住宅等

- ・事前の被害想定に加え、応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している各団体、市町等との間で、平時から連絡体制の確立、シミュレーション訓練の実施、応急仮設住宅の用地確保の検討などを行い、大規模災害が発生した場合の被災者の迅速な住宅確保に備えます。
- ・発災時においては、被災者による自宅の応急修理を進めるほか、被災の状況に応じて公営住宅の提供に加え、賃貸住宅の経営者団体との協定に基づく民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅の建設などに取り組みます。

◎ 復興事前準備と発災後の復興段階における住宅の恒久的な確保 (□ 復興まちづくり) 復興住宅

- ・災害が発生してからでは、十分な検討を行う時間的な余裕がないため、平時から復興体制・ 復興手順・復興目標等の復興まちづくりのための事前準備を進めます。
- ・大規模災害への緊急対応が一段落した段階においては、地域の復興に向けた取組が必要となるため、復興住宅の建設候補地選定についても事前準備の中で検討します。

分 役 割 佣

県の役割

- 被災者に対する一時的な住宅の確保
- 被災者住宅の確保及び復興まちづくりに関する体制整備

主な取組

1) 一時提供住宅としての県営住宅の空室確保・整備・提供 【県土整備部】

2) 自宅再建のための借入金に対する利子補給補助の実施 【県土整備部】

3) 災害公営住宅の供給 【県土整備部】

4) 一時提供住宅の提供に対する平時の準備・体制整備 【県土整備部】

5) 応急仮設住宅・応急修理に関する平時の準備・災害時の対応

【防災対策部・県土整備部】

6) 市町や協定団体との建設型応急仮設住宅に関するシミュレーション訓練の実施

【県土整備部】

7) 市町と建設型応急仮設住宅に関する地域の建築技術者の情報を共有 【県土整備部】

8) 復興事前準備に関する市町支援

【県土整備部】

□□に期待する役割

- 大規模災害等発生時の他都道府県からの公営住宅等の提供に対する支援
- 災害公営住宅の建設に対する支援

前町 に期待する役割

- 大規模災害等発生時における被災者に対する一時的な住宅の確保
- 大規模災害等発生時における被災者住宅の確保及び復興まちづくり
- 大規模災害等発生時における生活相談体制及び生活支援体制の充実
- 災害公営住宅の供給
- 復興まちづくりのための事前準備
- 建設型応急仮設住宅に関するシミュレーション訓練の実施

住宅関連事業者 関係団体 に期待する役割

- 大規模災害等発生時における建設型応急仮設住宅の迅速な供給や民間賃貸住宅の提供など 被災者のスムーズな入居支援への協力
- 大規模災害等発生時における住宅に関する技術提供による地域復興への協力

県民 に期待する役割

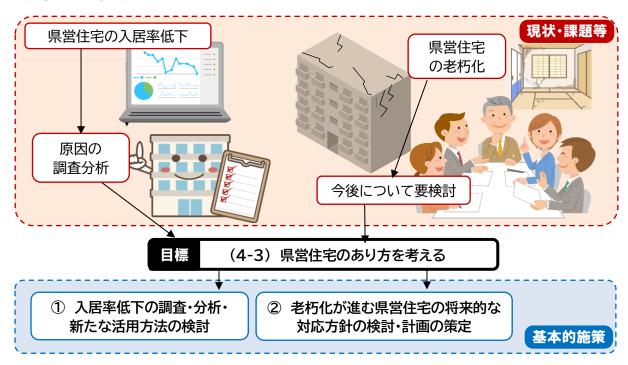
- 大規模災害等発生時における地域の居住安定に向けた協力
- 市町が行う復興事前準備への参画

目標4-3

県営住宅のあり方を考える

近年、県営住宅の入居率は、年2%程度の減少傾向が続いているため、入居率低下の原因について調査等を行うとともに、新たな活用方法を模索する必要があります。

県営住宅は市町営住宅とともに住宅セーフティネットの根幹として、これまで「三重県公営住宅等長寿命化計画」に基づき一定の居住環境の水準を維持してきましたが、経年による老朽化や、入居者の高齢化、外国人の増加等が進む中で、今後の県営住宅のあり方について検討する必要性が高まっています。このため、県では、県営住宅の将来的な対応に関する計画を策定することとします。



基本的施策

◎ 入居率低下の調査・分析・新たな活用方法の検討

○ 入居率向上

- ・公営住宅は、「公営住宅法」の規定に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で 賃貸等することを目的として設けられているものです。
- ・本県には、現在、59 団地 277 棟 4,019 戸(特定公共賃貸住宅を含む。)の県営住宅があります。このうち、募集を停止している政策空き家 598 戸を除いた戸数 3,421 戸について、5年前には 78.7%だった入居率が、令和2年度末時点で 68.6%まで低下しています。住宅確保要配慮者のうち低所得世帯数は増加しているにもかかわらず入居率が低下している状況にあるため、詳細にこの原因について調査・分析し、新たな活用も含め入居率の向上に取り組む必要があります。

◎ 老朽化が進む県営住宅の将来的な対応方針の検討・計画の策定

県営住宅 明編計画

・県営住宅の平均築年数は45年であり、老朽化が深刻な状況にあります。現在、住宅の新築、 建替えは行わず、既存住宅の改修によって長寿命化を図っていますが、いずれ改修や修繕対 応では、設備上の一定の水準を維持できなくなることが予想されます。このため、個々の団 地・住宅の事情・周辺環境に応じた具体的な対応方法について、有識者等も交えた検討を行 うとともに市町等と協議し、市町営住宅や民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅 を考慮したうえで、県営住宅の将来的なあり方を定める「県営住宅再編基本計画(仮)」を取 りまとめます。

役







県の役割

- () 入居率低下の原因の把握
- 入居率向上のための施策の検討・実施
- 県営住宅の将来的な対応方針の検討
- 「県営住宅再編基本計画(仮)」の策定

主な取組

1) 入居率低下原因の調査・分析

【県土整備部】

2) 調査・分析の結果を踏まえ、必要な取組を実施

【県土整備部】

- 3) 公営住宅を主とした住宅セーフティネットのあり方について、市町や関連事業者と の協議や方針の共有等の実施 【県土整備部】
- 4) 有識者等を構成員とした県営住宅のあり方に関する検討会の開催

【県土整備部】

5) 県営住宅の再編・市町営住宅との統合等に伴う市町との協議・調整 【県土整備部】

■■に期待する役割

○ 公営住宅の将来的なあるべき姿の検討、実現への支援

市町に期待する役割

- 県営住宅の再編等に関する協議・調整への対応
- 各市町における公営住宅のあり方の検討実施

| 住宅関連事業者 | 関係団体 に期待する役割

○ 公営住宅を主とした住宅セーフティネットのあり方の検討や協議への積極的な参加

県民 に期待する役割

県営住宅の再編等に対する協力

3-2 地域特性に応じた取組方向

ここでは、県内を5地域(北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州)に分け、各地域の地理 的特性に加え、人口や世帯数のほか、空き家率や耐震化率等の住宅状況について、地域ごとの 特性を把握した上で、3-1の具体的な施策のうち、それぞれの地域で、市町や住宅関連事業 者・関係団体及び県民が重点的に実施すべき事項を整理します。

(1) 地域の特性

① 地域別特色

生活上の結びつきを踏まえ、県内の市町を5地域(北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、 伊賀地域、東紀州地域)に分けると、各地域の人口、世帯数、住宅の状況は以下のとおりとな

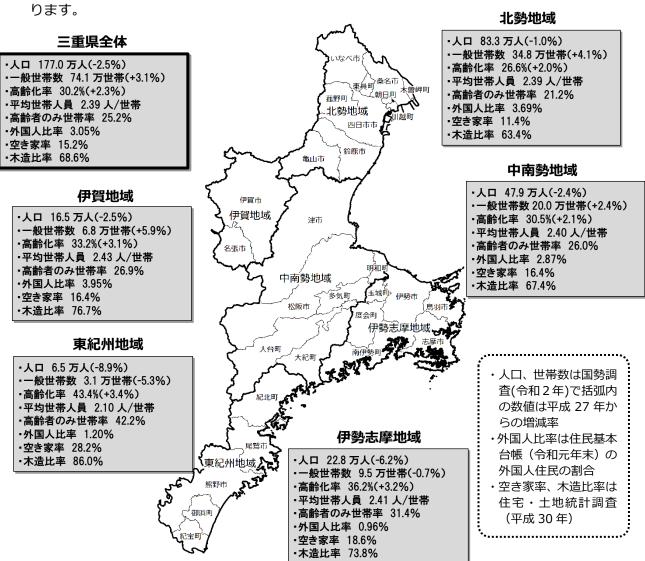


図 3-1 地域別特色(人口、世帯数、空き家率等)

(2) 地域の特性に考慮した取組方向

ここでは、県内全地域共通の課題に応じた取組のうち、県内5地域について、各々の地域特性に応じ、特に重点的に進めるべき取組について整理しています。

北勢地域



地域別状況 及び課題	立地状況等	名古屋への通勤圏であることから、鉄道沿線を中心に人口が 比較的集積しています。比較的沿岸部に居住や都市機能が集中 しており、津波対策が必要です。
	人口動向	人口は減少に転じたものの、今なお多くの人口を抱えており (令和2年:83.3万人)、世帯数は増加傾向が続いています。 また、外国人が比較的多く居住(令和元年:3.69%)しています。
	住宅状況	住宅需要の大きい地域であり、住宅や住宅地の供給を図るべき重点供給地域を含んでいます。 空き家率は 11.4%と県内で最も低いものの、利用目的のない空き家数は 22,980 戸と最も多くなっています。
	住生活に対する評価	住宅の不満率、居住環境の不満率、ともに比較的低い地域で す。
重点的に	■ 津波浸水	予測区域から市街地への居住誘導
進めるべき	■ 子育て世帯や単身世帯の増加に対応した住宅の供給	
取 組	■ 立地適正化計画等に基づいた都市機能の集約化	
	■ 外国人へ	の公的賃貸住宅の供給

② 中南勢地域



地域別状況 及び課題	立地状況等	洪水や土砂災害などの風水害被害が比較的多く、対策が必要です。また、比較的沿岸部に居住や都市機能が集中しており、 津波対策が必要です。
	人口動向	県庁所在地である津市をはじめとして多くの人口を抱えており(令和2年:47.9万人)、人口は近年減少傾向となっていますが、世帯数は増加が続いています。
	住宅状況	空き家の増加率は他地域に比べて比較的高い(平成 25 年→ 30年:21.1%増)状況です。
	住生活に対する評価	住宅の不満率は低いものの、居住環境の不満率は比較的高い 地域です。特に子どもの遊び場、子育て支援サービス、道路の 歩行時の安全性に関する不満が高くなっています。
重 点 的 に 進めるべき 取 組	■ 立地適正	予測区域から市街地への居住誘導 化計画等に基づいた都市機能の集約化 安全かつ快適に暮らせるためのまちづくり

③ 伊勢志摩地域



地域別状況 及び課題	立地状況等	リアス式海岸で入り組んでいる沿岸部が多いことから、津波 被害を想定した住生活における安全性確保が必要です。また、 伊勢神宮や志摩半島など、観光地が点在しており、これらの地 域資源を活用することができます。	
	人口動向	人口は減少傾向が続いており、世帯数は概ね横ばいとなっています。高齢者のみの世帯割合が 31.4%と高齢化が進行しており、高齢者にとっての住まいづくりが必要です。	
	住宅状況	空き家率が 18.6%と、他地域に比べて比較的高い状況です。	
	住生活に対する評価	住宅の不満率、居住環境の不満率、ともに比較的低い地域で す。	
重 点 的 に 進めるべき 取 組	こ ■ 津波浸水予測区域における居住抑制 ■ 空き家の除却及び活用のより一層の促進		

④ 伊賀地域



地域別状況 及び課題	立地状況等	内陸部に立地しており、盆地に人口が集中しています。また、 大阪への通勤圏であることから、丘陵地に大規模団地が存在し ます。		
	人口動向	人口は減少傾向が続いていますが、世帯数は増加しています。外国人が他地域に比べて多く居住(令和元年:3.95%)しています。		
	住宅状況	大阪のベットタウンとして開発された郊外型の住宅地等の 老朽化の進行が懸念されます。また、他地域に比べて耐震改修 の実施が低い状況です。		
	住生活に対する評価	居住環境の不満率は低いものの、住宅の不満率は比較的高い地域です。特にエネルギー消費性能、バリアフリーの観点における高齢者への配慮に関する不満が他地域に比べて高い状況です。		
重点的に		震改修促進		
進めるべき		長期優良住宅をはじめとした、良質な住宅の整備		
取 組	■ 立地適正	也適正化計画等に基づいた都市機能の集約化		
	■ 住宅団地	地の再生		
	■ 外国人へ	の公的賃貸住宅の供給		

5 東紀州地域



地域別状況	立地状況等	リアス式海岸で入り組んでいる沿岸部が多く、人口はわずか	
退場が表現している。	立地仏光寺	な平地に集中しています。また、地形上、津波被害のリスクが	
及U·床度		高く、住生活における安全性確保が必要です。	
		高く、任主者における女主任権保が必安とす。 さらに、熊野古道などの観光地を保有しており、景観や地域	
		の魅力を活かしたまちづくりも考えられます。	
	人口動向	人口減少が他地域と比べて著しく(平成 27 年→令和 2 年:	
		8.9%減)、世帯数も減少しています(平成 27 年→令和 2 年:	
		5.3%減)。	
		高齢者のみの世帯割合が 42.2%と非常に高く、高齢化が最	
		も進行しています。高齢者の居住を支える取り組みが必要で	
		ब .	
	住宅状況	空き家率が県内で最も高く (平成 30 年 : 28.2%)、世帯数の	
		減少に伴って今後も空き家の増加が見込まれます。空き家の除	
		却、活用などの対策をより一層強化する必要があります。	
		一方、既存住宅については、長期優良住宅の認定件数やセー	
		フティネット住宅の登録件数が他地域に比べて低い状況です。	
	住生活に	住宅の不満率、居住環境の不満率、ともに最も高い地域です。	
	対する評価	他地域に比べて、住宅及び居住環境のより一層の充実が必要な	
		地域です。特に住宅、居住環境とも、災害に対する不満が高い	
		状況です。	
重点的に	■ 津波浸水	予測区域から市街地への居住誘導	
進めるべき	■ 災害に強	い住宅の整備	
取組	■ 空き家の	D除却及び活用のより一層の促進	
	■ 長期優良	住宅の促進	
	■ 日常生活	における利便性向上(医療・福祉・文化・教育施設、公共交通)	
	■ 地域の特	徴を活かしたまちづくり	
	■ 地域コミ	ュニティの再生及び地域を担う人材育成	
	■ 県外から	の移住者受け入れ体制充実及び定住促進	
	■ 高齢者向	け住宅の確保(サービス付き高齢者向住宅、セーフティネット住	
	宅、公営賃貸	住宅等)	

なお、これらの施策を展開するにあたっては、地域ごとの特徴を活かした取組が求められることから、県内の市町と十分協議を図り、各市町と共に取り組みます。

(3) 住宅及び住宅地供給の方向

県民の居住ニーズの多様化を考慮し、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保 できるよう、世帯数が比較的増加傾向にある北勢地域及び中南勢地域の一部地域において、住 宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域(重点供給地域)を設定します。

重点供給地域では、市町が策定する市町住生活基本計画、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、地域の特性を踏まえた規制や誘導、住宅及び住宅地の供給に関する施策などに取り組みます。



※大都市地域:「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」(大都市法)で規定する 「中部圏開発整備法」に規定の都市整備区域及びその周辺の自然的条件、社会的条件に関係があ る地域

■重点的に供給を図るべき地域(重点供給地域)

重点供給地域は、「大都市法」における大都市地域に位置し、なかでも、地域の立地、土地利用の状況から見て住宅もしくは住宅地の供給を図るべき地域として住宅供給の必要性が高い地域で、今後 10 年間に相当量の良好な住宅または住宅地の供給が見込まれる一定のまとまりのある地域とします。



※ 土地区画整理事業:「土地区画整理法」に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、 土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業

3-3 成果指標

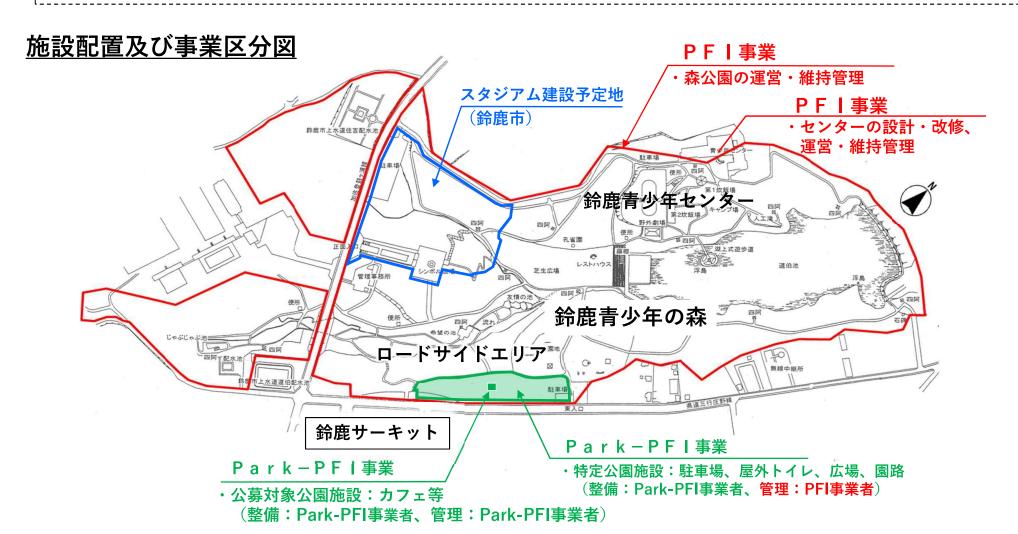
将来像の実現に向け、その進捗状況を把握するため、基本方針に対しての成果指標を以下のように設定します。

	指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和 1 2 年度)
基本方針	【目標 1-1 安全な住まいで暮らす】 住宅における耐震化率	86.1%	91.6%
針 1	【目標 1-2 住宅地での災害を減らす】 空き家の除却補助戸数	1,108戸/年	2,000 戸/年
	【目標 2-1 より良い住まいを実現する】 新築住宅における長期優良住宅の割合	24.5%	28.5%
基本方針	【目標 2-2 既存住宅の価値を高め、活用する】 県内の住宅リフォーム市場規模	947 億円 (令和元年)	1,300 億円
針 2	【目標 2-2 既存住宅の価値を高め、活用する】 空き家を活用するための改修費用の補助制度を 有する市町数	17 市町	29 市町
	【目標 2-3 住まいの疑問にこたえる】 住宅関連団体における相談対応件数	782 件/年	1,200 件/年
基本方針 3	【目標 3-1 魅力ある地域にする】 地域に愛着があり住み続けたいと感じている 県民の割合	76.0%	82.0%
	【目標 3-1 魅力ある地域にする】 県外の移住希望者に対するセミナー・相談会等の 実施数	34 件/年	40 件/年
	【目標 3-2 環境をまもる】 (再掲) 新築住宅における長期優良住宅の割合	24.5%	28.5%
基本方針 4	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 公的な支援を要する世帯数に対する公営住宅の 供給数の割合	97.9%	100.0%
	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 居住支援協議会の市町人口カバー率	0.0%	50.0%
	【目標 4-1 住まいに困ることがないようにする】 県営住宅の長寿命化工事達成割合	8.3%	100.0%
	【目標 4-2 災害時の住宅を確保する】 市町の復興事前準備の着手率	58.6%	100.0%
	【目標 4-3 県営住宅のあり方を考える】 県営住宅の入居率	68.6%	80.0%

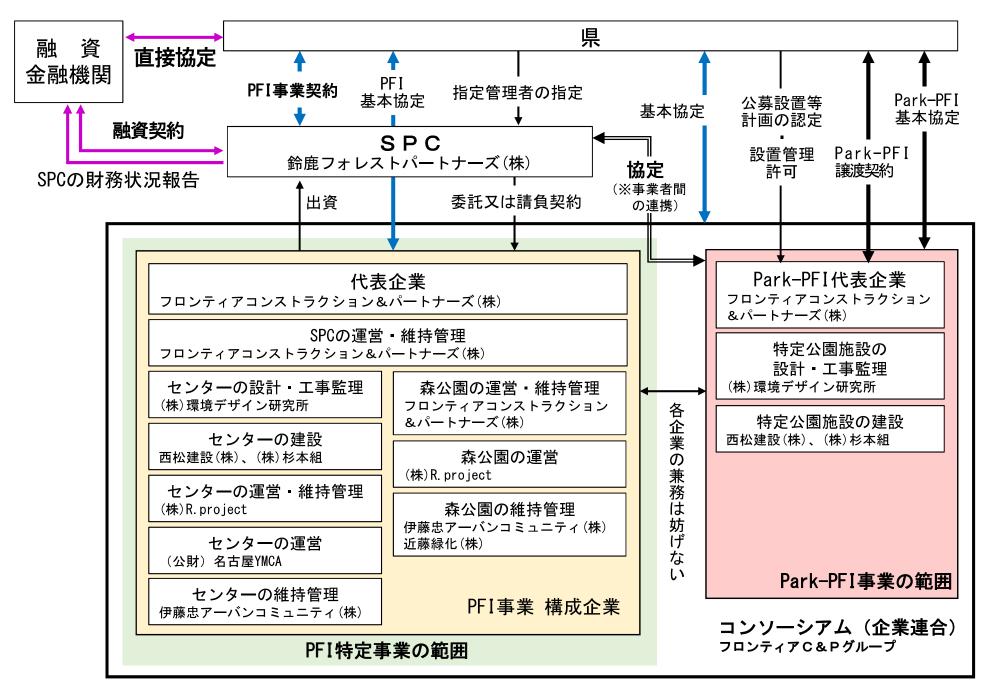


1 附带決議

当局におかれては、指定管理事業者と行政のリスク分担について、また今後指定管理 事業者のモニタリングと**チェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容**に ついて、締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。



2 契約形態



3 契約概要

(1) 事業期間

令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

(2) 鈴鹿青少年センターの改修・運営管理、鈴鹿青少年の森の運営管理 (PFI事業)

契約額 4,770,405,068円

契約相手方 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※本事業のために設立されたSPC (特別目的会社)

内 ② 鈴鹿青少年センター 設計・改修業務、運営・維持管理業務(指定管理)

② 鈴鹿青少年の森(特定公園施設を含む)運営・維持管理業務(指定管理)

4 直接協定

(1) 直接協定とは

直接協定とは、SPCによるPFI事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、県によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関が一定期間留保することや、融資金融機関による担保権の設定・実行に関する取り決めなど、事業に対する一定の介入を可能とするために、県と融資金融機関の間で直接結ばれる協定。

県にとって、公共サービスを継続的かつ安定的に供給する観点から意義がある。

(2) 直接協定の必要性

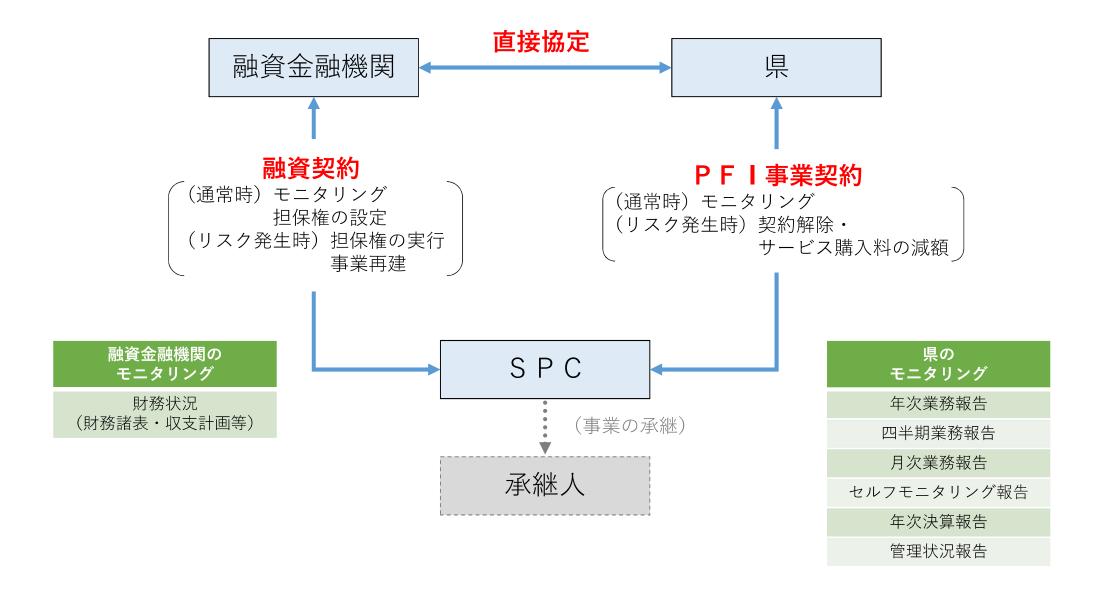
県

- ① 公共サービスの安定性、継続性の確保
- ② 債権保全を目的とする融資金融機関による強制的資金回収、資産処分による公共サービスの停止リスクの回避
- ③ 融資金融機関の積極的な事業介入による事業再建

融資金融機関

- ① 資金回収の大前提である事業継続の確保
- ② 県側の一方的事業破棄リスクの回避
- ③ 解除事由発生の場合、契約解除前の融資金融機関による事業再構築機会の確保

(3) 直接協定の仕組み



(4) 主な内容

規定項目	内容	「(2)直接協定の必要忙 該当項目	生」
①融資金融機関による	<u>県は</u> 、融資金融機関が実施した <u>SPCの経営状況に</u> 関するモニタリング情報の提供を受けるとともに、事	公共サービスの安定 性・継続性の確保	県
モニタリングの実施と 情報共有	業の円滑な実施及びその継続に向けて協議を行うこと ができる。	資金回収の大前提で ある事業継続の確保	融資 金融 機関
② 担保権設定の事前 承諾	<u>県は</u> 、融資金融機関がSPCの株式やPFI事業 契約の債権に <u>担保権を設定することについて、認め</u> ない合理的な理由がある場合を除き、承諾する。	公共サービスの安定 性・継続性の確保	県
③ 担保権実行の事前通知 および協議	県は、融資金融機関がSPCの株式やPFI事業契約の債権に対する担保権の実行をしようとする場合は、融資金融機関から事前に通知を受け、今後の対応方針について協議を行うことができる。	融資金融機関の強制的 資金回収による公共 サービス停止リスクの 回避	県
④ P F I 事業承継に	県は、融資金融機関が担保権を実行し、PFI事業 を第三者に承継させるにあたり、承継人の選定が法令 等に従い、かつ承継人として相当であると合理的に	融資金融機関の積極的 な介入による事業再建	県
関する承諾	<u>認められる場合、これを承諾する</u> 。 なお、 <u>県は</u> 、承諾にあたっては、 <u>事前に三重県議会</u> <u>に諮り議決を得る</u> 。	融資金融機関による 事業再構築機会の確保	融資 金融 機関
⑤ 契約解除やサービス 購入料減額の事前通知	県は、SPCの提供する公共サービスが要求水準等に達していないことを理由に <u>契約の解除やサービス購入料の減額等を行おうとする場合は、原則として融資金融機関に対して事前に通知し、承諾を得る</u> 。	県による一方的な事業 破棄リスクの回避	融資 金融 機関

5 今後のスケジュール

令和4年8月 ・直接協定締結(県・金融機関)

・融資契約締結(SPC・金融機関)

令和5年2月

・第1期:ロードサイドエリア(森公園)オープン

・特定公園施設の指定管理開始

・特定公園施設及び公募対象公園施設(カフェ等)の 管理運営モニタリング開始

・森公園全体の指定管理開始 4月

・森公園全体の管理運営モニタリング開始

・第2期:センターリニューアルオープン 令和6年4月

令和23年3月 ・事業完了



1. 鈴鹿青少年の森について

(1) 概要

供用開始年:昭和47年 供用面積:51.3 ha

利用者数:約20万人(令和2年度) ※令和元年度は約32万人

設置目的: 青少年が自然の中で野外活動に親しみ、団体活動を通じて社会連帯意識を強め、

心身ともに健康で豊かな青少年を育成する

主な施設:芝生広場、炊飯場、園路(トリムコース)など

(2)位置図・平面図



(3) 主な施設







2. 鈴鹿青少年センター及び鈴鹿青少年の森における課題

<両施設が抱える主な課題>

- 鈴鹿青少年センター(以下、センター)
 - ・**施設稼働率が低い**(特に小中学校の集団宿泊研修ニーズが少ない 秋季から冬季にかけて低下)
 - ・**利用者ニーズの変化**(個室・少人数部屋がない等)
- 鈴鹿青少年の森(以下、森公園)
 - ・ 敷地が広大であり、活用しきれていない**低利用地エリア**がある
 - ・**利用者ニーズの変化**(利用者アンケートにおいて、オープンカフェ などの飲食施設や物販施設などへのニーズを確認)

3. 取組経緯

<両施設の課題に係る取組の経緯>

H29年度 「三重県財政の健全化に向けた集中取組」における

「県有施設の見直し」の対象に指定

H30年度 先行事例調査

民間事業者から意見収集

R元年度 民間活力導入可能性調査(社会実験の実施)

有識者意見交換会

両施設とも、民間活力の導入が可能な **立地ポテンシャル** を 有していることが明らかに

効率化、コスト縮減、サービス向上等が期待できる **民間活力の導入を決定**

4. センターと森公園の一体的な整備運営

課題解決に向けて-

センターと森公園で民間活力を導入し、一体的に整備運営を行うことによって

- 両施設の相互利用による低利用地の解消
- 民間事業者の創意工夫やノウハウにより公園利用者のニーズへの対応と 賑わいの創出

が期待される

PFI

- ・森公園(特定公園施設を含む)の運営・維持管理
- ・センターの設計・改修、 運営・維持管理
- ※両施設の運営・維持管理は

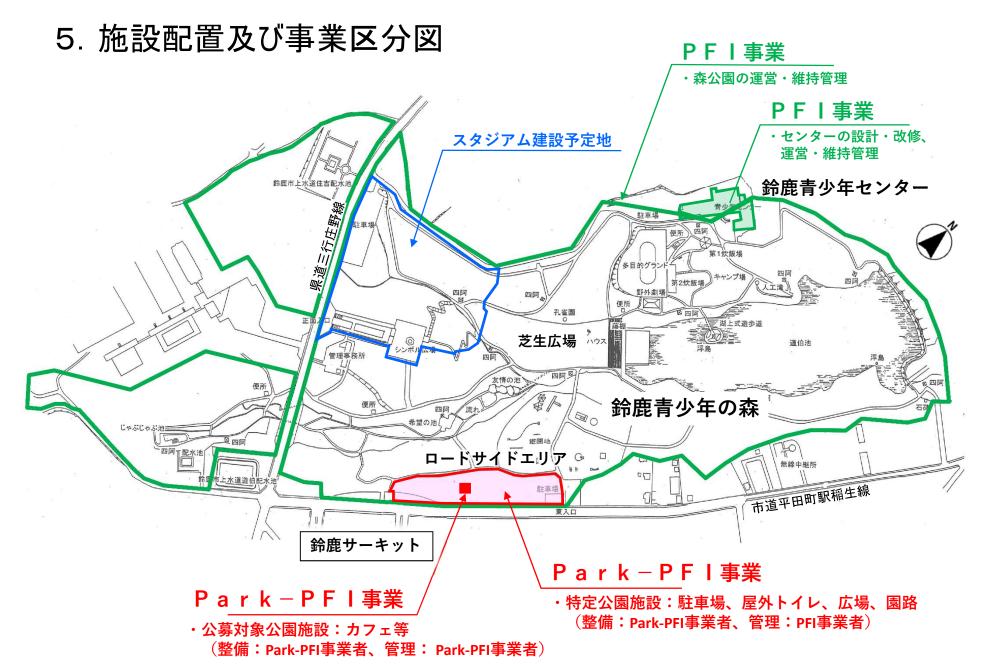
指定管理者制度を併用

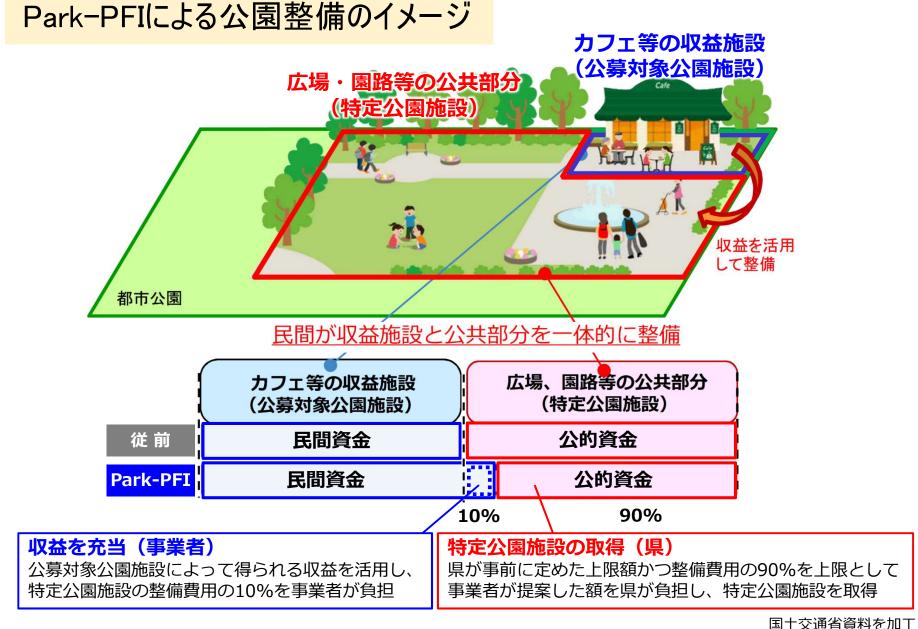
Park-PFI

ロードサイドエリア

- ・特定公園施設(駐車場、屋外トイレ等)の 整備
- ・公募対象公園施設(カフェ等)の整備、運営・維持管理

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行うことで、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待される





Park-PFI における特例措置

<従前の制度>

- ・設置管理許可(都市公園法)では、許可の期間を 最長10年 と規定
- ・更新は制度上認められているが保証はされていない
- ・カフェ等の飲食施設は、その建設投資を10年で回収することが困難



- ◆ 長期的な事業運営を担保することで、事業者による 優良な投資を積極的に誘導
- ◆ 運営しやすくするための特例措置が設けられた

< Park - PFI >

- ・公募設置等計画の有効期間を 最長20年 と規定(都市公園法)
- ・実質的に設置管理許可の更新を保証

PFIとPark-PFIの一体的な選定

両施設を**一体の施設として最大限に活用**する視点から提案を求めることによって

- 民間事業者の経営・企画ノウハウを生かし、多様化するニーズに対応
- 管理受付業務などを一本化し、効率化することで、**コスト削減**と 利用者の**利便性向上**

を図ることができる

主な事業者提案

- センターと公園内のカフェなど各拠点をつなぎ、車いす利用者など誰もが 周遊利用できるようトラムカーを運行
- カフェで借りた図書を公園内で読み、センターに返却するなどの仕組みを 構築し、利用者の利便性を向上
- 公園管理とセンター管理を一元化した管理事務所を設け、利用者への迅速 な対応が可能とする

PFI 事業と指定管理者制度

PFI事業として民間事業者が行う公園施設の管理

- 事業契約に基づき公園施設の維持管理を民間事業者に行わせるもの
- ただし、都市公園の利用料金を民間事業者自らの収入として 管理運営資金に充てるような場合には、別途、**指定管理者制度** 又は 設置管理許可制度の適用が必要

指定管理者制度

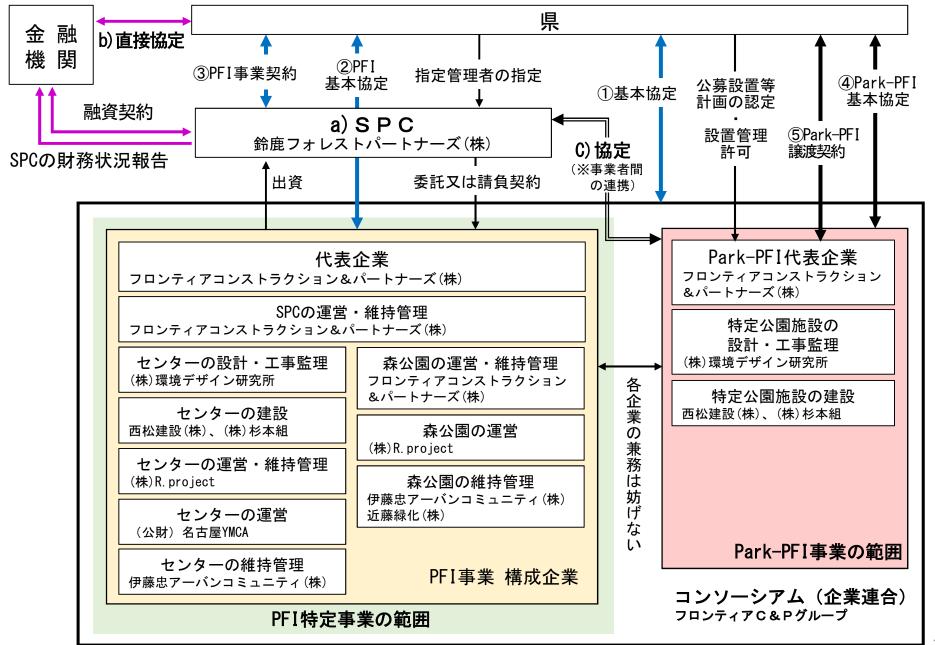
- 公園全体の包括的な管理を委ねる
- 管理のみを対象



◆公園全体の管理を、民間等に利用料金の 収受も含めて包括的に委任

PFIと併用

6. 契約形態



SPC、直接協定等

a) SPC

- ・PFI事業を実施するための特別目的会社
- ・落札者が設立し、県とPFI事業契約を締結
- ・金融機関と融資契約を締結し、資金を調達
- ・利用者から得る利用料金や県が支払う指定管理料等を原資として 金融機関からの融資を弁済

b)直接協定

- ・SPCと融資契約を締結する金融機関が、県と締結する協定
- ・事業の継続性に疑義が生じた場合に、金融機関が事業に介入 (ステップ・イン) し、立て直しを行うために必要な項目を規定

c) 協定(事業者間の連携)

・事業継続に資するための、SPCとPark-PFI代表企業が 互いに連携・セルフモニタリングを行うことを定めた、 民間企業間の協定

SPC(特別目的会社)の概要

■ 鈴鹿フォレストパートナーズ㈱ の出資比率

株主名	引受株式数(株)	比率(%)
フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社	120	30
西松建設株式会社中部支店	116	29
株式会社R. project	80	20
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	52	13
株式会社杉本組	20	5
株式会社環境デザイン研究所	4	1
近藤緑化株式会社	4	1
公益財団法人名古屋YMCA	4	1
合 計	400	100

- 代表企業(フロンティアコンストラクション&パートナーズ(株))の主な事業実績 【公園】
 - ・都立晴海ふ頭公園官民連携施設事業(代表企業) (事業内容)東京五輪2020の選手村跡地に、地域交流の場となる飲食店を整備し、公園全体の賑わいを創出 ※当公園は港湾法に基づく港湾施設であり、都市公園ではない
 - ・練馬区立四季の香ローズガーデン指定管理者(構成員(運営・維持管理)) (事業内容) 園内にバラ園、ハーブ園といった特色のある公園を管理

【教育施設】

- ・横浜市上郷・森の家改修運営事業PFI(構成企業(統括管理)) (事業内容)自然体験学習施設を一般旅行者向けにも対応できるよう整備するとともに、 新たにテントサイトを整備
- ・栃木県新青少年教育施設整備運営事業PFI(代表企業) (事業内容)青少年教育施設を一般利用者向けに整備するとともに、施設周辺にキャンプ訓練等が可能な 自然体験エリアを整備

(5) 低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正について

国土交通省(中央公契連モデル)は、令和4年3月に**低入札調査基準価格(最低制限価格**)の算定式を改正しました。

【国土交通省算定式】

改正前 (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費等×0.55)×1.1

改正後 (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費等×0.68) ×1.1 (R4.4.1~)

企業として継続するために必要な経費の対象を考慮して一般管理費等に乗じる係数が改正されています。

見直し内容

【三重県独自算定式】

現 行(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.90+一般管理費等×0.65)×1.1

改正案(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.90+一般管理費等×0.75)×1.1

県内建設業者の売上高一般管理費率は、全国平均に比べ恒常的に高く、かつ近年は上昇傾向にありその差は広がりつつあります。このため過去 5 年間において、全国平均に対する管理費率の差が最も大きい 7% (0, 07) を、国の一般管理費等に乗じる係数 0, 68 に加え 0, 75 に見直します。

期待される効果

- ○県内建設業者の実状に即した低入札調査基準価格及び 最低制限価格の算定式となり、企業として継続するために必要な経費が確保されます。
- ○平均落札率が91.7%(全国順位39位)から92.8%(全国31位相当)に上昇する見込みです。

今後の予定

○令和4年7月1日以降の公告に係る案件から 適用します。

(6)県営住宅入居時の連帯保証人の要件緩和について

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえると、今後、連帯保証人を確保することが一層困難となることが懸念される状況となっている。



これらを踏まえ、連帯保証人を確保できないため県営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう、令和4年4月から

連帯保証人を免除できる規定を新設

連帯保証人を免除する者

- ①生活保護の被保護者で代理納付に同意する者
- ②75歳以上の単身者
- ③特別障がい者である単身者
- ④DV被害者
- ⑤災害により住宅を滅失した被災者

今後の予定

現在も特定の入居者に対しては、連帯保証人を免除する措置を講じていますが、今後も更なる緩和を検討します。